

令和 3 年度 認証評価

滋賀短期大学 令和 2 年度 自己点検・評価報告書

令和 3 年 10 月

目 次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	16

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	33
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	51

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	85
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	87

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	96
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	101

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧	104
[様式 10] 備付資料一覧	107
[様式 11～17] 基礎データ	別冊

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、滋賀短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 9 月 30 日

学校法人純美禮学園

理事長 秋山 元秀

滋賀短期大学

学長 秋山 元秀

ALO

滋賀短期大学

教授 柚木 たまみ

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、大正 7 年に中野富美が創設した松村裁縫速進教授所に始まり、実業学校を開設して女性の自立のための職業教育に寄与してきた。戦後は新制高校である滋賀女子高等学校として発展してきた後、昭和 45 年には滋賀女子短期大学を開設し、地域の女子高等教育の推進に努めてきた。昭和 55 年には同附属幼稚園を置き、平成 20 年からは学園の改革に伴って男女共学の滋賀短期大学となり、附属高等学校、附属幼稚園を擁している。加えて令和 2 年度には附属すみれ保育園を開園した。

滋賀短期大学は、開学当初は服飾学科 50 人、幼児教育学科 50 人の 2 学科からなり、1 学年の入学定員は 100 人であったが、のちに時代の要請に応じて入学定員を増やし、昭和 56 年に秘書科 100 人を開設した。現在は服飾学科を改称した生活学科 80 人、保育を加えた幼児教育保育学科 150 人及び秘書科を改称したビジネスコミュニケーション学科 100 人の 3 学科を擁し、1 学年の入学定員が 330 人の短期大学である。各学科では建学の精神を基に、時代と社会の要請に応えられるコースの設置や教育内容の改革に取り組んでいる。

学園と短期大学の沿革は、次のとおりである。

< 学校法人の沿革 >

大正 7	年	4 月	中野富美「松村裁縫速進教授所」を大津市に開設
大正 8	年	4 月	「大津裁縫速進教授所」と改称
昭和 3	年	4 月	「大津裁縫女学校」を開設 中野富美 校長に就任
昭和 4	年	4 月	同校 滋賀県から滋賀県実業補習学校女子教員の養成を委託される
昭和 6	年	4 月	実業学校令に基づく学校に昇格、「大津高等裁縫女学校」と改称
昭和 19	年	1 月	財団法人純美禮学園設立認可 中野富美 理事長に就任
昭和 19	年	4 月	「大津高等裁縫女学校」を「滋賀高等女子実業学校」と改称
昭和 23	年	4 月	学制改革に伴い、新制高等学校に組織変更し、「大津家庭高等学校」と改称
昭和 26	年	3 月	私立学校法の施行に伴い、財団法人純美禮学園を学校法人純美禮学園と組織変更認可
昭和 26	年	4 月	中野富美 理事長に就任
昭和 36	年	4 月	「大津家庭高等学校」を「滋賀女子高等学校」と改称
昭和 41	年	3 月	松村信蔵理事 理事長に就任
昭和 45	年	4 月	「滋賀女子短期大学」を大津市竜が丘に開学、服飾学科入学定員 50 人、幼児教育学科入学定員 50 人 服飾学科に中学校教諭二級普通免許状（家庭）及び幼児教育学科に幼稚園教諭二級普通免許状授与の課程認定を受ける 松原武夫 初代学長に就任
昭和 45	年	12 月	幼児教育学科に保母養成校の指定を受ける
昭和 51	年	4 月	原山淑夫理事 理事長に就任 服飾学科入学定員 80 人(30 人増)、幼児教育学科入学定員 120 人(70 人増)
昭和 55	年	4 月	「滋賀女子短期大学附属幼稚園」を隣接地に開園
昭和 56	年	8 月	中野幹夫理事 理事長に就任
昭和 59	年	4 月	川崎 源 学長に就任
昭和 62	年	4 月	秘書科を開設、秘書科入学定員 100 人
昭和 62	年	10 月	滋賀女子短期大学公開講座を開設（以後、毎年開催）
昭和 63	年	11 月	純美禮学園創立 70 周年記念式典を挙行
平成 2	年	11 月	滋賀女子短期大学創立 20 周年記念式典を挙行
平成 3	年	4 月	服飾学科を生活学科に改称、秘書科入学定員 150 人（期間付臨時定員 50 人増）
平成 4	年	4 月	岡野久二 学長に就任
平成 12	年	4 月	秘書科をビジネスコミュニケーション学科に改称 榎 和子 学長に就任

平成 14	年	4 月	乳幼児総合研究所を開設
平成 15	年	4 月	幼児教育学科を幼児教育保育学科に改称、幼児教育保育学科 入学定員 150 人（30 人増）、ビジネスコミュニケーション学 科入学定員 120 人（期間付臨時定員を 50 人から 20 人に変 更） 入試広報センター及び学生支援センターを設置
平成 16	年	4 月	松村文夫理事 理事長に就任
平成 17	年	4 月	ビジネスコミュニケーション学科入学定員 100 人（期間付臨 時定員期間満了により 20 人減） 生活学科に製菓衛生師養成校の指定を受ける（入学定員 40 人）
平成 18	年	4 月	幼児教育保育学科入学定員 170 人（20 人増） 板倉安正 学長に就任
平成 20	年	4 月	男女共学化に伴い、「滋賀短期大学」に改称、「滋賀女子高等学 校」は「滋賀短期大学附属高等学校」に改称
平成 20	年	5 月	純美禮学園創立 90 周年記念式典を挙行
平成 21	年	3 月	高等教育開発センターを設置 (財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認 定される
		4 月	製菓コースを製菓・製パンコースに、生活造形コースを生活 クリエイトコースに改称
平成 22	年	1 月	生活学科に栄養士養成施設の指定を受ける（入学定員 30 人）
平成 23	年	10 月	生活学科に栄養教諭二種免許状の課程認定を受ける ビジネスコミュニケーション学科に日本医師会認定医療秘書 養成校の認定を受ける
平成 23	年	11 月	東北文教大学短期大学部と相互評価を実施
平成 24	年	4 月	佐藤尚武 学長に就任
平成 24	年	12 月	地域連携研究センターを設置
平成 25	年	5 月	地域連携研究センターを地域連携教育研究センターに改称
平成 26	年	2 月	地域連携年報創刊号を刊行
平成 26	年	3 月	子育て支援教育プレイルームを開設
		4 月	キャンパス内全面禁煙化
平成 28	年	3 月	(財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認 定される
平成 28	年	4 月	食健康コース入学定員 35 人（5 人増）、製菓マイスターコー ス入学定員 35 人（5 人減） 生活クリエイトコースをライフデザインコースに改称
平成 30	年	4 月	秋山元秀 学長に就任 食健康コース入学定員 45 人（10 人増）
		5 月	純美禮学園創立 100 周年記念式典挙行

平成 31	年	4 月	幼児教育学科入学定員 150 人（20 人減）、製菓マイスターコースを製菓・製パンコースに改称
令和 2	年	4 月	滋賀短期大学創立 50 年を迎える 「滋賀短期大学附属すみれ保育園」を守山市に開園

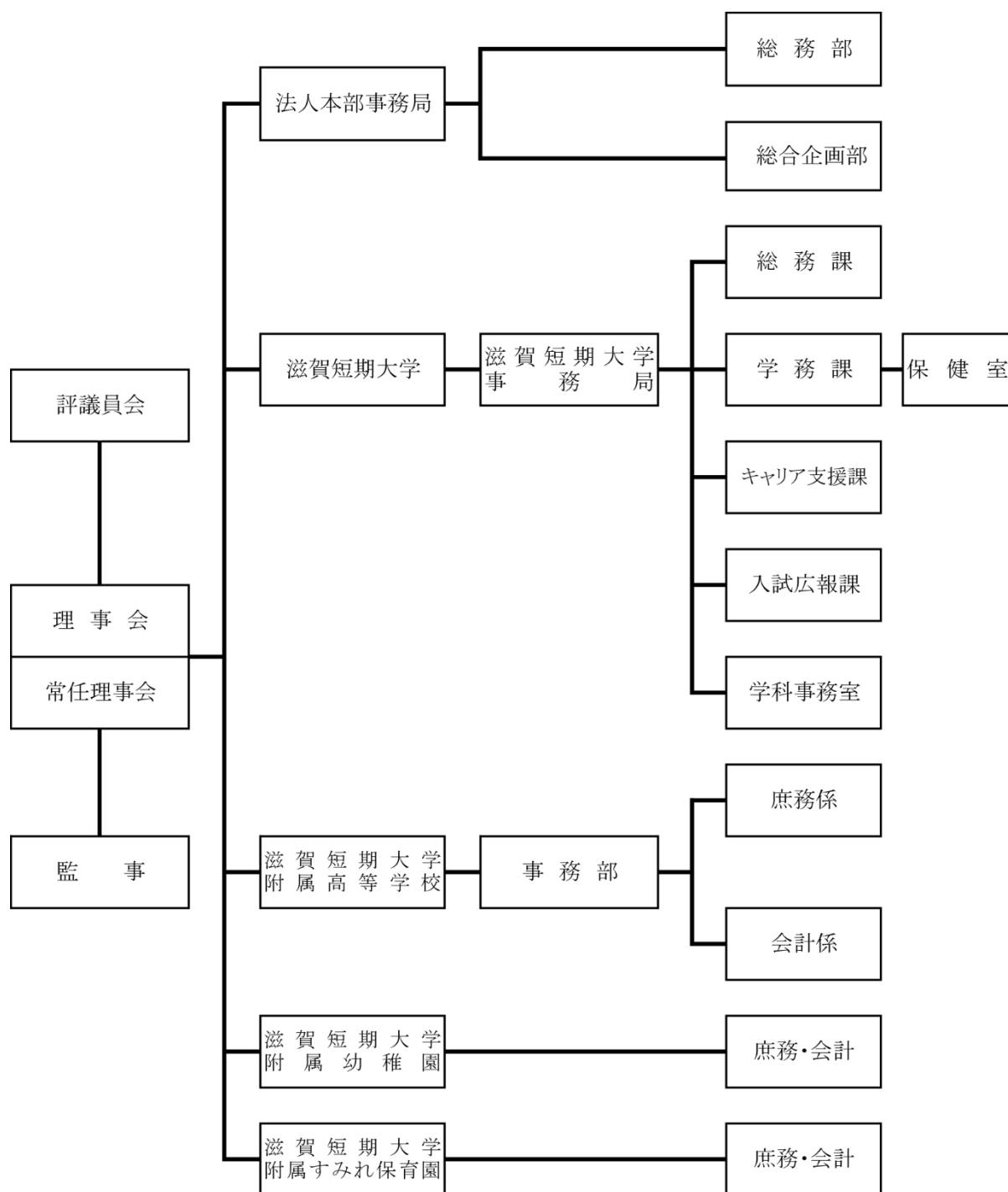
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

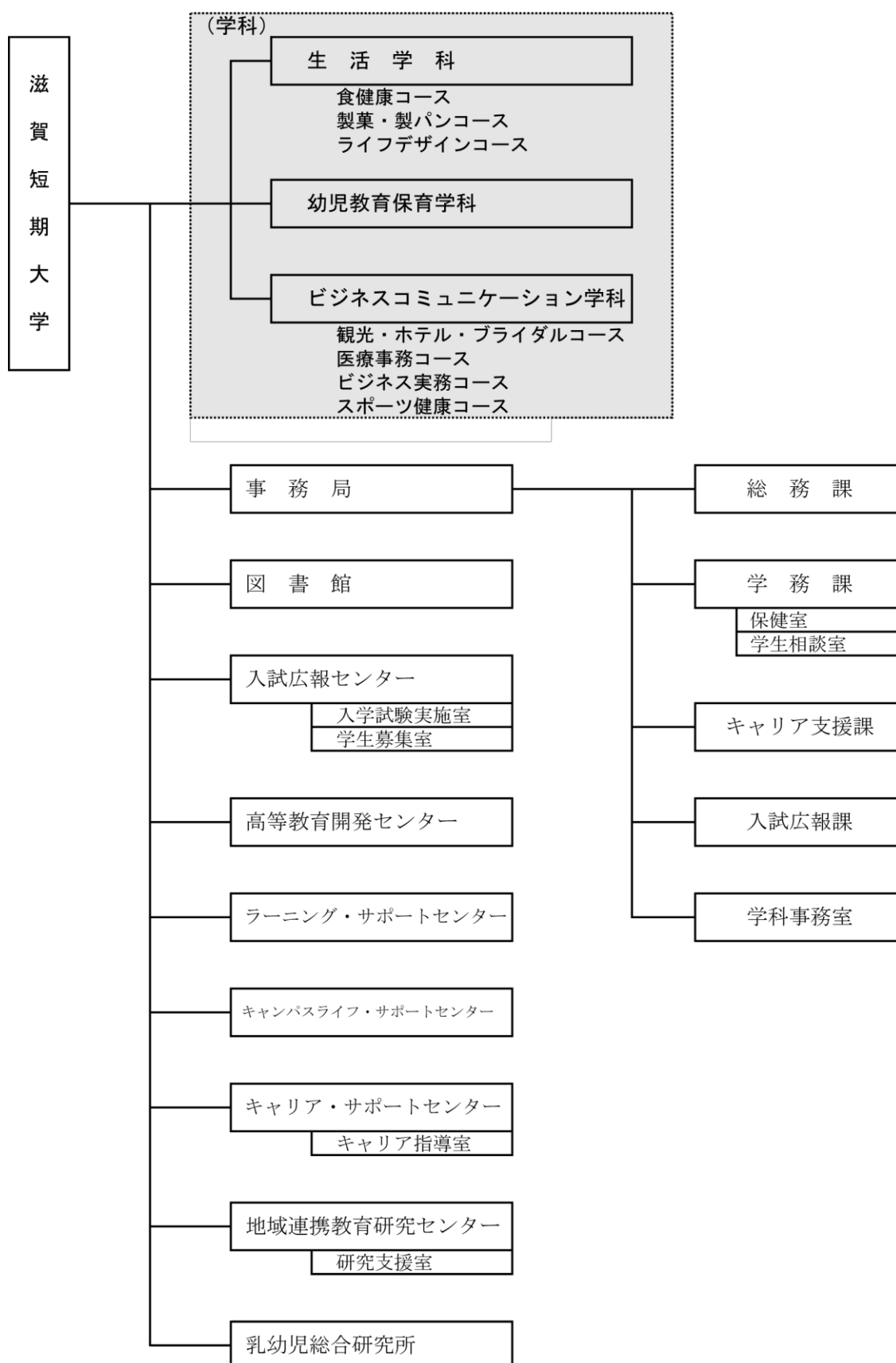
教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
滋賀短期大学	大津市竜が丘 24 番 4 号	1 学年 330 人	660 人	546 人
附属高等学校	大津市朝日が丘一丁目 18 番 1 号	1 学年 280 人	840 人	709 人
附属幼稚園	大津市竜が丘 24 番 3 号	3 歳児 50 人 4 歳児 60 人 5 歳児 60 人	170 人	135 人
附属すみれ保育園	守山市三宅町 134 番 5 番	0 歳児 6 人 1 歳児 12 人 2 歳児 12 人 3 歳児 30 人 4 歳児 30 人 5 歳児 30 人	120 人	80 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2(2020)年5月1日現在



滋賀短期大学 組織図



滋賀短期大学 センター及び各種委員会一覧

令和2年4月現在

■ センター

番号		設置規程	担当課
1	入試広報センター	入試広報センター規程	入試広報課
2	高等教育開発センター FD・SD部会 IR部会	高等教育開発センター規程	学務課
3	ラーニング・サポートセンター	ラーニング・サポートセンター規程	学務課
4	キャンパスライフ・サポートセンター	キャンパスライフ・サポートセンター規程	学務課
5	キャリア・サポートセンター	キャリア・サポートセンター規程	キャリア支援課
6	地域連携教育研究センター	地域連携教育研究センター規程	総務課

■ 各種委員会

番号		設置規程	担当課
1	企画委員会	委員会規程	総務課
2	教学マネジメント委員会	委員会規程	学務課
3	入学試験委員会	委員会規程	入試広報課
	入試運営部会		
	入試問題作成部会		
	入試問題チェック部会		
	入試監査部会		
4	総務委員会	委員会規程	総務課
	広報部会		
	倫理人権部会		
	国際交流部会		
	設備整備部会		
	情報システム部会		
5	教務委員会	委員会規程	学務課
	実習部会		
6	学生委員会	委員会規程	学務課
7	キャリア支援委員会	委員会規程	キャリア支援課
8	学生募集委員会	委員会規程	入試広報課
9	紀要・図書委員会	委員会規程	総務課
10	自己点検・評価統括委員会	自己点検・評価に関する規程	法人本部
11	自己点検・評価委員会	自己点検・評価に関する規程	総務課
	第1部会～第5部会		
12	危機管理委員会	危機管理規定	総務課
13	人事委員会	人事委員会規程	総務課
14	研究倫理審査委員会	研究倫理審査委員会規程	総務課
15	衛生委員会	衛生委員会規程	総務課

■ 臨時的に設置する委員会

1	資格審査委員会	資格審査委員会規程	総務課
2	学生調査委員会	学生懲戒処分内規	学務課

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学は、滋賀県南西部に位置する大津市に立地している。令和2年4月1日現在の滋賀県の推計人口は1,411,603人^{※1}であり、この1年間で1,689人の減少となっている。県庁所在地である大津市の人口は342,034人^{※1}であり、この1年間で203人の増

加がみられた。大津市を含め、滋賀県南部は全国的動向からみて人口動態は安定しており、若年人口も大幅な減少はみられない。

学生の入学動向では、滋賀県出身者の比率は 80%前後で安定して推移しており、次いで京都府出身者が多い状況である。今後の滋賀県内の 18 歳人口数の推移については、向こう 6 年間は 14,000 人台をほぼ維持することが予想されており、全国的にみて落ち込みは少ない状況にある。

※¹ 令和 2 年 4 月 1 日現在の滋賀県が公表している数値

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/311456.html>

地域		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
滋 賀 県	大津市	70	24%	76	24%	82	28%	67	25%	59	21%
	湖南地区	57	19%	58	18%	41	14%	41	15%	46	16%
	甲賀地区	26	9%	36	11%	32	11%	29	11%	33	12%
	湖東地区	58	20%	56	17%	57	19%	46	17%	50	17%
	湖北地区	31	10%	35	11%	26	9%	20	8%	30	10%
	湖西地区	2	1%	5	2%	5	2%	3	1%	6	2%
	小計	244	83%	266	83%	243	83%	206	77%	224	78%
京都府		26	9%	35	11%	23	8%	21	8%	24	8%
大阪府		3	1%	3	1%	0	0%	4	2%	5	2%
福井県		8	3%	6	2%	11	4%	6	2%	7	2%
三重県		2	1%	1	0%	1	0%	1	0%	3	1%
その他		10	3%	10	3%	15	5%	28	11%	25	9%
総計		537	183%	321	183%	293	183%	266	177%	288	178%

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。
- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズとしては、滋賀県は近畿地方と中部—北陸地方を結ぶ幹線交通路が通り、流通の拠点であることが大きな特色である。そのため、内陸工業が発達し、また国内最大の湖である琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど、地理的条件に恵まれている。特に、大手企業の工場が立地しており、第 2 次産業（製造業）の比率が高いことが特徴である。

このような滋賀県の人口動態や産業状況を背景に、本学ではここ数年来、就職内定率は99%台を維持している。今後も地域社会のニーズを的確に把握し、教育研究における地域との連携を深めながら、地域に根ざした短期大学づくりに取り組んでいく。



短期大学周辺の府県地図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
卒業要件として教育課程に記載されている科目には、成績評価の基準及び方法等を明示することが望まれる。
(b) 対策
シラバスに「成績評価の方法及び基準」を明示する。これは、授業科目の到達目標に対する達成感をどのように測るか、評価基準とする項目について評価する割合を%で明示するものである。「後世に運用できるか」「成績の差について説明可能か」といった点についてしっかり吟味したうえで設定する。
(c) 成果
平成 28 年度シラバスから明記するとともに、学生には教務オリエンテーション時に説明し、新任教員と非常勤講師には教務説明会で説明することにより周知が図られている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
理事会及び評議員会の議決の取扱いについて、一括委任ではなく、書面により議案に対する賛否を表明する方法で採ることが望ましい。
(b) 対策

理事会及び評議員会の議決については、議案ごとに書面により賛否を表明する方法に改める。
(c) 成果
平成 28 年 12 月から、欠席の場合は、議案ごとに書面により賛否を表明する方法に改め、理事会及び評議員会は同じ方法による対応が図られている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

- (6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学ポートレート（私学版）等
2	卒業認定・学位授与の方針	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学ポートレート（私学版）等
3	教育課程編成・実施の方針	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学ポートレート（私学版）等
4	入学者受入れの方針	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学ポートレート（私学版）等
5	教育研究上の基本組織に関する事	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ウェブサイト、大学案内、学報、大学ポートレート（私学版）等
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、大学ポートレート（私学版）等
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	シラバス、Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	シラバス、Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、大学ポートレート（私学版）等
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等

ウェブサイト <https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/>

日本私立学校振興・共済事業団ウェブサイト「大学ポートレート（私学版）」

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000497801000.html>

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、 事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト、学報等

ウェブサイト https://www.sumire.ac.jp/pdf/zaimu/2020_zaimu.pdf

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金については、有効かつ適正に使用されなければならないことを認識し、「学校法人純美禮学園経理規程」、「滋賀短期大学科学研究費補助金事務取扱規程」、「滋賀短期大学個人研究費運用内規」及び「滋賀短期大学旅費支給内規」に基づき、適正に処理されている。文部科学省以外の研究費補助金（これらに類する政府補助金等）の取扱いについても、同様に対応している。学内の責任体制は、最高管理責任者を学長に、統括管理責任者を事務局長に定め、公的研究費の管理・運営に関する通報窓口も設置している。また、関係書類、研究費支払の執行には、総務課の複数職員で確認するなどその管理・運営においては組織的に取り組んでいる。これまで不正行為や取扱いルールに違反する重大な事実が指摘されたことはなく、適正に機能していることが確認できている。

近年、会計検査等による公的資金の管理状況について指摘事項が多くみられる状況を踏まえ、本学においても監査部門だけではなく、資金を受ける研究者に適時ヒアリング等を実施し、適正な補助金の執行に努めている。また、平成 27 年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の見直し（平成 26 年 2 月、文部科学大臣決定）に伴い、本学の規程を整備している。平成 28 年 4 月 1 日に現行の「滋賀短期大学科学研究費補助金事務規程」を廃止し、「滋賀短期大学公的研究費取扱規程」を制定するとともに、「滋賀短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を制定し、責任体制の明確化、公的研究費の適切な管理・運営体制の整備、点検・調査体制の機能強化、不正防止対策、公的研究費の使用にあたっての確認書等の提出義務等について規定した。

平成 31 年 4 月「学校法人純美禮学園内部監査に関する規定」を制定し、学園の業務の適正化や効率的な運営を図るため内部監査室が設置され、令和元年 11 月に本学は監査受験し、指摘事項等を改善する中で相互研鑽し、不正防止や適正管理に取り組んでいる。

2. 自己点検・評価の組織と活動

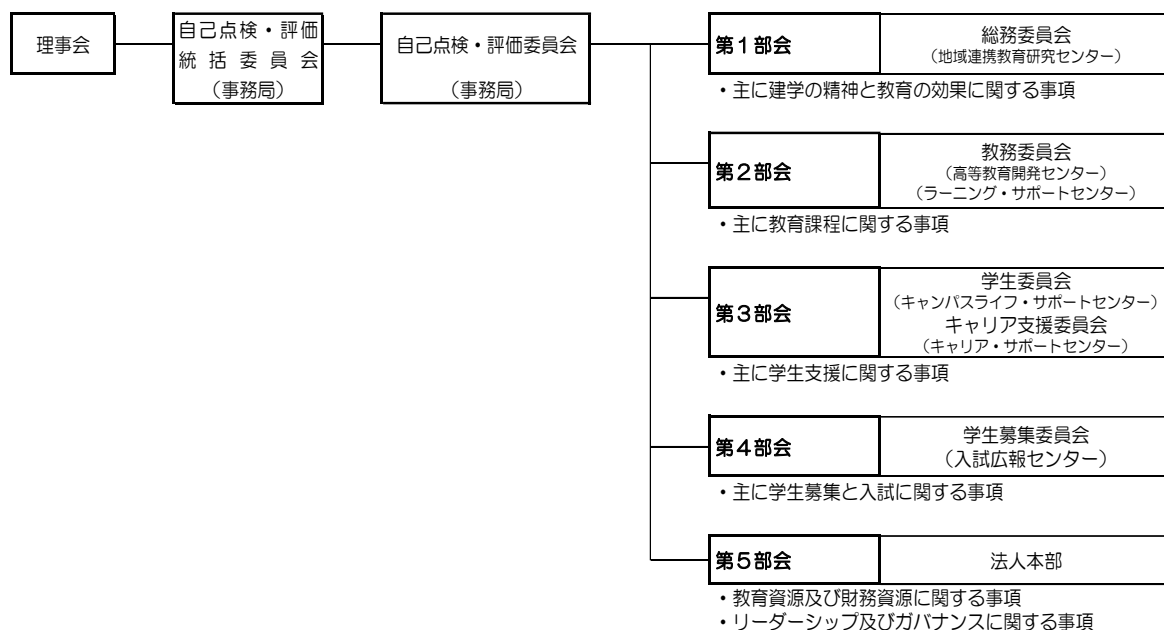
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

令和2年度自己点検・評価に関わる委員会及び部会の構成員

令和2年5月1日

	自己点検・評価 統括委員会	自己点検・ 評価委員会	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会
松村 文夫	◎						
秋山 元秀	○	◎					
小山内幸治	○	○					○
深尾 秀一	○	○	◎				
中平真由巳	○	○				○	
清水まゆみ		○		◎			
笹倉千佳弘		○			◎		
石井 明						○	
原 知子			○				
山岡ひとみ			○	○			
灰藤友理子					○		
北尾 岳夫	○	○				○	
柚木たまみ	○	○				○	
久米 央也					○		
松木 宏史				○			
三上 佳子				○			
李 霞			○				
浜崎 由紀			○				
松井 典子				○			
永久 欣也			○				
林 幸範					○		
松村 都子			○				
沖山 圭子	○	○				○	
山中 博史		○				◎	
江見 和明	○	○		○			
若生真理子					○		
中村 吉弘					○		
堀池喜八郎			○				
伊澤 亮介			○	○			
井上 清久	○	○					◎
辰巳 勝則	○	○					○
浅見 義典	○	○					○
吉田 英史	○	○	○				○
太田美穂子				○	○		○
中村 治重						○	○
大伴 嘉彦					○		○
担当委員会	—	—	総務	教務	学生	学生募集	—
事務局	法人本部	総務課	総務課 図書館	学務課	学務課 キャリア支援課	入試広報課	法人本部 総務課

滋賀短期大学自己点検・評価の組織図



令和2年度自己点検・評価委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
令和2年2月13日	15	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書の進捗状況について 2. 事業計画書、事業報告書作成リストについて 3. 今後の第三者評価までの流れ（確認）
令和2年6月18日	15	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書のチェックについて 2. 今後のスケジュール確認
令和2年7月2日	15	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書の最終チェックについて 2. 次回自己点検・統括委員会について 3. 第三者評価の受験について
令和3年1月7日	15	0	1. 令和2年度自己点検・評価報告書執筆分担について
令和3年4月15日	15	0	1. 令和2年度自己点検・評価報告書執筆状況について
令和3年5月20日	15	0	1. 令和2年度自己点検・評価報告書執筆状況について（4月30日締め切り後）
令和3年6月24日	15	0	1. 令和2年度自己点検・評価報告書執筆状況及び今後の進め方について 2. 認証評価説明会について

令和2年度自己点検・評価統括委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
令和2年7月9日	13	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書(案)について 2. 令和2年度自己点検・評価活動委員会実施日程(案)について 3. 自己点検・評価委員会に関する規定の一部改正(案)について
令和2年12月10日 (自己点検・評価委員会と合同会議)	15	1	1. 令和2年度自己点検・評価報告書<新書式・新様式>について 2. 令和2年度自己点検・評価報告書<執筆分担について> 3. 認証評価までのスケジュール確認
令和3年7月15日	16	0	1. 令和2年度自己点検・評価報告書(案)について 2. 令和3年度 of 取組みに向けて

平成26年度に、各部会を4部会から5部会に改正を行った。第1部会から第4部会は、主要委員会（広報・図書委員会、教務委員会、学生支援委員会、学生募集委員会）に関連づけられた。令和2年度に委員会組織の改編をおこない、上記組織図のように配置している。主要委員会には、全教員と事務局の各課が配置されており、自己点検・評価活動に全教職員が関与できる体制となっている。主要委員会は毎月1回定例会議を開催し、自己点検・評価活動はPDCAサイクルに則って即応的に対応できるようになっている。

なお、自己点検・評価報告書作成にあたっては、各部会が該当領域を担当している。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2020、2 大学案内、3 ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」

備付資料：1 純美禮学園百年史、2 純美禮学園ウェブサイト「ごあいさつ」、3 ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」、4 地域移動講座案内、5 大津市と滋賀短期大学との協力に関する協定書、6 守山市と滋賀短期大学との連携協力に関する協定書、8 滋賀県保育協議会への講師派遣、9 図書館利用案内、50 手作り絵本コンクール募集要項

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は建学の精神を「心技一如」と定め、人格教育と実学教育を両輪とする高等教育の実現に努めている（備付-1）。本学を設置する学校法人純美禮学園の創設者である中野富美は、女性の自立を目指して「松村裁縫速進教授所」を開設するにあたり、「品性と能力は車の両輪の如くであるとの信念に基づき、第一に女性としてのうるわしい精神の涵養に意を注ぎ、此の精神に培われた技能の錬磨をはかり、両者相俟ちて立派な婦人の人格を築き上げることを日頃の念願として居ります」という教育理念を掲げた。のちに学園名を「純美禮（すみれ）」としたが、「純」は混じり気のない真心を、「美」は欠けたところのない調和の美しさを、「禮」は人に対する敬いの心を象徴する語として、常にそれを希求してきた。昭和 45 年の本学の開学にあたって、この精神を受け継ぎ、建学の精神を「心技一如」と定めた。「品性を養う人格教育」と「能力を高める実学教育」を両輪とすることによってまことの教育が実現できるという建学の精神の理念は、男女共学となった現在も変わらず維持されるものである。

また、この建学の精神は公共的性格を持ち、地域社会に広く受け入れられている。

「心技一如」の建学の精神は、本学のウェブサイト（備付-3）StudentHandbook2020（提出-1）や大学案内（提出-2）などにも記載し、学内外での周知を図っている。

学内において、建学の精神はさまざまな機会をとおして共通認識されている。新任

教職員は、新人研修において理事長からこの言葉の意味について説明を受けることになっている。学生には、入学式、卒業式、式辞や挨拶を通じて周知している。また、昨年度までは新入生を対象とした「フレッシュマンセミナー」などで周知を行っていたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症予防のため開催できず、1 回生への就職支援講座の中で建学精神の講話を行った。

さらに、建学の精神をより明確に示すため、本学入口の玄関ホール正面に「心技一如」のプレートを設置し、これにより登学する学生や来客者に「心技一如」を周知できるようにしている。加えて、説明文を加えたプレートを学生ホール、体育館玄関入口、2 号館入口、3 号館入口に設置し、学生への周知を図っている。

令和 2 年度に短期大学ウェブサイトにて紹介している建学の精神は、次のとおりである。

短期大学のウェブサイトにおける大学紹介（建学の精神）より引用

本学の建学の精神「心技一如（しんぎいちにょ）」は、母体である学校法人純美禮（すみれ）学園の創設者である中野富美先生の理想とすべき教育方針を四文字で表現した言葉です。「心技一如」の「心」とは心のはたらきとして品性を表し、「技」とは生きる術（すべ）としての能力をさしています。私たちが備えるべき品性と能力は、車の両輪のようなものであり、まことの教育とは、人格教育と実学教育を両輪とすることによって、はじめて実現できることを表しています。

この建学の精神を基に、本学の教育は、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を培い、社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的としています。

令和 2 年 3 月の企画委員会において、解釈の文言の確認と修正をした。建学の精神及びその解釈については、3 つのポリシーと合わせて毎年定期的に教授会において確認しているが、検討中の新学科構想との整合性については次年度に再度確認を行う。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放に関しては、実施の計画をしていたが、下記の通り新型コロナウイルス感染症予防のための緊急事態宣言等が発令され、多くの事業の中止や縮小を余儀なくされた。別表のとおり地域・社会にと連携した事業を限定的ではあるが実施した事業活動もあった。

まず、地域・社会にむけた公開講座である、「公開講座」「生涯学習講座」「こども講座」は毎年開催ししていたが、残念ながらすべて中止を余儀なくされた。平成 26 年度から学外で行うリカレント教育を含む講座として開催している「地域移動講座」（備付-4）は、限定的な地域での開催となり、「図書館連携講座」は、当該図書館との協議の結果不開催となった。また、平成 29 年度から始まった地域学区と連携して実施され、地域住民に向けた生涯教育の一環として位置づけられている講座、『大津市平野学区自治連合及び平野学区人権生涯学習協議会主催「第 3 回平野学区連携教育講座」』も開催されなかった。なお、平成 21 年度から 12 年目を迎えた滋賀医科大学との「共催講座」も不開催となった。

図書館については平成 28 年度から地域住民の利便性がより高まるよう、環境整備を行ない外部開放していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、外部者への貸し出を停止せざるを得なかった。その他、正規授業の一部を地域住民にも開放し行なっていた「公開授業」も実施できなかった。しかし、平成 30 年度から毎年図書館主催で、幼児教育保育学科の専門性を活かし開催している「高校生手作り絵本コンクール」（備付-50）は、創立 50 周年事業として、大学生や社会人にも門戸を開いて「全国手作り絵本コンクール」として募集したところ、全国から 460 件もの応募があった。

行政機関との連携については、平成 17 年度から包括協定を締結している大津市と地域貢献に向けて継続的に協議（備付-5）を行い、平成 30 年度に包括連携協定を締結した守山市とも継続的に協議を行うとともに、連携協力を行っている。（備付-6）。

滋賀大学との連携による教員免許状更新講習に関しては、令和 2 年度は幼児教育保育学科の松木宏史准教授、永久欣也特任教授、深尾秀一教授、生活学科原知子教授が講義を担当した。

他団体などとの協働については、家庭的保育推進事業（基礎研修）講座において、県保育協議会、守山市、甲賀市などからの依頼があり、幼児教育保育学科の林幸範特任教授、久米央也准教授、三上佳子准教授、松村都子准教授及び生活学科の教員である原知子教授が講師を担当した。また、滋賀県では、保育現場におけるリーダー的な保育士等を育成するため、厚生労働省が定める「滋賀県保育士等キャリアアップ研修」（備付-8）を実施しているが、本学の幼児教育保育学科の永久欣也特任教授、林幸範特任教授、三上佳子准教授、松木宏史准教授及び生活学科の教員である原知子教授がその研修講師を務めている。

令和 2 年度における地域との連携による教育研究活動をまとめると、表 1 のとおりである。

表 1. 地域との連携による教育研究活動

観点	活動内容	活動主体
1	滋賀短期大学「地域移動講座 i n 大津市」	幼児教育保育学科教員
1	大阪緑涼高等学校進路講演会	ビジネスコミュニケーション学科教員
2	大阪市保健所レセプト点検業務委託業者選定会議	ビジネスコミュニケーション学科教員
2	滋賀県幼稚園・こども園等新規採用教員研修	地域連携センター教員
2	滋賀県幼稚園・こども園等中堅者研修	地域連携センター教員
2	守山市訪問相談	地域連携センター教員
2	園内研究会	地域連携センター教員
2	日本消費経済学会 理事	ビジネスコミュニケーション学科教員
2	野洲市子育て支援会議	幼児教育保育学科教員
2	守山市幼児教育研修 滋賀短期大学地域移講座 i n 守山	幼児教育保育学科教員
2	学びチャレンジ研修	幼児教育保育学科教員
2	第5次守山市総合計画見直しにかかる有識者会議	幼児教育保育学科教員
2	大津市表現部会研修	幼児教育保育学科教員
2	守山市立幼稚園園内研究会	幼児教育保育学科教員
2	草津市景観審議会会長	幼児教育保育学科教員
2	中州こども園園内研究会	幼児教育保育学科教員
2	滋賀県 NIE 推進協議会会長	学長
2	滋賀県スキー連盟 総務部長	幼児教育保育学科教員
2	京都 YMCA スキー専門委員	幼児教育保育学科教員
2	湖南市保育園等職員研修	幼児教育保育学科教員
2	日本音楽療法学会近畿支部特別委員(研究誌編集委員)	幼児教育保育学科教員
2	日本音楽療法学会近畿学術大会実行委員	幼児教育保育学科教員
2	滋賀県守山市子育て支援員研修(基礎研修)	幼児教育保育学科教員
2	滋賀県守山市子育て支援員研修(専門研修)	幼児教育保育学科教員 生活学科教員
2	近江八幡市内幼稚園・保育所・認定こども園等 保育者の資質向上研修会 滋賀短期大学地域移動講座 in 近江八幡	幼児教育保育学科教員 生活学科教員
2	学校評議員	幼児教育保育学科教員
2	日本医療福祉実務教育協会専門委員	ビジネスコミュニケーション学科教員
2	全国医師会医療秘書学院連絡協議会運営委員	ビジネスコミュニケーション学科教員
2	調理担当者研修会	生活学科教員

2	令和2年度 ラムサールびわっこ大使	生活学科教員
2	渋川小学校エコスクール支援委員会	生活学科教員
2	湖っ子食育大賞審査委員	生活学科教員
2	滋賀県産業教育審議会	生活学科教員
2	大津市立平野小学校 運営協議会 委員	幼児教育保育学科教員
2	教員免許更新研修	生活学科教員 幼児教育保育学科教員
2	滋賀県子育て支援員研修	生活学科教員 幼児教育保育学科教員
2	守山市子育て支援研修	生活学科教員 幼児教育保育学科教員
2	保育士等キャリアアップ研修	生活学科教員 幼児教育保育学科教員
2	滋賀県家庭的保育基礎研修	生活学科教員 幼児教育保育学科教員
2	川西市人権施策審議会委員	生活学科教員
3	守山市発達支援にかかる訪問相談事業	幼児教育保育学科教員
3	音楽療法 DVD の作成	幼児教育保育学科教員
3	レクチャーコンサート「プーランクと戦争」	幼児教育保育学科教員
3	特別支援学級在籍の児童に対する音楽療法	幼児教育保育学科教員
3	栗東市立大宝西小学校	生活学科教員
3	甲賀市立多羅尾小学校	生活学科教員
3	びわ湖大津プリンスホテル	生活学科教員と学生
3	総合的な学習の時間「寒天づくりの実演」	生活学科教員
3	子育て支援講座 楽しく遊ぼうみんなの広場③～子どもが好きな音楽で、親子で楽しくからだを動かしましょう！～	幼児教育保育学科教員
3	令和2年度 若い世代の食育 朝ごはんレシピ動画	生活学科教員
3	キッズキッチン「春の実りごはん」「秋の実りごはん」「冬の実りごはん」「みそづくり」	生活学科教員
3	すみれが一でん	生活学科教員
3	第19回栄養改善学会近畿支部学術総会	生活学科教員
3	ラジオ放送 「さらピン！京都」	生活学科教員

地域貢献に関する取り組みについては、「地域連携年報」を毎年刊行しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のために多くの事業が実施できなかったために、来年度集約して発行することとなった。

びわ湖大津プリンスホテルとのコラボレーションによるクリスマス・お正月のヘキセンハウスの制作・展示は、生活学科の教員とベーカリー塾の学生と教員で例年どお

り実施した。

本学は平成 27 年 3 月に国土交通省が推進する連携企画型実習に参加することを決定し、国土交通省近畿地方整備局の仲介により、同年 5 月に「道の駅竜王かがみの里」と実習に関する協定を結んでいる。

近鉄リテーリングとの共催で、例年実施している大津サービスエリアでの提供メニューコンテストは、令和 2 年度も実施し、生活学科食健康コースの学生がメニューを考案した。

ボランティア活動として、生活学科の教員とベーカリー塾の学生は、9 年前から膳所駅近辺の商店街活性化を図る「ぜぜときめき坂ハロウィン」で焼き菓子を製造・販売し参加しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止となった。その他病院や福祉施設へのデザート提供、各種イベントも中止となった。

幼児教育保育学科では、平成 12 年度から 20 年の実績がある乳幼児総合研究所が主催する地域子育て支援活動「すみれがーでん」に学生が自主的に参加していたが、これも新型コロナウイルス感染症予防のために令和 2 年度は開催を見合わせた。

ビジネスコミュニケーション学科では、大津市市民活動センターが実施したチャリティイベント、「SDGs 体験イベント！秋ほくほく」（令和 2 年 11 月）と「SDGs チャリティコンサート スーホーの白い馬 故郷の音色」（令和 2 年 12 月）において、学生が、ボランティアスタッフとして、子供たちに SDGs（持続可能な開発目標）について知ってもらう活動等を行った。また、平野学区まちづくり協議会が実施した「ひらのまちづくりフォーラム」（令和 3 年 1 月）へ参加し、学生が、色のバリアフリー・食品ロス問題・地域の防災などまちづくりの提案を行った。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

新学科構想との整合性について次年度に再度確認を行うとともに、増加する留学生への説明文をそれに合わせて英文で表記する必要性がある。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2020、2 大学案内、5 ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開／学科・コースの教育目的」

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/> 6 ウェブサイト「令和 2 年度の教育情報の公開／卒業者数、進学者数、就職者数／資格免許取得状況」

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/> ,

7 ウェブサイト「令和 2 年度の教育情報の公開／卒業者の進学・就職状況」

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/>

備付資料：10 授業参観記録用紙、11 履修統計図、30 卒業生評価アンケート調査結果

備付資料－規定集：23 滋賀短期大学学則

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

学則第1条において、建学の精神である「心技一如」に基づく大学の教育目的が定められている（備付-規程集 23 学則）。この第1条を受け、学則第5条第2項に各学科の教育目的を定めている。

教育目的は本学のウェブサイト上で閲覧でき（提出-6）、大学案内では「学びの目標」として各学科のカリキュラムを掲載しているページで紹介している。また、令和元年度の入学生のための「Student Handbook2020」（提出-1）の中にも「各学科・コースの教育目的」として記載している。

各学科・コースの教育目的に沿った学習成果として、それぞれの学科・コースの教育課程で取得できる免許・資格がある。本学では、生活学科における栄養士免許と栄養教諭二種免許状が、幼児教育保育学科における幼稚園教諭二種免許状と保育士資格が国家免許・資格の課程認定を受けている。このほか、各種協会団体が認定する免許・資格が取得できるカリキュラムを設定している。これらの免許・資格は、毎年、地域・社会の要請に応えているか点検・検討し、必要があれば廃止又は新設している。

建学の精神や教育目的に沿って設定されるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、毎年各学科の科会にて検討し、3つのポリシーと教育目的を照らし合わせて横断的に点検している。

学則に規定されている教育目的は、次のとおりである。

滋賀短期大学の教育目的(学則より一部抜粋)

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第5条 本学に置く学科及び学生定員は、以下のとおりとする。

(略) 2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える視点を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。
- (2) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。
- (3) ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を目的とする。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神である「心技一如」に託された人格教育と実学教育を両輪とする教育を基に、人間性と学問性の相互修養を図ることを理念として、豊かな心と広く深い知識と技術を培い、社会の発展と文化の向上に寄与する人材を育成することを教育目的としている。本学の教育目的を達成するために、各学科の教育目的、教育目標にもとづいたカリキュラムが編成されている。このカリキュラムを修めることが、「学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容」すなわち学習成果が達成されていることの証左となる。このことから、大学、各学科の教育目的、教育目標のもとで定められたカリキュラムを履修し、卒業と同時に学位(短期大学士)が授与されることは学習成果の一つと捉えることができる。したがって本学では、短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めているということができる。

また、本学では、大学全体、各学科の教育目的、教育目標にもとづいて、以下のような方針でカリキュラムが編成されている。

生活学科では、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力を持った人材の育成を目的としている。教育目的に基づく専門科目を卒業単位として設定し、教育目的に沿った一つの学習成果として、各コースの教育課程で取得できる免許・資格がある。食健康コースでは栄養士免許、栄養教諭二種免許状、製菓・製パンコースにおいて製菓衛生師受験資格の課程認定を受けている。このほか各種協会団体において認定する免許・資格が取得できるカリキュラムを設定している。こうした免許・資格の取得も学習成果の一つであると考え、さらに、各コースでの専門知識と技術を修得して卒業後に専門職に就くことも学習成果として考えている。学位授与に関する卒業必修・選択科目の設定については、各コースの特性に合わせてその妥当性について科会において毎年検討しカリキュラム編成に反映させている。

幼児教育保育学科では、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士などの人材の育成を目的として、学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを設定し、短期大学士（幼児教育保育学）が授与できるカリキュラムを編成している。

ビジネスコミュニケーション学科では、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を学科の教育目的としている。またコースごとに教育目的を定め、ディプロマ・ポリシーは学科で設定し、カリキュラム・ポリシーはコースごとに設定して、短期大学士（ビジネス）が授与できるカリキュラムを編成している。

これらのカリキュラムのもとで、各教科の担当教員はそれぞれの教科の特性を意識しながら、達成すべき目標をシラバスに明記している。したがって、各学科において、各学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めているといえる。

学習成果は、上に述べた学位取得率のほか、免許・資格取得率、就職率（専門就職率を含む）を学内で周知し、学外にはホームページ及び大学案内に掲載することにより表明している（提出-2, 3, 7, 8）。学習成果の一つである学位授与、つまり卒業のための単位認定については、適格な教育課程と厳格な成績評価の基に承認されており、学位授与をもって学習成果を査定できている。GPA が算出できる評価方法を取り入れ、その活用によって成績の査定と分析が可能となっている。学習成果を測定するという面では、各種の資格や免許の取得も学習成果を測るものとして活用できる。これらは卒業生全体に対する取得率によって成果を査定することができる。年度ごとの資料を保存しているので、経年的な点検を行うことができる。就職もある意味で学習成果の総合評価として活用できる。卒業生あるいは就職希望者に対する就職率にて査定することができる。就職状況については、毎月開催の教授会にて報告があり、年度内での就職状況の変化を把握することができる。

学習成果については、毎年、各学科において、授業評価、学生意識調査、就職先からの卒業生評価アンケート調査や各科目のシラバスの記載内容をもとに、三つの方針の見直しを行っている。

受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的な議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、三つの方針を常に関連づけて一体的に定めている。

毎年、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に、各学科において見直し作成された案を基に、学科を中心に議論を重ね、さらに企画委員会において、その整合性と大学全体のポリシーに関する議論を経て、教授会にて審議し策定している。

各担当教員には、シラバス作成依頼時に、担当科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確にするよう伝えることにより、科目編成と関連性を明らかにした教育活動を行っている。

アドミッション・ポリシーは高等学校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、高等学校訪問において告知し説明をしている。学生には、教務オリエンテーション時にシラバスと Student Handbook2020（提出-1）を配付し、三つの方針を周知している。同時に履修系統図（備付-11）を配付している。

このように、三つの方針は学内において周知表明され、学外にもウェブサイト（提出-8）に明記し表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学習成果について、教員間の共通理解が不十分であり、科目レベル、プログラムレベル、機関レベルでの直接指標・間接指標を再度確認し、共通理解を図る必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

備付資料：10 授業参観記録用紙、12 自己点検・評価報告書、13 ウェブサイト
平成 29 年度自己点検・評価報告書、14 外部評価委員会報告書(2002 年・2003 年)、15 事業計画書及び事業報告書(平成 30 年度、令和元年度)、
16 中期目標計画書、17 委員会における自己点検評価に関する議事録、
18「高大連携調整会議」、42 学生による授業評価マークシート

備付資料-規程集：30 滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価活動を行う組織と活動は、「滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程」(備付-規程集 30)に定めている。統括委員会は、理事長を委員長、学長を副委員長とし、副学長、正・副 AL0、事務局長及び法人の事務局長、総合企画部長を委員として自己点検・評価活動を統括する。評価委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各学科長、正・副 AL0、事務局長、総務課長及び法人の事務局長、総合企画部長で組織されている。統括委員会が定める自己点検・評価の基本方針に基づき、短期大学の教育理念、教育目標、教育研究の推進に関する基本的事項及び認証評価機関が定める評価基準の評価項目などについて検討している。

各部会と主要委員会を連動させることにより、各部会の定期的、日常的な自己点検・評価活動が可能となっている。

自己点検・評価報告書は、平成 23 年度から毎年度作成し、製本している。また、本学ウェブサイトの「教育情報の公開」において公開している(備付-12、13)。

自己点検・評価報告書の作成においては、全教職員から構成される各部会に担当区分の割り当てを行なっている。各部会からの報告書を評価委員会で検討し、統括委員会において総括している。

教職員は、高等学校訪問・大学訪問見学会時等に高等学校関係者から、また併設する附属高等学校関係者から意見を聴取し、本学の自己点検・評価活動に活かしている(備付-18)。

自己点検・評価の結果は教授会で報告され、課題への改善の取り組みは、部会と連動した主要委員会と各学科において即時的に取り組める体制となっている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果の査定は、次のような方法で行っている。

科目ごとに、シラバスに明記された「授業の到達目標」の達成度を確認し、厳格に成績評価を行っている。また、「授業評価アンケート」（備付-42）の実施、教員の相互授業参観（備付-10）の実施により質的評価を行っている。

各学科において到達目標に対する評価を行い、免許・資格取得率、単位取得状況などにより査定している。学生ポートフォリオを活用して学習成果の把握に努めている。また、各科会では各学科の修学に結び付いた専門就職率から、学習成果を査定している。

全学的観点から、学習成果は社会的ニーズに対応しているか、また社会に通用性のある学習成果であるかを、卒業生アンケートや就職先評価により査定している。これらの査定の手法は、各学科会議及び各委員会において、年度ごとに点検されている。

教育の向上・充実のために、次のような PDCA サイクルに基づいた活動に取り組んでいる。

- ① 科目ごとに定期試験での成績評価や「授業評価アンケート」結果を教員にフィードバックすることで改善を図り、教員間で学生の学習状況を共有することできめ細やかな指導に繋げている。
- ② 各学科において、免許・資格取得率、単位取得状況等による評価を分析し、カリキュラムマップの点検・見直しを行い、学習成果における課題の発見・分析に努めている。
- ③ 全学的に定期的な FD 研修・SD 研修を実施し、その活動をとおして、教育力・支援力の向上を図っている。

教育・支援活動の策定、実践、実施については、中期目標計画を基に PDCA サイクルを基盤とした日々の意識・行動の定着を図り、より良い教育の向上・充実を目指している。5 部会の自己点検・評価活動は、各部会の事業計画書に基づいた事業終了後に点検活動を進め、事業報告書を提出していたが、令和 2 年度からは中期目標計画を基に事業の継続または停止を判断することとし、業務の合理化と省力化を図った。自己点検・評価委員及び各種委員の任期は 2 年であるが、このシステムによる日常的かつ即応的な自己点検・評価活動を行うことにより、各活動の引き継ぎが容易になっている。これらの自己点検に係る委員会活動は、「委員会における自己点検評価に関する議事録」として記録され可視化されている（備付-17）。

これらの活動は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を順守し行われている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

学習成果の評価尺度に関して、現在の学位授与、免許・資格取得、専門就職の 3 点に加え、より具体的に定量的に評価する新たな尺度として、学科ごとに学習の進行段階に応じたアセスメント・ポリシーを定めて学習成果を総合的に評価できるようにする。また学習成果を焦点とした教育課程の実践から得られるデータを根拠に分析・評価を行ない、継続的な自己点検・評価を行うための全学的なシステムの構築が望まれる。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

令和 2 年度に短期大学の組織を変更し、業務分掌、委員会組織に合わせた自己点検・評価の組織整備を行った。教育の向上・充実については教学マネジメント委員会で検討している。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神のわかりやすい解釈については、教学マネジメント部会で検討し、平成 27 年に「心技一如」のプレートを本学の玄関ホール正面に設置した。また、部会で決定した解釈の説明文を加えたプレートを学生ホール、体育館玄関入口、2 号館入口、3 号館入口に設置し、学生への周知を図っている。また、「フレッシュマンセミナー」で、建学の精神の説明を継続して実施している。

教育の効果については、特に学習成果の継続的な査定と結果の活用とともに、学習成果の定義について教務委員会と高等教育開発センターが連携し検討を行ってきた。教育目的の周知を図るために、成績評価基準及び方法について平成 28 年度からシラバスに明記するように改善した。また、学生に対しては教務オリエンテーション時に説明をし、新任教員と非常勤講師には教務説明会で説明することにより周知が図られている。シラバス作成において、評価基準の明確化とポリシーとの関連を求め、令和元年度から成績評価の各項目の割合及びディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連を明記する形式に変更した。

自己点検・評価活動については、5 部会と主要委員会を連動させることにより、各部会における定期的・日常的な自己点検・評価活動が行われる体制となり実行されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の評価尺度について、現在の学位授与、免許・資格取得、専門就職の 3 点をもとに、学科ごとに学習アセスメント・ポリシーを定め学習成果を総合的に評価すること、そして学習成果を焦点とした教育課程の実践から得られるデータを根拠に分析・評価を行う全学的なシステムの構築を目指す。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2020、2 大学案内、5 ウェブサイト「学科案内」
<https://www.sumire.ac.jp/tandai/department/>、8 ウェブサイト「大学紹介/3つのポリシー」
https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2021/06/R04_policy_overall.pdf、10 2021 入試ガイド
 [令和3年度]、12 シラバス[令和2年度]

備付資料：11 履修系統図、21 環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度案内、22 マイポートフォリオ（履修の振返りシート）、23 シラバスチェックシート、24 令和2年度附属高等学校「すみれ基礎科目」（実践講座）実施計画表、30 卒業生評価アンケート調査結果、31 卒業生アンケート調査、41 GPA 分布

備付資料-規程集 16 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、23 滋賀短期大学学則、24 滋賀短期大学学位規程、52 滋賀短期大学人事委員会規程、53 滋賀短期大学資格審査委員会規程、54 滋賀短期大学教員資格審査基準、55 滋賀短期大学教員資格基準運用内規、56 滋賀短期大学特任教員規程、57 滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規、82 滋賀短期大学授業科目履修に関する内規、91 滋賀短期大学試験及び成績に関する内規、92 滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

各学科の学位授与の方針は、「滋賀短期大学学則」（備付-規程集 23）「滋賀短期大学学位規程」（備付-規程集 24）にて規定し、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び学科の教育目的に基づいて定め、毎年見直しを行っている。

資格取得の要件は、国や協会が定めた単位数により、カリキュラムに沿った人材を育成して認定している。

各学科の令和2年度のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

生活学科

食健康コース

【知識・理解】

- ・豊かな食生活に貢献できる栄養士として、専門的な知識を身につけている。
- ・個人や集団を対象とする栄養学に関する知識を身につけている。
- ・食べ物と人の体に関する知識を深め、健康を育むための生活習慣を認識している。

【技能】

- ・栄養士として現場に必要な専門的スキルと実践技術を修得し、生活の質の向上に積極的な提案ができる。
- ・対象者一人ひとりの状態に応じた献立作成、調理、栄養指導ができる。
- ・地域の食文化を継承できる食の専門家として食育を実践できる。

【思考・判断・表現】

- ・修得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる。
- ・自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる。
- ・食の現場で活躍するための創造性と判断力を持っている。

【態度・志向性】

- ・地域社会の健康づくりに貢献する姿勢と態度を身につけている。
- ・多様化する現代の食生活に関心を持ち、それらを総合的に捉えることができる。
- ・主体的に判断・行動し、よりよい信頼関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。

製菓・製パンコース

【知識・理解】

- ・豊かな食生活に貢献できる製菓衛生師として、専門的な知識を身につけている。
- ・製菓・製パンの専門家として活躍するための知識を身につけている。
- ・食の安全と健康の関わりを理解している。

【技能】

- ・製菓衛生師として現場に必要な専門的スキルと実践技術を修得している。
- ・多様化する食のニーズに対応できる技術を有し、応用能力を修得している。
- ・サービス接遇に活かせる技術やコミュニケーション力、経営感覚が身についている。

【思考・判断・表現】

- ・修得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる。
- ・自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる。
- ・製菓の現場で活躍するための創造性と判断力を持っている。

【態度・志向性】

- ・地域社会の食文化の創造に貢献する姿勢と態度を身につけている。
- ・多様化する現代の食生活に関心を持ち、それらを総合的に捉えることができる。

- ・主体的に判断・行動し、よりよい信頼関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。

ライフデザインコース

【知識・理解】

- ・快適で豊かな暮らしを創造・提案・実現する専門家としての知識を身につけている。
- ・時代の求める健康的な生活を提供することの可能な知識を身につけている。
- ・自分の暮らしをデザインするための知識を身につけている。

【技能】

- ・モノづくりの現場に必要な専門的技能と実践技術を修得し、生活の質の向上に積極的な提案ができる。
- ・多様化する暮らしのニーズに対応できる技術を有し、応用能力を修得している。
- ・地域の生活文化を専門家として継承することができる。

【思考・判断・表現】

- ・修得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる。
- ・自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる。
- ・モノづくりの現場で活躍するための創造性と判断力を持っている。

【態度・志向性】

- ・地域社会の豊かな暮らしづくりに貢献する姿勢と態度を身につけている。
- ・多様化する現代の生活に関心を持ち、それらを総合的に捉えることができる。
- ・主体的に判断・行動し、よりよい信頼関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。

幼児教育保育学科

【知識・理解】

- ・乳幼児期から青年期までの心身の発育と発達について理解している。
- ・幼児教育保育の本質と目的を理解している。
- ・時代や社会のニーズに応え得る多様な幼児教育保育を理解している。

【技能】

- ・子ども一人ひとりの発達過程や心の動きに応じた援助ができる。
- ・保護者との適切な関わりを築き、相談援助ができる。
- ・保育の基礎技能を身につけ、実践することができる。

【思考・判断・表現】

- ・子ども一人ひとりの育ちを観察し、記録することができる。
- ・子どもの発達過程に即した指導計画を立案することができる。
- ・自らの保育実践を振り返り、評価することができる。

【態度・志向性】

- ・子ども一人ひとりの育ちを尊重することができる。
- ・人との信頼関係を築き、相互に協力することができる。
- ・幼児教育保育に携わる者としての社会的責任を自覚している。

ビジネスコミュニケーション学科

【知識・理解】

- ・社会におけるマナーを理解している。

【技能】

- ・相手の話をよく聴き、自らの意見を表現するためのスキルを身につけている。

【思考・判断・表現】

- ・問題点を発見し、自ら考え、解決に向けて行動できる。

【態度・志向性】

- ・誠実な態度で責任感をもって行動できる。

医療事務コース

【知識・理解】

- ・医療機関で働くための知識を理解している。

【技能】

- ・医療機関で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけている。

【思考・判断・表現】

- ・医療機関において適切な対応・処理ができるように、状況を判断し、行動することができる。

【態度・志向性】

- ・医療機関において、患者や家族を思いやる気持ちと倫理観をもち、同僚とコミュニケーションをとり協働できる。

観光・ホテル・ブライダルコース

【知識・理解】

- ・観光・ホテル・ブライダルの現場で働くための知識を理解している。

【技能】

- ・観光・ホテル・ブライダルの現場で必要とされるスキルとホスピタリティを身につけている。

【思考・判断・表現】

- ・観光・ホテル・ブライダルの現場において適切な状況判断にもとづいて、行動することができる。

【態度・志向性】

- ・観光・ホテル・ブライダルの現場においてお客様へのホスピタリティをもち、同僚とコミュニケーションをとり協働できる。

ビジネス実務コース

【知識・理解】

- ・ビジネスや地方自治の現場で活躍するための知識を理解している。

【技能】

- ・ビジネスや地方自治の現場で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけている。

【思考・判断・表現】

- ・ビジネスや地方自治の現場において適切な対応・処理ができるように、状況を判断し、行動することができる。

【態度・志向性】

- ・ビジネスや地方自治の現場において相手を思いやる気持ちを持ち、同僚とコミュニケーションをとることができる。

スポーツ健康コース

【知識・理解】

- ・スポーツ、健康づくりの本質と目的について理解している。

【技能】

- ・スポーツ、健康づくりについて指導・支援・助言できるスキルを身につけている。

【思考・判断・表現】

- ・スポーツ、健康づくりの場で、状況を判断し、適切な指導・支援・助言をすることができる。

【態度・志向性】

- ・地域社会において、スポーツ、健康づくりに貢献する態度を身につけている。

本学の各学科の卒業要件（62 単位）を満たした者は、短期大学士の学位を取得できる。所定の課程を修了して免許・資格を得た卒業生は、その多くが専門職として就職し、就職先において高い評価を得ている。免許・資格としては、生活学科の栄養士免許、栄養教諭二種免許状、製菓衛生師受験資格、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ビジネスコミュニケーション学科の日本医師会認定医療秘書などが挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、本学の学位授与の方針は社会的通用性が十分にあるといえる。

卒業認定・学位授与の方針は毎年企画委員会を通して見直しを行い、教授会において決定している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間

数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

教育目的に則したディプロマ・ポリシーに対応し、令和2年度のカリキュラム・ポリシーは、各学科において次のように明示している（提出-8）。

生活学科

- ・ 心技一如の建学の精神を具現化するために、豊かな教養と専門知識を講義で学び、実験・実習を通して高い技術を身につけることをめざしたカリキュラムを編成しています。

食健康コース

- ・ 栄養士、栄養教諭関連の専門知識と技術を講義と実験・実習を通して修得するとともに、地域の食文化を継承できる食の専門家をめざしたカリキュラムを編成しています。

製菓・製パンコース

- ・ 和菓子、洋菓子、製パンの理論と技術を講義と実習を通して修得し、菓子や食品製造の現場において活躍できる実践力を身につけることをめざしたカリキュラムを編成しています。

ライフデザインコース

- ・ 衣・食・住の専門知識と技術を講義と実習を通して修得するとともに、快適で豊かな暮らしの専門家をめざしたカリキュラムを編成しています。

幼児教育保育学科

- ・ 乳幼児期から青年期に関する基礎的な知識を理解するために卒業必修科目を設置しています。
- ・ 幼児教育保育に関する知識をさらに深く理解するために各領域の専門科目を体系的に配置しています。
- ・ 幼児教育保育に関する知識をもとにした実践的な技能を修得するために演習・実習科目を設置しています。
- ・ 保育士資格および幼稚園教諭二種免許取得のための科目を設置しています。

ビジネスコミュニケーション学科

- ・ 社会における一般常識やビジネスマナーについて理解し実践するための科目を設置しています。
- ・ ビジネスで必要とされる基本的な知識を理解するための科目を設置しています。

- ・ 相手の話を聞き、自らの考えを表現するためのコミュニケーションスキルを身につけるための科目を設置しています。

医療事務コース

- ・ 医療機関の医療事務、医療秘書の部門で働くための知識を身につけるための科目を設置しています。
- ・ 医療機関の医療事務、医療秘書の部門で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけるための科目を設置しています。

観光・ホテル・ブライダルコース

- ・ 観光・ホテル・ブライダルの現場で働くための知識を身につけ実践するための科目を設置しています。
- ・ 観光・ホテル・ブライダルの現場で必要とされるスキルとホスピタリティを身につけるための科目を設置しています。

ビジネス実務コース

- ・ ビジネスの現場で働くための知識を身につけ実践するための科目を設置しています。
- ・ ビジネスの現場で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけるための科目を設置しています。
- ・ 地方自治の現場で必要とされる知識とスキルを身につけるための科目を設置しています。

スポーツ健康コース

- ・ スポーツ、健康づくりの本質と目的について理解するための科目を設置しています。
- ・ スポーツ、健康づくりについて指導・支援・助言できるスキルを身につけるための科目を設置しています。

【各コースの特色】

- ・ 医療事務コースでは、医療秘書・医療事務に必要な知識を身につけ実務能力を養うための科目を設置し、実践力を強化することを重視しています。また、患者やその家族を思いやる心を養う科目を設置しています。
- ・ 観光・ホテル・ブライダルコースでは、現場に必要なスキルと対人関係において必要なホスピタリティを養う科目を設置し、実践力を身につけることを重視しています。
- ・ ビジネス実務コースでは、ビジネスの現場で必要とされる知識を身につけ技能を養うための科目を設置し、実践力を身につけることを重視しています。
- ・ スポーツ健康コースでは、スポーツの社会的意義、とくに健康づくりにおける役割を理解し、専門的な指導助言ができるようなスキルを養成する科目を設置し、実践力を養うことを重視しています。

学科・コースの教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、学位授与に関する規定（備付-規程集 24 学位規程）に則した課程を編成しており、かつ文部科学省及び厚生労働省等の各種資格認定機関により定められた教育課程を編成している。授業科目は

学科共通の「共通科目」と各学科・コースの特性に応じた「専門科目」により構成されている。

専門科目は、学科ごとにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに則った科目が編成されている。2年間での修学を目指し、1年次前期から段階的に学びが深まるように科目を編成し、かつ学生にとってわかりやすい科目名となるように設定されている。また、各学科・コースで取得できる資格や免許に必要な専門科目が編成されている。

生活学科には、栄養教諭二種免許状の取得のための教職専門科目を設けている。このほかに、幼児教育保育学科には、資格などの取得のために学科の専門科目の枠を超えて設けられた選択自由科目がある。これらの科目と各学科・コースの教育目的との関連づけを明確にするため、履修系統図を作成している（備付-11）。履修系統図は、共通科目と各学科の専門科目を別建てにし、共通科目は6つの群別に、専門科目は科目間の関連をわかりやすく示し、「履修の手引き」及び本学ウェブサイトに掲載している。

学生は前期と後期の成績交付時にポートフォリオの作成の一環として、単位修得した科目を色付けして修得状況を視覚的にわかりやすく把握できるようにしたマイポートフォリオで半期の履修の振り返りを行っている（備付-22）。図式化することで、上限単位数の管理や科目の分散傾向を把握することができる。

なお、履修科目が多くなることで各科目の学習効果が弱まることを防ぎ2年間でバランスの取れた履修をおこなうため、本学では修得単位の上限を各学期30単位までと定めている。令和2年度からは、前学期までの累積GPAが3.0以上の場合は、上限を半期32単位としている。ただし、学外で行う実習科目及び集中講義などの科目の単位数は除外している。

成績評価においては、学則の「教育課程及び卒業」（第30条～35条）、「滋賀短期大学授業科目履修に関する内規」（備付-規程集82）、「滋賀短期大学試験及び成績に関する内規」（備付-規程集91）及び「滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規」（備付-規程集92）に基づき厳格に評価している。各科目の成績評価の基準はシラバスに記載し、学生に周知している。成績は、学期ごとに試験などによって評価し、100点満点に対して60点以上を合格としている。欠席時数が基準授業時数の3分の1を超えた場合は、その科目の評価を受けることができない。遅刻及び早退は3回をもって欠席1回分に相当するとみなしている。

試験については、病気またはやむを得ない正当な事由のために定期試験が受けられなかった場合は追試験が受けられる。また、定期試験において不合格となった科目においては、科目担当教員が認めた場合には再試験が受けられる。このほか、科目の中には履修条件が定められた科目もある。また、不正行為に対しては厳罰処分としている。なお、定期試験の実施にあたっては、試験監督者の打ち合わせ時間を設け、試験をより厳密に実施できる体制を整えている。

シラバスには、①授業科目、②担当教員、③開講期・年次、④単位、⑤形態、⑥卒業必修・選択、⑦アクティブラーニング、⑧実務経験、⑨授業の到達目標、⑩授業内容、⑪授業計画、⑫毎回の授業内容の運営方法、⑬教室外での学習について（予習・復習な

ど）・目安時間、⑭教材にかかわる情報（教科書、参考図書）、⑮成績評価基準、⑯担当者からのメッセージ、⑰オフィスアワー、⑱教員相互授業参観、⑲担当教員 E-mail アドレス、⑳課題（試験やレポートなど）に対するフィードバックの方法を明示している。また、シラバスの記載項目の見方は、履修の手引きに具体的に示している。シラバスの編集、校正は教務委員が行い、各科目の担当教員が作成した原稿を第三者が確認して不備をなくし、全体としての統一化を図っている（備付-23）。また、生活学科ではコースごとにカリキュラムを掲載するとともに、全学科のカリキュラム表について科目の順序を履修系統図に合わせ、整合性を持たせている。

本学では通信による教育は行なっていない。

各学科におけるカリキュラムの見直し、改善状況は次のとおりである。

生活学科のカリキュラムについては、令和 2 年度から、暮らしをデザインすることのできる知識と技術を学び、暮らしのエキスパートを養成する「ライフデザインコース」を新設した。

幼児教育保育学科のカリキュラムについては、学科内にカリキュラム・ワーキンググループを立ち上げ、適宜見直しを図っている。過密な時間割を見直し、より効果的な学習となるよう、科目の再編・統合も含めた検討を行っている。令和元年度入学生からは再課程認定を受けた新カリキュラムでの教育がスタートしている。また令和 2 年度からは、学生の学びのニーズに応じた教育を可能にするため、学生の興味関心に応じた科目を履修することによって選択することのできる「子どもの発達と心理コース」と「子どものあそびコース」を設けた。さらに、卒業後の進路も見据えたなかで、免許・資格を取得することに加え、四年制大学への進学や公立園への勤務、すなわち公務員として勤務することを希望する学生、将来は園長や主任になりたいと考えている学生を対象とした「アドバンスクラス」を設置した。

ビジネスコミュニケーション学科のカリキュラムについては、入試段階でのコース選択が難しい学生が多くなっていることから、学生に適切なコース選択を促すため、一括募集のうえで 1 年次後期からコース所属としている。令和元年度入学生から、従来の「ビジネス実務コース」、「医療事務コース」、「スポーツ健康コース」に加え、ホテル、ブライダル業界での就職を希望する学生が増えてきたことから、「観光・ホテル・ブライダルコース」を設置した。また、留学生専用科目を設置するなど、留学生の学習のサポートにも力を入れている。

各学科の教育課程の編成方針は、「滋賀短期大学学則」「滋賀短期大学学位規程」にて規定し、カリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは建学の精神及び学科の教育目的に基づいて定め、毎年見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学では幅広い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てることを目的として全学科の学生が選択できる共通科目を設定している。共通科目は群化されており、1群は「芸術や文化を学ぶ」、「社会や心理を考える」及び「科学でとらえる」で構成している。2群は「外国語コミュニケーション能力を養う」と留学生のための語学科目であり、後者については1年前期に「日本語Ⅰ」、1年次後期に「日本語Ⅱ」で構成している。3群は「体育について学び体験する」、4群は「キャリア形成を考える」として、1年次前期の「キャリア基礎演習」と2年次後期の「キャリアデザイン演習」からなり、両科目とも卒業必修科目としている。5群は環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換科目である（備付21）。また、地域・文化を知る科目も設置されている。このように共通科目では幅広い分野の科目を提供しており、教養教育の実施体制は確立しているといえる。

平成30年度から高大連携の取り組みの1つとして、6群に「すみれ基礎科目」を設置している。「すみれ基礎科目」は、令和元年度から、併設する附属高等学校の普通科Ⅰ類と生活デザイン科の3年生の生徒を対象に設置された。短期大学の3学科それぞれの特色を生かした基礎的な概要を学ぶ授業である（備付24）。短期大学入学後は、修得した単位として認定している。

各学科の専門科目において、社会で即戦力となるための専門的な知識を身につけるためには、教養教育で学んだ、幅広い視点から物事を考える力や、問題を発見し、それを適切な手法によって解決するという力が求められる。今後は、学生に社会生活を営む上での教養教育の重要性、そしてそれが専門科目を学ぶ基盤となっていることを説いていく必要がある。

上記の共通科目の目的を達成する機会を増やすために、1群の科目に関しては、平成29年度入学生から学年に関係なく履修できるようにカリキュラムを変更した。また、1群については分野（人文科学・社会科学・自然科学）のバランスや、履修した学生の人数などを踏まえて、科目の見直しとカリキュラムの改善を年度ごとに行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学の専門科目並びに共通科目は、実務家教員またはその分野の科目を担当するにふさわしい研究業績を有する教員が担当しており、現場での経験を活かした授業や、専門的知識を身につけることを主眼に置いた授業の構成になっている。これによって、学生は仕事をするとはどういうことかをより明確に意識することができ、それぞれが

進む専門職への実質的な接続が可能となっている。

本学で取得可能な免許・資格には、生活学科の栄養士免許、栄養教諭二種免許状、製菓衛生師試験受験資格、フードスペシャリスト資格、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格、准学校心理士資格、レクリエーション・インストラクター資格、ビジネスコミュニケーション学科の上級秘書士資格、上級情報処理士資格、ウェブデザイン実務士資格、上級ビジネス実務士資格、ビジネス実務士資格、観光実務士資格、日本医師会認定医療秘書、上級秘書士（メディカル秘書）資格、レクリエーション・インストラクター資格、健康運動実践指導者資格、秘書士資格、情報処理士資格、医療秘書実務士資格、医事実務士資格、社会福祉主事任用資格が挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、各分野の職業に就くためには必要不可欠なものである（提出-2, 3）。

本学では学外での実習及びインターンシップを単位化しており、現場での仕事の経験を積むことで、卒業後スムーズに仕事に接続できるカリキュラムを整えている。これらの学外実習のカリキュラムは、実施時期、方法などの見直しを年度ごとに実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

公表している入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、学長はあらためて三つのポリシーの一体的な策定、三つのポリシー策定と運用の基本方針、アドミッション・ポリシーに盛り込むポイントを示した。そして学長を中心にして全学的な基本方針について検討したうえで、「大学」、「学科」の単位で見直され、令和2年5月7日の教授会で決定した。

見直された本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと一体的で整合性があり、受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素）に対応したものとなっている。

入学者受け入れの方針は、学生募集要項として作成している入試ガイド（提出-10）で示すとともに、ホームページに3つのポリシーのサイトを常設し、周知徹底を図っている。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に合致した学生を受け入れるため、具体的な選抜内容と学力の3要素の扱いを示している。

入学者選抜の方法は、このアドミッション・ポリシーに合致した学生を受け入れるために多様な選抜方法を設けている。総合型選抜、学校推薦型選抜 A・B・S、一般選抜、大学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜といった入学選抜の方式を採用することによって、本学入学者への受験機会の確保と、多面的に受験生の能力を評価することにより多様な学生の確保を行っている。なお、帰国子女特別選抜は過去に志願がなかったことから令和3年度入学者選抜から採用しないこととなった。

各入学者選抜方法及び選考基準を明確に示し、公正かつ適正な入学試験を実施する。学校推薦型選抜 A（指定校、併設校）では入学前の学習成果の把握・評価をするために学習成績の状況（評定平均値）を設定し、明示している。なお、令和2年6月19日に文部科学省より新型コロナウイルス感染症対策に伴う「令和3年度大学入学者選抜実施要項」及び試験実施のガイドラインが通知されたことから、既に公表していた一般選抜（I期）と大学入学共通テスト利用選抜（I期）の出願期間及び試験日などについて、令和2年8月9日にホームページを通じて日程変更の通知、公表を行った。

入学金、授業料、施設整備費、その他入学時及び在学中に係る経費などは、大学案内（提出-2）、入試ガイド（提出-10）及びホームページで公表している。

アドミッション・オフィスという名称の組織はないが、入学試験や学生募集などの業務は入試広報センターで行い、同センターに関する事務は入試広報課が担当している。

志願者及び保護者などからの問い合わせは、入試広報課が窓口となり、適切に対応している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年4月17日から LINE 個別相談を開始し、同5月18日から平日 WEB 個別相談を開始した。また、主に受験生とその保護者を対象としたオープンキャンパスは、年間11回実施した。入学者受け入れ方針を説明するほか、各学科の体験授業、学生スタッフによる案内、受験生との個別相談の窓口を設け、受験生個人に対応した説明も充実させている。そのほか、平日個別見学も随時受け付けている。入試に関する一般的な問い合わせは入試広報課が、学科に関するものは該当学科の学生募集委員を中心に教員が対応するようにしている。また、大学からの情報発信を積極的に行ない、これまで以上に大学ホームページへのアクセスをしてもらえるよう、各学科・課に情報発信の担当者を置き、大学からの発信を一元的にコントロールするための広報体制を作っている。令和2年度は、各業者が運営するサイトに加え、日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」と、日本私立短期大学協会の「短大クエスチョン」に積極的にニュース配信するよう心掛けた。

本学では、入学者選抜方法は入試ガイドやホームページで公開するだけでなく、

県内の高等学校を中心に約 100 校に対して定期的に訪問を行い高等学校関係者の意見を聴取し、点検している。また、高等学校教員対象入試説明会も、本学会場を含めて、彦根と草津の 3 会場で毎年 6 月に開催し、そこで出された意見を入学者選抜方法に反映させている。令和 2 年 6 月の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。そのため、急遽、ウェブ上で閲覧できる教員対象入試説明会の動画を作成し、6 月 1 日から公開した。

学生募集及び入学者選抜方法の年度ごとの定期的な見直しは、受験生に配付する「入試ガイド」の作成前に学生募集委員会が原案を作成し、学科ごとに検証を行って入学試験委員会で審議を行っている。その結果をもとに教授会において試験区分別の募集人員や入試制度、入試科目などの見直しを行っている。入学試験業務全般に関して、学長を長に、入試担当の学長補佐及び入学試験委員と入試広報課が連携をとりながら実施・運営・検証を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学科・コースの教育課程の学習成果は、学位授与の方針に「～を身につけている」、「～ができる」などの具体的な目標として明示されている。そして、学位授与の方針に対応したカリキュラムの各科目を履修することで、期待される学習成果が具現化される。各科目のシラバスにおいて、「授業到達目標」は原則として「～できる」などと、具体的な知識・態度・技能の到達度が記されており、学習成果には具体性がある（提出-13）。

また、栄養士免許、栄養教諭二種免許、製菓衛生師受験資格、幼稚園教諭二種免許、保育士資格、准学校心理士、上級秘書士、情報処理士、日本医師会認定医療秘書など、免許・資格の取得目標は、学習成果を具体的に示すものといえる（提出-2, 3, 7, 8）。

科目の単位は、そのシラバスに示された「授業到達目標」に沿って厳格に成績評価がなされて取得可能となる。大多数の学生は 2 年間の在籍期間内に適切に単位を取得して卒業要件を満たしていることから、学習成果は一定期間内に獲得可能であると考えている（提出-1, 5）。

本学の教育課程は、共通科目を 1～6 群、学科・コースごとに専門の授業科目を設定し、シラバスの中の「授業の到達目標」において、その科目の履修によって期待できる学習成果を具体的に示し、「授業の内容」に授業の目的や概要を、「授業計画」に各授業回の学習内容及び運営方法、学習課題を示している。単位修得の要件は、各授業における「成績評価の方法及び基準」の試験・レポートなどの項目により成績を評価し、合格と判定された場合、所定の単位が与えられる（提出-1, 5）。

この学習成果が一定期間内で獲得可能であるかは、卒業者の割合を調べることで評価することができる。図 1 に平成 26～30 年度の入学生の学位授与率を示す。この結果から、本学の教育課程の学習成果は測定可能であると評価できる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループブックス分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学の学科・コースの教育課程の学習成果を測定する仕組みについて、①GPA 分布、②学位授与（卒業）率、③免許・資格取得率、④専門就職率の 4 点を挙げるができる。また、学生の業績の集積（ポートフォリオ）は半期ごとに各自の成績を元に評価しており、平成 29 年度からは記述内容がより充実したものになるように、記入項目に関して学生に説明を実施している（備付-22）。これらは、本学の建学の精神、教育理念、教育目的に相応するものであり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の成果と考えている。平成 29 年度から学位授与に関する教育課程は教務委員会が中心に毎年見直しを行っている。

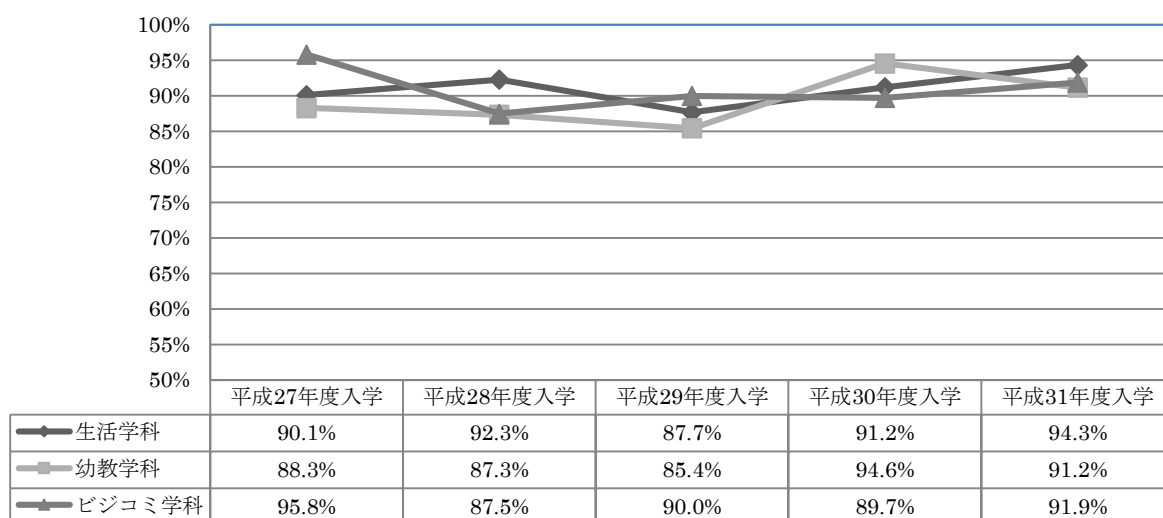
① GPA 分布

学年ごとの累積 GPA 分布表（備付-41）を作成し、教務委員会、教学マネジメント委員会で分析している。令和 2 年度入学生の 1 年次の分布は、ほぼ正規分布している。

② 学位授与（卒業）

過去 5 年間の入学生数に対する学位授与率を、図 1 に示す。退学（除籍を含む）者や留年者が生じているため、学位授与率の全学平均は 90%前後で推移している。

図 1. 入学生数に対する学位授与率の推移



③ 免許・資格の取得

過去5年間の学科ごとの免許・資格の取得率を表1～3に示す。取得率として、各年度の卒業生のうち、各免許・資格の取得希望者に対する取得者の割合を算出している。各学科の教育目的に則った免許・資格を取得できる教育課程の見直しは毎年実施している。また、社会情勢を踏まえ、学生が就職において有用となる免許・資格が取得できる教育課程の見直しも毎年実施している。

生活学科では、栄養士免許、栄養教諭二種免許状、製菓衛生師受験資格、フードスペシャリスト資格を取得でき、令和2年度卒業生の取得率はそれぞれ100%であった。なお、中学校教諭二種免許状（家庭）は平成29年度入学生から廃止している。（表2）

表 2. 生活学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
栄養士	97.4%	89.2%	100.0%	100.0%	100.0%
栄養教諭二種免許	2.6%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
製菓衛生師受験資格	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%
フードスペシャリスト資格	20.6%	52.4%	73.3%	100.0%	100.0%
中学校教諭二種免許（家庭）	0.0%	0.0%	—	—	—

※平成30年度以降は希望者に対する取得率

幼児教育保育学科では、幼稚園教諭二種免許、保育士資格の取得率は令和2年度卒業生では100%であった。児童厚生2級指導員は平成28年度入学生から廃止している。リクリエーション・インストラクター資格の取得希望者はなかった。准学校心理士は平成30年度入学生から導入し、希望者全員が取得している。（表3）

表 3. 幼児教育保育学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
幼稚園教諭二種免許	90.7%	87.6%	98.5%	100.0%	100.0%
保育士資格	94.7%	96.2%	99.2%	100.0%	100.0%
児童厚生員 2 級指導員	20.0%	0.0%	—	—	—
レクリエーション・インストラクター	100.0%	—	—	—	—
准学校心理士	—	—	—	100.0%	100.0%

※平成 30 年度以降は希望者に対する取得率

ビジネスコミュニケーション学科では、平成 29 年度入学生からコースに関係なくすべての資格を取得できるカリキュラムに変更している。したがって平成 30 年度卒業生より全員が全資格を取得することができる。また、令和元年度卒業生からは医療秘書実務士、医事実務士資格を取得できる。令和 2 年度卒業生では、健康運動実践指導者の取得者がなく、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士の取得率が下がったが、他の資格はほぼ全員が取得できた。（表 4）

表 4. ビジネスコミュニケーション学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
上級秘書士	72.4%	6.3%	100.0%	92.6%	94.1%
上級情報処理士	44.8%	23.1%	100.0%	90.0%	87.5%
ウェブデザイン実務士	64.7%	11.1%	83.3%	100.0%	87.5%
上級ビジネス実務士	—	28.6%	90.0%	94.1%	100.0%
ビジネス実務士	—	26.7%	37.5%	100.0%	100.0%
日本医師会認定医療秘書	23.8%	20.0%	71.4%	100.0%	100.0%
上級秘書士（メディカル秘書）	33.3%	4.8%	88.9%	100.0%	97.6%
レクリエーション・インストラクター	73.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
健康運動実践指導者	40.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
秘書士	72.8%	76.9%	78.4%	100.0%	100.0%
情報処理士	83.7%	76.7%	98.4%	100.0%	100.0%
医療秘書実務士	—	—	—	100.0%	100.0%
医事実務士	—	—	—	100.0%	100.0%

※平成 30 年度以降は希望者に対する取得率

④専門就職

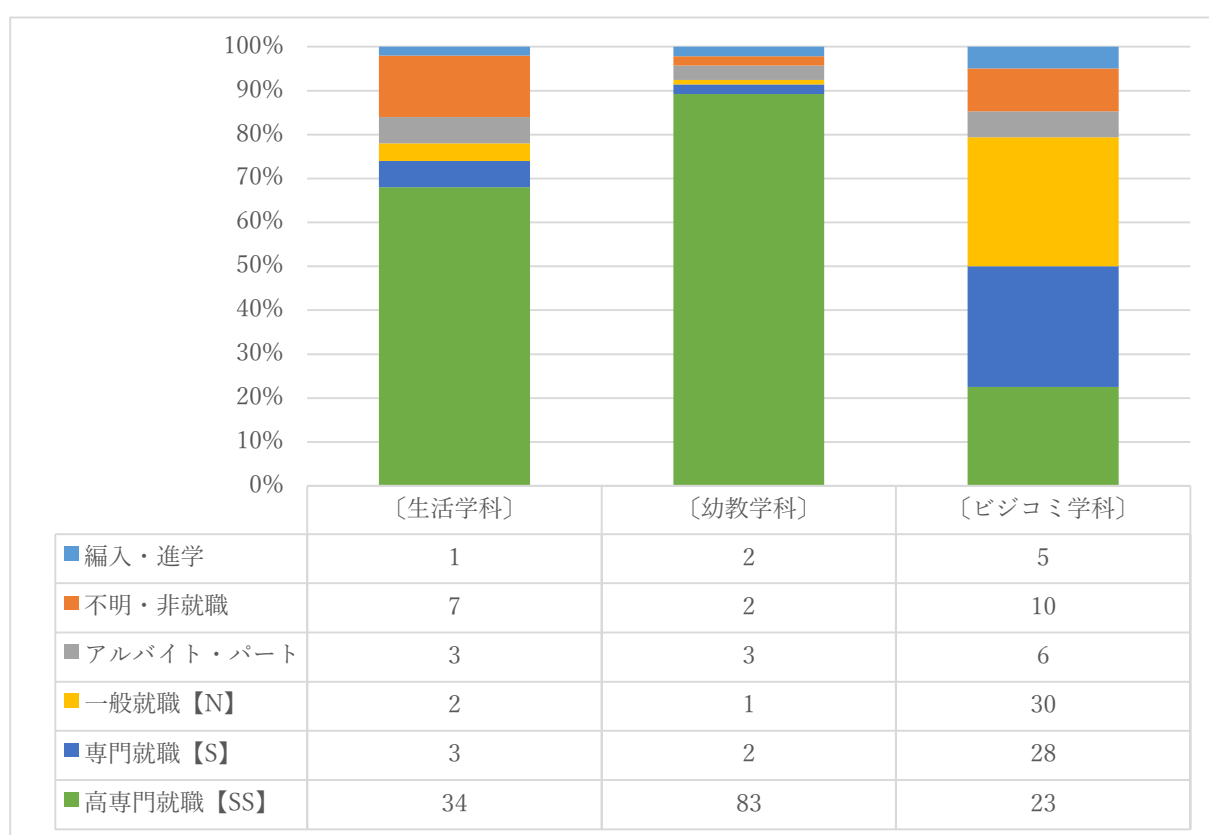
卒業生の各学科・コースの専門就職状況については、専門就職を細分化して分類している。各学科・コースでのカリキュラムで取得できる免許・資格が就職の条件となった高度専門就職【SS】と、各学科・コースでの修学が専門的な就職に結びついた専門就職【S】に分けている。一般就職【N】は、学科・コースの専門性に関係なく就職した場合である。

図 2 は学科別にみた令和 2 年度卒業生の卒業後の動向を示す。生活学科では高度専

門就職率が 68.0%、専門就職率が 6.0%、一般就職率が 4.0%となっている。幼児教育保育学科では高度専門就職率が 89.2%、専門就職率が 2.2%、一般就職率が 1.0%となっている。ビジネスコミュニケーション学科では高度専門就職率が 22.5%、専門就職率が 27.5%、一般就職率が 29.4%となっている。

生活学科の食健康コースでは栄養士免許が卒業と同時に取得可能であり、製菓・製パンコースでは製菓衛生師受験資格を取得後、在学中に免許を取得することができる。幼児教育保育学科でも幼稚園教諭二種免許と保育士資格が卒業と同時に取得可能である。これらのことから、両学科では高度専門就職率が高くなっている。ビジネスコミュニケーション学科では高度専門就職者は多くないが、専門就職者と合わせると 50.0%となり、半数が資格やコースの学修を活かした職についている。

図 2. 学科別の卒業生の動向



「滋賀短期大学卒業生アンケート」については、令和元年度まではホームカミングデー参加者を対象に行っていたものを、令和 2 年度は就業 3 年目の卒業生へ対象者を拡大し実施した。(備付-31)

平成 29 年 3 月卒業生のうち内定者 263 人を対象に、令和 3 年 2 月末日回答期限としてアンケート調査を実施し、栄養士 5 人、製菓マイスター 1 人、企業勤務者 14 人、幼稚園教諭・保育士 10 人、合計 30 人から回答を得た。卒業生自身による各スキルについての自己評価、卒業生が考える仕事についての必要なスキル、自信のあるスキルなどの評価分析は学内で共有し、教育の質保証に役立てている。また、インターンシップへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率は毎年データを用いて検証し、学生への教育及び就職支援に活かしている。

就職率、各アンケート調査結果などは、ホームページ上の「教育情報の公開」で公

表している。

https://www.sumire.ac.jp/tandai/wpcontent/uploads/2021/06/release_4-06.pdf

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価の聴取においては、「就職先からの卒業生評価アンケート調査」を平成 26 年度から継続して実施し、令和 2 年度も実施した。(備付-30)

調査項目は、採用時に求める能力や卒業生の就業評価などを実施している。就職先の求める能力・技術・技能と本学卒業生に対する評価を比較することにより、卒業生の学習成果の獲得状況を把握するためである。令和 2 年度調査は、令和 2 年 7 月から 9 月に調査依頼を行い、108 件の回答を得た。回答先の内訳は、企業（施設を含む）48 か所、幼稚園・保育所 48 か所、栄養士として採用された施設等 7 か所、製菓マイスターとして採用された店舗・専門店 5 か所であった。

アンケート調査は、採用時の重視度を 14 項目の質問から問い、その同様の質問に対して、本学卒業生の評価を聞いている。また、学生に向けてのメッセージや本学のイメージを聞き、学生の指導に活用している。

学生の受け入れ就職先と卒業生双方から回答を得る「就職先からの卒業生評価アンケート」「滋賀短期大学卒業生アンケート」の結果については、令和 2 年 12 月の教授会で報告し、受け入れ側からの回答と評価される卒業生双方の回答を得ることで、どの項目で評価の違いがあるのかなどを検証して教育の質保証に役立てている。各学科では、3 月末の学科会議においてキャリア・サポートセンターからの資料に基づいた学習成果の点検をし、次年度の学習内容、学生指導に活かした。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育の効果、とりわけ職業教育の効果及び成果を評価・測定するスケールについては今後見直しが必要である。量的データ・質的データとも、卒業生の就職先から得るアンケート結果の、より効果的な利用と分析が求められる。また、取得率が低い免許・資格取得については、取得率を上げられるよう対策講座などの改善を図る。

令和 3 年度（2021 年度）の大学入学者選抜実施要項の変更に伴い、入学前の学習成果を把握し評価する方法を検討し、入学者受け入れの方針及び各入試別受け入れ方針に反映させなければならない。同時に、3 つのポリシーの根幹をなす教育内容に対応する基礎学力を持ち、知識や技術を積極的に身につける努力を惜しまない学生を確保するために、各入試において、効果的に学力や適性を測る方法を検討していく必要がある。

出願受付については、インターネット出願の導入を検討し、時代の流れに即した受

驗生サービス向上により志願者の裾野を広げる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2020、2 大学案内、14 学生募集要項・入学願書、10 2021 入試ガイド [令和3年度]

備付資料：11 履修系統図、22 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、29 短大生調査 2020 調査結果、30 卒業生評価アンケート調査結果、32 令和3年度入学手続案内、33 入学前課題一式、34 オリエンテーション資料（新入生オリエンテーション、教務オリエンテーション）、38 健康調査票、42 学生による授業評価マークシート、43 学生による授業評価結果、44 授業評価アンケート結果に対する教員コメント集、47 非常勤講師予定者教務説明会案内、48 非常勤講師打合せ案内、49 学園職員研修会案内、50 手作り絵本コンクール募集要項、54 学生団体結成一覧表、55 学園祭パンフレット、56 就職支援講座案内、57 資格取得講座案内、60 学生生活オリエンテーション案内、71 ピアノ基礎講座案内、

備付資料-規程集：22 学校法人純美禮学園奨学資金支給等に関する規程、29 滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程、111 滋賀短期大学学生の表彰に関する規程、112 滋賀短期大学学生表彰実施細則

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、ディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーに基づき、学習成果に対応した授業計画を立てている。また、免許・資格の養成課程に該当する科目は、その認定に沿った授業内容を提供している。成績評価は、学則並びに内規に従って厳密に行っており、授業ごとの評価方法は成績評価基準としてシラバスに記載している。

個々の学生の履修及び単位認定情報は、学務課においてコンピュータ管理されている。学生には Semester ごとに、単位修得結果と履修及び卒業と免許・資格取得の見込み状況を配付し、履修系統図を用いて、修得単位の確認と振り返り、今後に向けての取り組みなどをマイポートフォリオ（履修の振り返りシート）にまとめるよう指導している（備付-22）。学生個々の情報と成績及び順位一覧はゼミ・クラス指導担当教員に配付し、ポートフォリオとともに学生の指導に活用している。また、学生が 3 回以上欠席した科目については保護者とゼミ・クラス指導担当教員に通知し、履修状況については各科会にて情報交換を行い、指導に活かしている。就職状況はキャリア支援課において逐次集計し、教授会にて報告している。このように、学生の単位履修や就職についてはゼミ・クラス単位から学科、全学とさまざまなレベルで全学生の状況を把握して指導を行っている。

Semester ごとに学生による授業アンケートを実施し（備付-42）、教員は定期的に授業評価を受けている。学生による授業評価の結果は、学務課において集計処理を行い、速やかに教員にフィードバックしている（備付-43）。アンケート結果と結果に対する教員のコメントは学内ポータルサイトに公表している。教員は集計結果や自由記述の内容から授業評価の結果を認識し、その結果を授業改善のために活用している。具体的には、授業アンケートの実施後、すべての教員はアンケート結果に対するコメントを作成する。アンケートの結果を受けていかなる授業改善をするかなど、授業改善案を具体的に記述している。アンケート結果に対するコメントは学務課で取りまとめ、印刷製本して専任教員に配付している（備付-44）。非常勤講師も閲覧ができるようにしている。アンケートをより適正に実施できるように、学生が回答する際にはボールペンを使用し、教員が教室から退室すること、クラス内の任意の学生 2 名がアンケートを回収し封緘するというルールで実施している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス

ス感染症対策として、多くの授業がオンライン形式、あるいは課題形式で実施されたため、前期については通常の授業評価アンケートは実施されなかった。その代わりに、オンライン授業についてのアンケート調査を実施した。

教員は授業担当者間で十分にコミュニケーションをとり、とりわけ関連領域あるいは隣接領域科目については密に連絡協力する体制を構築している。非常勤講師に対しては、令和元年度までは、毎年 3 月末に「非常勤講師予定者教務説明会」を午前中に新任のみに実施し、同日の午後には各学科で新任・継続の非常勤講師を対象にした「非常勤講師打ち合わせ会」を開催していた(備付-47)、(備付-48)。令和 2 年 3 月に予定していた令和 2 年度に向けての非常勤講師打ち合わせ会は、新型コロナウイルス感染症予防のため新任の非常勤講師と専任教員のみ対面で実施した。令和 3 年度に向けたこれらの説明会と打ち合わせ会は実施しないことになった。来年度以降も実施せず、書類送付などに代える予定である。

教員は、毎月開催される科会をととして所属する学科・コースの教育目的の達成状況を把握し、評価している。具体的には、学科・コースの学生の学位授与(卒業)率や、免許・資格の取得の見込み、就職状況について把握し、ゼミ・クラス担当教員より個別に指導を行いつつ、学科・コース全体の達成状況を評価している。

履修及び卒業に至る指導の一つとして、教務委員による入学時及び学期開始時の「教務オリエンテーション」がある(備付-34)。教務委員及び教員は学生の学習状況を把握して学生の履修相談に応じたり、卒業へ至る道筋を示したりするなど、きめ細やかなサポートを行っている。とりわけ、履修状況や授業の取り組み状況については、ゼミ・クラス指導担当教員同士で積極的に情報共有が図られている。本学では、ゼミ・クラス制度をととして学生への手厚い個別指導を実施している。

本学の事務職員は、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」(備付-規程集 29)に則って配置され、各課の事務業務に就いている。事務職員は、それぞれの専門の知識と技能を有しており、学生の就学状況と学習成果を認識し、その達成に向けて教員と協力しつつ責任を果たしている。学務課(教務担当)は、実習に関する業務、学生の履修に関する事務処理と、授業や実習の準備や調整を担っている。

学務課(学生担当)は、学生生活の支援を担っている。また、事務職員は各種委員会及びセンター業務を兼務し、教員と連携して事務業務及び学習成果の達成に携わり、学科・コースの教育目的の達成状況を把握している。

各学科には補助職員を配置し、授業準備や授業中の机間巡視などの指導補助、実技・実習系授業の後片付けなどを担っている。補助職員は、必要に応じて学生への助言を行うこともある。教員よりもより身近な存在として学生からの質問を受ける窓口として機能し、学習成果の向上に貢献している。また、生活学科とビジネスコミュニケーション学科では、科会に出席して議事録を作成し、学生の状況について情報の共有化がなされている。

事務職員は、能力向上のために学内及び学外の研修会に参加している。学内の研修会においては、平成 11 年から「学園職員研修会」が実施されており、事務職員の資質向上に努めている(備付-49)。学外の研修会としては、日本私立短期大学協会や京滋私立短期大学協会が開催する職員研修会などに出席している。また、FD 活動にも積極的

に参加し、教員とともに学生支援の職務を充実させている。

学務課（教務担当、学生担当）及び総務課の事務職員は、所属部署の職務を通じて、学生の履修及び卒業に至る支援を行っている。本学の学生数であれば、全学生の状況を把握することができ、適切な支援を教員と協力して行うことができる。

学生の成績記録は、平成 22 年度入学生までは、紙資料で保存されていた。平成 22 年度入学生からはデジタルデータによって保存・管理されている。これにより、取り出したいデータをすぐに検索できるようになった。成績は永久保存されている。

図書館業務は、外部委託している。学生の意見を取り上げるための「目安箱」の設置や、開館時間の延長など、サービスの向上を図っている。新入生に対しては、ゼミ・クラスごとでの図書館オリエンテーションを実施し、学生の図書館利用を促進している。図書館オリエンテーションは図書館職員によって行われるが、クラス担当教員も学生とともに図書館オリエンテーションに参加し、協力して学生の図書館利用の向上を図っている。令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で実施しなかった。

また、教員は学生の学習を支援する資料を図書館に推薦するとともに、図書館の書籍を利用する課題を授業で取り入れるなどの工夫をして、学生が図書館や情報資源を活用して学べるように心がけている。このほか、広報・図書委員会のもと、平成 19 年度から平成 30 年度まで「美しい日本語コンクール」を開催し、学生が図書に親しむ機会を設けた。平成 30 年度以降、広く絵本に親しんでもらうことを目的に、幼児教育保育学科の専門性を生かして「手作り絵本コンクール」を開催した（備付-50）。

図書館内にはビデオ・DVD ルームがあり、約 1,400 点のソフトを閲覧することができる。夏及び春の長期休暇には、学外実習に対応して図書の長期貸出を行っている。図書館では、館内コンピュータを使った図書検索が可能であるが、検索サービスの利便性のさらなる向上が望まれるところである。

ラーニング・サポートセンターは、学修支援室としての役割を担っている。授業時間表と Student Handbook に開室時間などを記載し、学生の利用の促進を図っている。随時運営会議を行い、勉学面でのサポートに力を入れている。本学では学生の基礎学力の向上が課題であり、これに関しては、各学科とも実力テストや入学前課題確認テストなどを年度当初に実施し、指導が必要な学生には個別にラーニング・サポートセンターを活用するよう強く勧めている。また、定期試験の結果、再試験を受験しなければならない学生を対象とした「再試験準備講座」を再試験実施担当者の指導のもとに開催し学習支援を行っている。

学内にはコンピュータ教室が整備され、コンピュータを使った授業が行われているほか、空き時間に学生は自由に利用することができる。学生個人にはパソコンのアカウントとパスワードが与えられ、学内であればコンピュータ教室のいずれのパソコンを使用しても自分専用の画面にログインして利用できる。操作のわからない学生に対しては、担当の教職員が適宜対応している。

学生は授業の予習復習及び課題作成に活用するほか、課題の提出に電子メールや学内 LAN を利用できる。また、本学では MOS 検定などのコンピュータ関連検定の取得を支援するための講座（参照、基準Ⅱ-B-4）を開催し、学内のコンピュータ環境を有効に活用している。

学校運営に関する ICT 活用としては、本学のウェブサイトを通じて、常に本学に関する最新の情報提供を行っている。学生は学内ポータルサービスである Campus mate-J に学内外より接続して履修登録、授業時間表の確認、休講や補講の確認などができることに加え、短期大学に提供された求人情報も閲覧することができる。また、履修登録はウェブ入力で行っている。学生が空き時間を利用して学内のパソコンあるいは自宅のパソコンから入力し、履修登録を行うことができる。その方法は各学科の教務委員が教務オリエンテーションで丁寧に説明すると同時に、「ウェブ履修の手引き」を学生全員に配付し、利用と手続きの説明を行っている。生活学科と幼児教育保育学科の学生が提出する「教職履修カルテ」もウェブ入力で行っている。学期末の成績提出も、全教員がウェブ入力により提出している。

情報システム委員会はコンピュータシステムの充実を図り、学生及び教職員のコンピュータ利用技術の向上を図っている。コンピュータシステムのメンテナンス及び更新に加え、授業教材や学生指導、情報伝達のための新しいツールの使用方法を常に周知させている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの教員が Google classroom を活用したオンライン授業を実施した。4月には、Google classroom による課題の出し方や、学生の課題提出の仕方、動画教材作成の手順などについて、学内教員が作業手順を動画にまとめ、YouTube で公開した。また学内の FD 研修会でも研修会を開いて、教職員の ICT スキルの向上を図った。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学試験合格者（入学手続者）に対しては、「入学手続の手引き」を作成し、送付している（備付-32）。これらの冊子には年間行事や奨学金制度、履修、学生生活など、さまざまな情報を分かりやすく掲載し、受験生がスムーズに本学での学生生活を始めら

れるよう配慮している。入学後は新入生対象のオリエンテーションを学科・クラス・ゼミごとに実施し、入学後の学生生活や授業を受講する上で必要となる情報を説明している。また本学では、入学後スムーズに学生生活を始めることができるように、第1次入学手続完了者に対して入学前課題を課し、入学までに取り組んでもらっている（備付-33）。幼児教育保育学科では、3月に2日間の日程でピアノ初心者のための基礎講座を行っている（備付-61）。また、入学後特別な配慮の必要な学生については、高校と連携してそれまでの支援計画を把握するように努めている。

入学式に先立ち、「入学前の学生生活オリエンテーション及び学生証写真撮影」を3月下旬に実施し、短大生活2年間を有意義に過ごしていくために大学がどのようなサポートをしているかについて、また、学生として守って欲しいことなどについて説明を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため4月に延期し実施した。また、入学式翌日から2日間実施する予定であった「新入生オリエンテーション」については、3日目に学外での実施を予定していたフレッシュマンセミナーが中止になったことから、その日を利用して合計3日間に渡って実施した。オリエンテーションは、密集を避けるために全学科合同による実施は取り止め、すべて学科別で教務関係の内容を中心に実施した。健康診断は全学年実施した。ただし、教務関係内容を優先して実施したため、学生生活支援に関する内容は縮小することになった。入学後、特別な配慮の必要な学生については高校と連携してそれまでの支援計画を把握するように努めている。

入学生対象のガイダンスとして、例年、入学式翌日から2日間にわたり「新入生オリエンテーション」を行っている（備付-34）。1日目の午前中には、全体オリエンテーションとして各学長補佐からの講話、受講マナーについての講話、奨学金などの学生支援についての説明を行っている。2日目には、学科別に健康診断と Student Handbook を使用した学生生活に関するオリエンテーション、大学の講義の受け方に関する指導を行っている（備付-60）。オリエンテーションの空き時間では、個別の履修相談を行っている。3日目には、新入生全員を対象に学外の施設（ホテル）で「フレッシュマンセミナー」を開催している。新しい学生生活を迎えるにあたっての講演、学歌練習、テーブルマナー、学科別のオリエンテーションを開催し、学生と教員または学生同士の親睦を深めるとともに、短期大学生としての意識づけを行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月4日に教務オリエンテーションのみを実施し、フレッシュマンセミナーは実施しなかった。

学期中の教務オリエンテーションは、1回生には例年7月（令和2年度は8月）に定期試験についての説明、後期授業の履修手続きなどの説明を行っている。9月には学年・学科別に成績交付後、「履修系統図」と「マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）」を使って履修科目の確認をさせるとともに、当該学期の履修について努力した点、反省した点、新学期履修への意気込みを記入させている（備付-11、22）。平成29年度からは、振り返るための具体的な項目を与え、学生が記入しやすいように配慮した。2回生については、9月に履修単位の確認や後期科目の履修など、卒業や免許・資格の取得に関しての説明を行っている。後期の成績交付後にも、成績の振り返りなどの内容で教務オリエンテーションを開催している。その内容は、1回生については、新

年度に向けて 2 回生時の履修の説明、編入手続き、さらに個別の履修相談である。

学生には、毎年、「Student Handbook」を配付している。新入学生には、入学前に「Student Handbook」から重要な項目を抜粋した「オリエンテーション」（小冊子）を配付している。なお、「Student Handbook」に掲載している内容やシラバスは本学のウェブサイトにおいて開示している。

基礎学力が不足する学生を把握するために、入学時に基礎学力確認テストを実施して状況の把握を行っている。令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響で、後期授業開始後に実施した。その結果は学生自身と教員で共有している。そして基礎学力が不足する学生への対応として、必要に応じて個別支援を行っているほか、幼児教育保育学科では再履修者が多い科目について再履修学生のための別クラスを設けている。また、ピアノ実技については経験別に課題のグレード分けを行い、初心者向けの課題も設定している。ビジネスコミュニケーション学科では、「ビジネス基礎」（1 年前期）において基礎学力から初年次教育までを踏まえた内容の授業を能力別クラスに分けて開講している。

基礎学力の底上げを目的に、ラーニング・サポートセンターでは、①基礎学力にかかわる科目（国語・数学・英語・その他理系科目）の補習授業の実施、②リテラシーの向上（レポートや小論文の書き方の指導）、③就職試験（SPI）対策、④留学生に対する日本語の指導、⑤自習やグループ学習で使うスペースの提供の 5 項目について指導している。令和 2 年度の利用者数は延べ 235 人（前年度 516 人）であった。学科別の内訳は、生活学科が 11 人、幼児教育保育学科が 41 人、ビジネスコミュニケーション学科が 183 人で、来室した学生の主な利用目的と利用目的別の人数は、テスト勉強 11 人（4.7%）、就職・編入 26 人（11.1%）、教養教科の補習 78 人（33.2%）、SPI・公務員試験対策 73 人（31.1%）、英検・漢検 38 人（16.2%）、日本語（留学生）0 人（0%）、授業内容 1 人（0.4%）、その他（自習）8 人（3.4%）であった。再試験対象者がラーニング・サポートセンターを利用して再試験に向けての学習も行い、その科目の教員が個別指導を行っている。

本学では少人数によるゼミ・クラス担当制度を設け、一人の専任教員がゼミ・クラス指導担当教員として学生を入学から卒業まで、履修指導や就職指導を中心に学生生活全般にわたって個別にサポートしている。毎週木曜日に「クラスアワー」を設け、担当教員と 1・2 回生の学生がクラスごとに集合する。クラス単位で学生の状況を把握するとともに、学生からの相談に応じ、指導援助が行いやすい体制を整えている。休・退学届に係る指導記録の様式は、学生について履修状況や経済的な状況など十分な情報を基に支援できるようにしている。

学習相談のための体制として、「オフィスアワー」を設定している。教員は、その時間内であれば相談に来た学生のために時間を確保する体制を整えている。また、授業に関する学生からの相談を受けやすくするために、教員は電子メールアドレスをシラバスに公開している。

全学科で、免許・資格の取得に関わる学外実習を実施している。学外実習の事前事後指導の時間は科目として設定されているが、学生一人ひとりの実情に合わせて、授業時間外にも学外実習担当教員を中心に学科全体で丁寧な指導を行っている。具体的な

指導の内容は、実習課題の設定、指導案の作成や実習で使用する教材などの準備、実習ノートの記録の仕方及び実習後の振り返り指導などである。さらに、栄養士学外実習の事前指導では、実習中に提供する献立の計画や試作などを行う。令和2年度の栄養士学外実習は、病院1施設、特養5施設、保育所9園、事業所1か所、児童施設1か所、学内1か所の18か所において30人の学生が実習を行った。栄養教諭教育実習は指導案の作成、教材の準備などを行っている。7人が出身小学校などにおいて実習を行った。製菓・製パンコースのインターンシップは製菓衛生師の受験必要科目としており、洋菓子店、ホテル、パン屋など、15か所において16人が実習を行った。生活学科食健康コースでは、実習後に、実習先ごとに実習内容や考察を報告書にまとめ、パワーポイントを作成して学外実習報告会を実施している。この報告会には1回生も参加して次年度への参考にしている。また、提出レポートの作成や礼状の作成などについても、個別に指導を行っている。

ビジネスコミュニケーション学科では、企業就業体験をとおして進路選択やキャリアに対する意識を高めることを目的としたインターンシップを実施している。令和2年度は、令和3年2月に関西地区（京都、大阪、兵庫）に緊急事態宣言が出されたことを受けて、対面でのインターンシップを取りやめ、オンラインのみでの参加で実施した。履修者21人のうち、5人がホテル関係に、16人が一般企業のインターンシップに参加した。また、医療事務・医療秘書を目指す学生に対して病院実技実習を実施している。滋賀県医師会と連携し、滋賀県大津地域での拠点病院である大津赤十字病院、大津市民病院、地域医療機能推進機構滋賀病院、さらに平成30年度から湖東・湖北の医療を担う彦根中央病院を加えた計4病院の協力を得ている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、学外での実習は行わず学内で実施した。インターンシップ・病院実習ともに、6回の事前指導において、実習先企業・施設の業界や体験する職種の理解、接遇・マナーの訓練を行う。インターンシップ・実習中は、日誌を書き、指導者に提出する。実習後には報告書を作成し、報告会でプレゼンテーションを行うことにしている。

本学には通信課程はない。

進度の速い学生や学業成績の優秀学生に対する学習上の配慮や支援として、免許・資格の必修科目の内容をさらに発展させた上位科目を設けている。生活学科の製菓・製パンコースでは、より高いレベルの技術を身につけることを目指した「製菓応用実習Ⅰ」及び「製菓応用実習Ⅱ」「マイスター・トレーニング」を、幼児教育保育学科では、「音楽Ⅲ」と「造形保育」を設置している。また、生活学科では授業のない時間帯を利用し、食健康コースでは栄養士実力認定試験対策講座、栄養教諭二種免許の取得を目指す学生を対象にした教員採用試験対策講座、そのほか家庭料理技能検定を、製菓・製パンコースでは製菓衛生師資格試験対策講座を開講している。さらに、両コースにおいてフードスペシャリスト資格試験対策講座も実施している。

全学科を対象に、学業成績の優秀な学生に対して「学長賞」を授与することとし、学習の意欲向上を図っている（備付-規程集111 学生の表彰に関する規程）。

本学では海外からの留学生を積極的に受け入れる制度は整っていない。また、本学学生の海外の大学などへの派遣も行っていない。入学試験制度において、留学生ビザ

を有する学生の受入れとして外国人留学生特別選抜を設けている。選考は、国外居住者と国内居住者に分けて行っている。募集人員は各学科とも若干名であり、「学校法人純美禮学園奨学資金支給等に関する規程」（備付-規程集 22）などにより、授業料の減免措置が受けられる。過去 5 か年の外国人留学生の受け入れは、表 5 のとおりである。留学生の学習・生活支援については、学生相談室を中心に関連部署と連携して行っている。

表 5. 外国人留学生の受け入れ状況（人）

入学年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度
〔学科〕					
生活学科	1	0	0	5	1
幼児教育保育学科	0	0	0	1	0
ビジネスコミュニ	0	0	0	9	4
計	1	0	0	15	5
〔出身国（地域）〕					
中国	0	0	0	0	0
韓国	1	0	0	0	0
ベトナム	0	0	0	11	4
スリランカ	0	0	0	4	1
計	1	0	0	15	5

教員には、成績（秀・優・良・可・不可）、取得単位数、素点、順位、GPA が記載された成績管理表が配られる。教員は、各学生のデータに基づいて、適切な助言・指導を実施している。ビジネスコミュニケーション学科では、四年制大学編入に関係する授業について、GPA の数値を受講条件にしている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生生活支援のための教職員組織として「キャンパスライフ・サポートセンター」を設置している。構成員は、専任教員 6 名、事務職員 2 名、保健室職員 1 名、学生支援コーディネーター 1 名、学生相談室カウンセラー 2 名となっている。本センターには、学生生活支援部門、課外活動支援部門、保健管理部門の 3 つの部門を置き、委員会を毎月 1 回定期的に開催し、各部門に関するさまざまな事項を協議している。

令和 2 年度に本学で活動している学生団体は、「学生自治会執行部」「女子バスケットボール部」「バレーボール部」「バドミントン部」「ソフトテニス部」「調理部」「バスケットボールサークル」「滋賀短期大学ベーカーリー塾」「子ども文化アートクラブ」「Kitchen&kitchen」「読書クラブ」「ミュージック&ダンス」である（備付-54）。

学生自治会は全学生が参加する学生自治組織であり、運営は各ゼミ・クラスから選出された代議員と学生自治会役員（執行部）が中心になって行っている。毎年 5 月に定期総会を開催（令和 2 年度は 7 月に書面により実施）し、年間活動を決定した上で、体育大会（令和 2 年度は中止）や学園祭（純美禮祭）などのさまざまな全学的行事の企画運営をしている（備付-55）。学生自治会は学生が有意義な大学生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、本学では学生自治会の諸活動に対して所要の補助金を交付するとともに、学生委員及び学務課職員が中心となって積極的に活動をサポートしている。各クラブ活動に対しても補助金を交付するとともに、顧問教員を配置して活動をサポートしている。

学生食堂及び学生ホール内の売店運営は、外部業者に委託している。定期的に総務課と打合せを行い、学生等の要望に添えるように取り組んでいる。令和 2 年度は食堂にテラス席を設置した。また、生活学科食健康コースでは、授業の一環として給食経営実習が前・後期にそれぞれ実施され、学生が立案したメニューを食し評価する取り組みも行い、提供する側、受ける側ともに好評を博している。令和 2 年度には、全館 Wi-Fi の環境が整った。下宿などの斡旋を希望する学生には、学務課が本学周辺に店舗を有する信頼のおける不動産仲介事業者を紹介している。なお、下宿生に対しては Student Handbook の下宿生活に関する注意事項（外泊・帰省、防火、騒音防止、転居時の留意点）をオリエンテーション時に説明し、常時注意を喚起しているほか、生活上のトラブルが生じた場合は、地域の警察など関係諸機関との連携を図りながら学務課職員が個別に相談に応じている。また、令和 2 年度から下宿生に対し、家賃補助制度を

始めた。遠隔地と準遠隔地に分け、月額 30,000 円から 10,000 円を支給している。

最寄りの JR 膳所駅、京阪膳所駅からの徒歩通学を基本としている。平日のみ時間限定で膳所駅～短大間の往路シャトルバスを運行している。通学路における学生の安全確保を万全にするとともに、歩道が狭いため、車道はみだしや行き違いのトラブルなどのないように、教職員による定期的な見守り活動や Student Handbook への記載による交通マナー向上に努めている。また、通学時の学生と、隣接する附属幼稚園園児の送迎時の安全確保という観点から、障がいや疾病のある学生からの申出がある場合を除き、原則として自動車及びバイク（原動機付自転車を含む）での通学を禁止している。

学生への経済的支援を行うため、日本学生支援機構奨学金などの紹介を行っている。本学独自の奨学金制度としては、「学校法人純美禮学園奨学金制度」がある。令和 2 年度は、スポーツ奨学生が 25 人、優待奨学生が 1 人、外国人奨学生が 18 人の計 44 人である（表 5）。経済面で学生を支援する取り組みとして、平成 30 年度から、本学が定める入学試験において、学業成績の優秀な者を奨学生として選考し、全学の学力向上に寄与することを目的とし、学校法人純美禮学園創立 100 周年を記念して「滋賀短ユメミライ プラチナ 100 とプラチナ 50」を策定・実施している。令和 2 年度の奨学生はプラチナ 100 が 3 人、プラチナ 50 が 3 人である。合計 50 人が本学園の奨学金制度を利用した。（表 6）

表 6. 学校法人純美禮学園奨学金制度の利用者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般奨学生	1	0	1	0	0
スポーツ奨学生	19	17	23	24	25
特待生	0	1	1	0	0
優待奨学生	4	1	1	2	1
外国人奨学生	2	1	0	15	18
ユメミライ°ラチナ 100			3	5	3
ユメミライ°ラチナ 50			4	6	3
合 計	26	20	33	52	50

保健室において、入学時に学生から提出のあった健康調査票を基に、学生の心身の健康状態の把握に努めている。また、毎年 4 月初めに全学生の定期健康診断（以下、「健診」）を外部業者に委託して実施している。健診後は、「要精密検査」及び「要受診」となっている学生には保健室より健診結果を手渡し、医療機関を受診するように指導している。特に胸部 X 線検査が「要精密検査」の場合は、結核の疑いもあることから早急に受診するように学生に指導するとともに、保護者にもその旨を電話で連絡している。その他の「異常なし」の学生の健診結果については、ゼミ・クラス担当教員より本人に配付している。また、平成 20 年度から入学者全員を対象に健診時に麻疹抗体検査を実施し、抗体陰性者には予防接種を受けるように促している。

メンタルヘルスケア、カウンセリング体制については、学生相談室を設置し、週 2 日

開室しカウンセラー2人の体制をとっている。また、4月の健康診断時に、全学生を対象にUPI（university personality inventory）検査を実施し、心身の健康に不安や問題を抱える人たちに対する早期発見・早期治療に向けての対策を講じている。学生の支援において、保健室と学生相談室カウンセラーが連携を密にし、教員及び事務職員に対するコンサルテーションなどを行っている。年度末には、年度評価として、保健室と学生相談室の利用状況について教授会で報告している。

学生生活に関して学生の意見や要望については、学生自治会総会に向けて各クラスで大学への要望や意見を話し合い、その結果を学生自治会で集約して聴取している。学生食堂と売店については、それぞれカウンターに意見箱を設置し、学生の意見に対する回答を食堂掲示板に掲載し改善を図っている。

留学生の日本語教育の支援カリキュラムとして、共通科目の2群に「日本語Ⅰ」（1年次前期集中）と「日本語Ⅱ」（1年次後期集中）がある。学習に関しては、授業担当者が留学生の語学力に配慮しながら指導するとともに就職支援にもつなげている。ビジネスコミュニケーション学科では、必修科目の一部に留学生のみを対象とする講義を新設した。

また、留学生及び外国籍の学生に対する国際交流、学術及び教育交流としては異文化研究を主たる目的とした研修会を毎年実施している。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で交流会は取り止めたが、行政書士による卒業後の在留資格などに関する説明会を開催した。生活面に関しては、ゼミ・クラス担当教員及び学生生活支援コーディネーターが中心となって支援している。

社会人の入学希望者に社会人特別選抜を実施している。合格者には、既修得単位の認定を行うほか、平成27年度からは入学料の2分の1を奨学金（返還義務なし）として支給している。また、平成30年度から滋賀県の長期高度人材育成コースの教育訓練機関として訓練生を受け入れている。令和2年度は、生活学科（栄養士）に5人、幼児教育保育学科（保育士）に9人を受け入れた。（表7）

表 7. 社会人入学者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会人特別選抜	1	2	2	4	3
長期高度人材育成コース			2	7	14

バリアフリーについては、平成24年度から順次整えている。令和2年1月、「滋賀短期大学における障害学生支援に関する基本方針」を制定した。令和元年度に入学した聴覚障がいのある学生に対してサポートチームを組み、ノートテイカーの雇い上げも含め、令和3年3月の卒業まで支援を行った。その結果、当該学生は、修業年限で卒業し、栄養士及び栄養教諭二種免許状を取得して就職した。

本学では、長期履修生制度はない。

ビジネスコミュニケーション学科の専門科目「地域貢献演習Ⅰ・Ⅱ」では、地域のボランティア活動などへの参加を通して社会貢献の意義を知ることが目的に、令和2年度は、地元平野学区が毎年開催している「ひらの未来づくりフォーラム」に参加した。学生の視点からまちづくりの提案をし、「特産品と観光マップ」「バリアフリー」「SDGs」など、さまざまな観点から提言を行った。

学生が地域活動、地域貢献、ボランティア活動などを行うことに対しては、大学として評価している。「学生自治会執行部」「滋賀短期大学ベーカーリー塾」「子ども文化アートクラブ」は、イベント会場、施設、保育所、道の駅などで積極的に活動を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でイベントなどが実施されないケースが多く、参加する機会がなかなかなかった。講義や実習科目の中で、名神高速大津サービスエリア内のレストランにおけるメニュー開発や、「近江牛」生産・流通推進協議会への近江牛を使ったレシピ考案提供、びわこ大津プリンスホテルでの「お菓子の家へキセンハウス」製作・展示を行うなど、地域との連携を奨励し、地域活性化に寄与するべく努力している。活動に対する評価は現在のところ成績や表彰の形には反映していないが、学長賞候補を推薦する際、成績が同等の場合、活動状況を加味して推薦するなど、評価対象としている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のためのキャリア支援委員会を副学長（総務）、学長補佐（教務・学生）、生活学科1名、幼児教育保育学科2名、ビジネスコミュニケーション学科2名の教員で組織整備している。

キャリア形成に係る企画、立案、実施運営にあたるキャリア・サポートセンターには、キャリア支援課事務職員3名を配置して、キャリア教育、就職支援に特化した部署として支援体制を整備している。

ラーニング・サポートセンターでは、公務員試験対策やエントリーシート・履歴書の書き方、筆記試験対策など就職活動支援に取り組み、また、編入試験対策のサポートを行っている。令和2年度より求人情報の提供については求人検索など時代ニーズに合うキャリアタス UC を導入し、WEBにて学生にタイムリーな形で求人情報を提供するシステムの導入を図っている。

キャリア・サポートセンターが行っている就職支援講座では、1回生と2回生の就職活動に即した内容を提供している。1回生後期には、業種・職種及び企業研究の仕方、

その調べ方、取り組み方、自己分析、自己 PR、志望動機、履歴書記入方法、身だしなみ、企業へのアプローチ方法を、2 回生前期には、就職戦線の現状から始まり実際に就職活動を行うための対策に特化した形で実施している。(表 8)

表 8 就 職 支 援 (講 座・実 習) 年 間 計 画 表

	実施月	生活	ビジコミ		幼教
1 回 生	4	キャリア基礎演習(必修)	キャリア基礎演習(必修 8コマ)		キャリア基礎演習(必修)
	5	〃	〃		〃
	6	〃	〃		〃
	7	〃 編入対策ガイダンス	〃 編入対策ガイダンス		〃 編入対策ガイダンス
	8		前期集中講座(インターシップ)		
	9		前期集中講座(インターシップ)		
	10	就職支援講座(1回生後期開催)	教養基礎(必修 15コマ)		就職支援講座(1回生後期開催)
	11	〃	〃		〃
	12	〃	〃		〃
	1	〃	〃		〃
	2	インターンシップ 製菓実習	後期集中講座(インターシップ)		保育園・施設実習 (両方)
	3	インターンシップ 製菓実習	後期集中講座(インターシップ)		保育園・施設実習 (両方)
2 回 生	4	就職支援講座(2回生前期開催)	2019年入学者 就職支援講座 (2回生前期開催)	2020年入学者 キャリアデザイン演習 (必修8コマ)	就職支援講座(2回生前期開催)
	5	〃	〃	〃	〃
	6	〃	〃	〃	幼稚園実習
	7	〃 編入対策ガイダンス	〃 編入対策ガイダンス	〃 編入対策ガイダンス	〃 編入対策ガイダンス
	8	栄養士学外実習			保育園・施設実習 (選択)
	9	栄養士学外実習			幼稚園実習
	10	キャリアデザイン演習(必修)	キャリアデザイン演習		キャリアデザイン演習(必修)
	11	〃	〃		〃
	12	〃	〃		〃
	1	〃	〃		〃
	2				
	3				

また、就職試験対策としては、ビジネスコミュニケーション学科では、教養基礎Ⅱの授業で2回生全員を対象に、複数の教員による就職のための面接やグループ討論などの演習を行っている。幼児教育保育学科を対象にした就職支援講座は、先輩から学ぶ講話などを取り入れ、学生にとって身近に感じられる就職支援を行っている。また、就職先との連携を密にすることにより、採用実績につなげるため、主な内定受け入れ先企業、園など内定先の採用担当者に来ていただき就職支援講座を実施している。求める人物像、必要とされる技能・知識・能力、それぞれ就職先の特徴など、学生は講演を通して理解を深めることができている。

学生自身がキャリア形成を志向する対策講座の実施、模擬試験の開催など多岐にわたり支援している。MOS（Word、Excel、PowerPoint）ITパスポート、コミュニケーション検定、SPI試験など全学科の学生を対象に実施している。幼児教育保育学科では、公務員教育保育職特別講義基礎を1回生後期、応用を2回生前期に実施する。ビジネスコミュニケーション学科では、1回生前期に公務員特講Ⅰ、後期に公務員特講Ⅱを実施し、それぞれ公務員対策講座を実施している。また医療事務コースの学生に対しては、医療保険請求事務の対策講座を1回生前期・後期を通し実施している。2回生では、医療事務コンピュータ、医事コンピュータ技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験などの対策講座を実施している。ほかにも、秘書技能検定、日商簿記、ホテル・マネジメント技能などの対策講座を実施している。生活学科の学生に対しても、製菓衛生師、教員採用試験（栄養教諭二種免許状）、栄養士実力認定試験、フードスペシャリスト資格試験、家庭料理技能検定、パティスリーラッピングなどの対策講座を実施している。（表9）

表 9 資格取得支援講座年間計画表

実施月	共通受講(日程は受験日)	生活	ビジコミ	幼教
1 回 生	4		公務員特講 I 医療保険請求事務1回生 前期授業	
	5		"	
	6	6/13 モス ワード受験日 6/13 秘書技能検定試験	"	
	7	7/25 モス エクセル受験日	"	
	8			
	9	9/19 モス パワーポイント受験日	公務員特講 II	公務員教育保育職特別講義 I 基礎編
	10		公務員特講 II 医療保険請求事務 対策講座・試験	"
	11	11/14 秘書技能検定試験	公務員特講 II	"
	12	12/19 モス ワード受験日	公務員特講 II	"
	1		公務員特講 II	"
	2	2/1 公務員チャレンジ模試 ① 2/6 秘書技能検定試験 2/13 モス エクセル受験日 2/13 モス パワーポイント受験日 2/26 コミュニケーション検定受験日 2/24 SP対策講座 3日間		
	3	ITパスポート受験		
2 回 生	4	4/12 公務員模試50問 ② 4/25 公立保育士模試 ③	医療事務コンピュータ2回生 前期授業 (医事コンピュータ技能検定試験取得授業) ホテル・マネジメント論 前期授業	公務員教育保育職特別講義 II 応用編
	5	5/9 公務員模試40問 ④ 5/31 公務員模試50問警察 ⑤	製菓衛生師対策講座 木2限他	"
	6	6/13 モス ワード受験日 6/13 秘書技能検定試験	" 家庭料理技能検定一次3・2級 (筆記)	"
	7	7/12 公務員模試50問 ⑥ 7/25 モス エクセル受験日	製菓衛生師 検定試験	"
	8			
	9	9/19 モス パワーポイント受験日	パティスリーラッピング3級 授業 家庭料理技能検定二次3・2級 (実技)	ホテルマネジメント技能検定 3級 学科試験
	10		"	医事コンピュータ技能検定 対策講座
	11	11/14 秘書技能検定試験	" 医事コンピュータ技能検定 試験 3級(11/14)、2級(11/15) 診療報酬請求事務能力認定 対策講座	
	12	12/19 モス ワード受験日	" フードスペシャリスト3部門 資格試験	ホテルマネジメント技能検定 3級 実技試験 診療報酬請求事務能力認定 対策講座 診療報酬請求事務能力認定 試験
	1		パティスリーラッピング3級 後期定期試験中受験	
	2	2/6 秘書技能検定試験 2/13 モス エクセル受験日 2/13 モス パワーポイント受験日 2/26 コミュニケーション検定受験日 2/24 SP対策講座 3日間		
	3	ITパスポート受験		

「就職先からの卒業生アンケート」「滋賀短期大学卒業生アンケート」結果と、直近の卒業時の就職状況や就職率を分析し、その後キャリア支援委員会において次年度の支援事業について検討と改善を行なっている。

進学については、入学時から四年制大学への編入を希望する学生もあることから、編入対策カリキュラムを実施し、特に幼児教育保育学科のアドバンスクラス及びビジネスコミュニケーション学科四大編入コースに在籍する学生については、密に情報を得て学生の要望に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

メンタル面の問題を抱える学生に対するカウンセリング体制を充実させていく必要があることから、令和元年度から学生支援コーディネーターを配置している。令和2年度は、保健室、学生支援コーディネーター、カウンセラーの連携により体制は整ってきた。今後は、留学生、障がいのある学生、課題を抱える学生の対応に学生支援コーディネーターの役割が大きくなるため、指導方針や方法などルールづくりが急務である。

令和3年度は留学生の数が増える見込みである。これまで以上に手厚いサポートが必要であり、就職先の十分な確保が課題である。

また、令和3年度は、コロナ禍により企業の採用が厳しくなることが考えられる。学生の早めの就職活動開始を促すとともに、適切な情報提供をしていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

「滋賀短期大学における障害学生支援に関する基本方針」に基づき、令和元年度に入学した聴覚障がいのある学生に対して、サポートチームを組み、全学体制で支援を行った。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

特になし

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程の改善は教務委員会で検討し、「キャリア基礎演習」の内容の見直しを行った。また履修系統図を活用し、ディプロマ・ポリシーを学生に周知している。令和2年度より、ディプロマ・ポリシーを含む3つのポリシーは毎年、内容を見直すことになった。

生活学科は「生活クリエイトコース」を「ライフデザインコース」に改称し、教育課程の見直しに取り組んだが、平成30年度でいったん閉鎖し、令和2年度から新たなカリキュラムで再開する。ビジネスコミュニケーション学科ではカリキュラムの大幅な改定を行い、令和元年度入学生から4コースに改組した。令和2年度には、幼児教育保育学科が新たに「子どもの発達と心理コース」「子どものあそびコース」という2つのコースを新設するとともに、四年制大学への編入や公務員試験合格を目指す学生のためにアドバンスプログラムを設けた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生食堂や学生ホール、売店の利便性とアメニティーを充実させていく。また、学生相談室の充実に向けて学生支援コーディネーター・保健室職員による学生のフォローを充実させていく。

ビジネスコミュニケーション学科でのコース改組及びカリキュラムの大幅な改定、また、生活学科での定員の変更及びコース名改称など、これらコース改定後の状況を検証し、さらなる改革に向けて検討していく。令和3年度に向けて、各学科の定員の見直しをおこなう。生活学科ライフデザインコースとビジネスコミュニケーション学科の内容を併せ持った新学科の設置を検討する。

ビジネスコミュニケーション学科では、留学生の日本語能力を伸ばすための新たなカリキュラムを検討する。また日本での就職を支援するために、特定技能試験合格のためのサポートに力を入れる。コロナ禍の影響で、日本人学生も今後就職活動において厳しさが増すことが予想される。京都ジョブパーク、滋賀ジョブパーク、近畿経済産業局など外部機関と連携し就職活動をサポートしていく。

キャリアサポートポリシーを策定し、全学的に学生のコミュニケーションスキルの向上のための施策を実施する（備付資料-117）。特に留学生のために、日本語教育の専任教員を中心に留学生対応チームを編成し、学生の卒業後のニーズ（4年制大学への編入、就職（国際人文、特定技能）、専門学校等への編入、帰国）を把握し個別に支援計画を策定する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料：66 専任教員個人調書、67 専任教員教育研究業績書、68 ウェブサイト「大学紹介／教員紹介」、69 非常勤教員一覧表、70 滋賀短期大学地域連携年報、71 学報、72 専任教員の年齢構成表、73 専任教員の研究活動状況表、74 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表、75 滋賀短期大学研究紀要、76 教員以外の専任職員の一覧表、77 FD 活動の記録、78 SD 活動の記録、79 学校法人純美禮学園職員（事務）個人評価制度実施要項、80 学長裁量経費資料、81 教務必携、82 滋賀短期大学危機管理ガイドライン、83 自衛消防編成表・火元取締責任区分表・火災（緊急）電話連絡網、84 防災訓練要項、85 新任教職員ガイダンス案内

備付資料-規程集：2 学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則、5 学校法人純美禮学園文書取扱規程、6 学校法人純美禮学園公印取扱規程、7 学校法人純美禮学園就業規則、8 学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程、11 学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程、15 滋賀短期大学定年規程、16 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、17 学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程、18 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、29 滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程、36 滋賀短期大学高等教育開発センター規程、42 滋賀短期大学旅費支給内規、43 滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ、52 滋賀短期大学人事委員会規程、53 滋賀短期大学資格審査委員会規程、54 滋賀短期大学教員資格審査基準、55 滋賀短期大学教員資格基準運用内規、56 滋賀短期大学特任教員規程、57 滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規、60 滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ、63 滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程、68 滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程、69 滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程、71 滋賀短期大学研究紀要投稿内規

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学の専任教員は 32 人(うち教授 16 人)であり、短期大学設置基準に定める教員数に基づいて編成されており、学科の種類に応じて定める教員数(28 人)、入学定員に応じて定める専任教員数(5 人)、設置基準で定める教授数(11 人)を満たしている(参照、基礎資料:1. 教員組織の概要)。

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を踏まえ、「滋賀短期大学教員資格審査基準」(備付-規程集 54)及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」(備付-規程集 55)を基に審査を行っている。また、教員の経歴、業績などはホームページで公表している。

学科・コースの教育課程の編成・実施の方針に基づいて、必要な専任教員、非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。

非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を踏まえ、学位、研究業績その他経歴等について「滋賀短期大学教員資格審査基準」及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」を基に審査を行っている。

補助の必要な授業においては、生活学科の特任助手 4 人と補助事務職員 2 人、幼児教育保育学科の補助事務職員 2 人、ビジネスコミュニケーション学科の補助事務職員 1 人が補助にあたっている。

教員の採用と昇任は「滋賀短期大学人事委員会規程」(備付-規程集 52)、「滋賀短期大学資格審査委員会規程」(備付-規程集 53)、「滋賀短期大学教員資格審査基準」、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」(備付-規程集 18)、「学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程」(備付-規程集 17)及び「滋賀短期大学特任教員規程」(備付-規程集 56)に基づいて行っている。上記の規程に従い、教員の採用と昇任の手続きは、資格審査委員会、人事委員会及び教授会で審議を行っている。

各種委員会及びセンターの委員には、各学科より専任教員が選出され、関連する事務職員も委員として参画している。そのため、各種委員会やセンターの活動は、科会でも共有されることになり、学習の改善や学習成果の向上に向けての取り組みについて関係部署との連携が迅速にできる体制にある。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

令和 2 年度の専任教員の研究実績は、表 10、表 11、表 12 及び表 13 に示すように、著書は 11 件、学術論文は 35 件、研究ノート 3 件、学会発表 13 件と、熱心に研究活動を行っている。

表 10. 令和 2 年度専任教員の著書

著者名	題 名	出版社	出版月
原 知子	(共) 別冊うかたま 伝え継ぐ日本の家庭料理一年取りと正月の料理	農文協	12 月
笹倉千佳弘 井上 寿美 齋藤 尚志	(共) はじめて保育・教育を学ぶ人のために 〈わかちあい〉の共育学【応用編】一子どもとともに未来図を描こう	明石書店	3 月
久米 央也	(共) たのしい学校 春号	大日本図書	4 月
久米 央也	(共) たのしい学校 秋号	大日本図書	9 月
久米 央也	(共) たのしい学校 冬号	大日本図書	1 月
山岡ひとみ	(共) 別冊うかたま 伝え継ぐ日本の家庭料理一年取りと正月料理	農文協	12 月
永久 欣也	(共) こどもの育ちと「ことば」	教育情報出版	4 月
三上 佳子	(共) マンガとアクティブラーニングで学ぶ保育内容総論	教育情報出版	1 月
柚木たまみ	(共) 懐かしい歌 歌おう会 DVD 「霜降」	吹田市音楽療法推進会	12 月

柚木たまみ	(共) 懐かしい歌 歌おう会 DVD 「立春」	吹田市音楽療法推進会	1 月
柚木たまみ	(共) 懐かしい歌 歌おう会 DVD 「立夏」	吹田市音楽療法推進会	2 月
柚木たまみ	(共) 懐かしい歌 歌おう会 DVD 「夏至」	吹田市音楽療法推進会	3 月

表 11. 令和 2 年度専任教員の本学 50 周年研究紀要学術論文・研究ノート・報告
記録・エッセイ・その他

論文	
三上 佳子	(単) 感じたことや考えたことを自分なりに表現する生成過程における家庭と園との連続性の一考察 －身近な材料で描いたり，作ったりする造形表現を通して－
三上 佳子	(単)「〇〇プロフェッショナル」を目指す学生が保育者の子どもとの関りを通して保育者として意識するための一考察 －養成校における学生の実践記録や保育者との対話を通して－
山中 博史 近藤 鉄矢	(共) 幼児の土踏まずの形成と運動能力についての一考察
久米 央也	(単) 領域「環境」における数量・図形の関心，感覚を育てる研究(3) －数量図形に関する発達特性から教材を開発する－
北尾 岳夫 深尾 秀一 柚木たまみ 三上 佳子 竹内 晋平	(共) 身体的活動を基盤とした造形・音楽の融合的表現の意義 I －幼児期における感性の育みを意図した仮説構築を中心に－
笹倉千佳弘 井上 寿美	(共) 社会的養護児童と外集団構成員との関係構築過程 －学習支援ボランティア活動のエピソードをとおして－
林 幸範 石橋 裕子 今井 俊一	(共) 特別支援教育における被虐待児童への対応に関する研究(2) －養成校学生と養護教諭の虐待に対しての意識の比較－
深尾 秀一	(単) 幼児教育・領域「表現」における「美しいもの」「美しさ」についての考察 －現任保育者及び養成校の学生からのアンケート調査を手掛かりに－
松井 典子 高橋 仁美	(共) 保育者養成校における保育内容「表現」のオンライン授業 －With コロナでの授業形態および教材の検討－
柚木たまみ	(単) 図形譜を用いた音楽表現活動 －専門演習 I・II における学生の实践活动報告から vol. 2－
柚木たまみ	(単) 音楽表現活動を通して獲得されたもの

	－特別支援学級在籍児童に対する音楽療法実践報告－
伊澤 亮介	(単)『嗣徳聖製字學解義歌』中の字喃における字形の特徴 －義符による同音異義語の区別と正字・俗字意識－
若生眞理子 東野 國子	(共) 幼児向けマナー教材と実施プログラムの開発 －社会的スキルに着目して－
江見 和明	(単) 介護旅行人材育成に関する考察 －地域トラベルサポーター養成研修の内容を中心として－
沖山 圭子	(単) 短期大学における医療秘書養成の課題 (1) －医療事務コース学生の意識からの考察－
原 知子 高橋 徹 吉永 隆夫	(共) ポーラスモデルをベースにした煮る加熱過程におけるジャガイモの最適なサイズと体積の条件
小山内幸治 北野 友士 西尾圭一郎 氏兼 惟和	(共) 幼児教育におけるデジタル紙芝居を用いた金融教育の実践
研究ノート	
永久 欣也	(単) 幼児期における道德教育とは－小学校との関わりの中で－
浜崎 由紀 松井 典子	(共) 短期大学における子育て支援の取り組み(2) －SHIGATAN 乳幼児ふれあい・保育体験事業を通して－
松井 典子	(単) ICT を活用したピアノ実技指導の試み －保育士・教員養成課程におけるオンデマンド型ピアノ実技授業の方法と教材作成－
報告・記録	
石井 明 北川 志信	(共) 材料及び製法による風味や食感の違い －マイスタートレーニングによる取り組みについて－
松村 都子	(単) 滋賀短期大学附属すみれ保育園の開園に寄せて －“ノンコンタクトタイム”の導入によるこれからの保育－
豊岡 真莉 岡田 香織 岸田みさき 中平真由巳	(共) びわ湖こどもの国における食育の取り組みとその効果 －チャレンジキャンプと親子料理教室について－
豊岡 真莉	(単) 京都府スポーツセンターにおけるコロナ禍での情報提供の取り組み
岸田みさき 岡田 香織 豊岡 真莉 灰藤友理子 中平真由巳	(共) 附属幼稚園児への食育活動紹介

岡田 香織 中平真由巳	(共) 滋賀短期大学附属すみれ保育園における園児と未就園児親子を 対象とした食育活動
中平真由巳	(単) モンゴル遊牧民の生活と食文化 ームギ家の夏の暮らしー
中村 吉弘	(単) 観光・ホテル・ブライダルコースの新設
灰藤友理子 岡田 香織 豊岡 真莉 中平真由巳	(共) 食育を担う学生の実践能力の育成 ー体験活動『滋賀短 Kids』を通してー
山岡ひとみ 岡田 香織	(共) 大津サービスエリア下り(近鉄リテーリング)とのメニュー開 発ー生活学科食健康コース2回生の取り組み(2016~2019年)ー
エッセイ	
秋山 元秀	(単) 中国の地域構造についての一考察 ー歴史地理学的視点からー
清水まゆみ	(単) 専門用語の複数表記
堀池喜八郎	(単) ごはんとモチとヨウ素デンプン反応、そしてタッチパネル
その他	
秋山 元秀 深尾 秀一 中平真由巳 北尾 岳夫 沖山 圭子 山中 博史 浅見 義典	(共) 滋賀短期大学の歩みー50年を振り返って

表 12. 令和2年度専任教員の学術論文(その他の雑誌)

著者名	題 名	掲載誌	出版 月
秋山 元秀	(単) 顔真卿 東西南北の人	由源(書の風景)	4月
秋山 元秀	(単) 聖教序 西域から来た聖典	由源(書の風景)	5月
秋山 元秀	(単) 徽宗 風流天子と東京開封	由源(書の風景)	6月
秋山 元秀	(単) 岳飛書 出師表	由源(書の風景)	7月
秋山 元秀	(単) 居延漢簡 西北辺境の実像	由源(書の風景)	8月
秋山 元秀	(単) 李柏文書 幻の湖水のほとりから	由源(書の風景)	9月
秋山 元秀	(単) 江南への道 書誕生の背景	由源(書の風景)	10月
秋山 元秀	(単) 山水への帰依 曲水流觴の舞台	由源(書の風景)	11月
秋山 元秀	(単) 仏都洛陽 龍門石窟	由源(書の風景)	12月
秋山 元秀	(単) 漢中石門 褒斜道石刻	由源(書の風景)	1月

秋山 元秀	(単) 中岳嵩山 東漢石闕銘	由源 (書の風景)	2 月
秋山 元秀	(単) 江南文化の粹 呉中の才子	由源 (書の風景)	3 月
井上 寿美 笹倉千佳弘	(共) 性的虐待を女性サバイバーと非加害親である母との関係ー母親への思いと子育て観の変化をとおしてー	大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要 第 11 号	3 月
井上 寿美 笹倉千佳弘	(共) 里親と受託児の『かかわりあい』のアクチュアリティー意味づけされていない養育エピソードの語りをとおしてー	大阪大谷大学紀要 第 55 号	2 月
深尾 秀一	(共) 領域「表現」における「専門的事項」の教授内容の検討ー教科書目次及びシラバスのテキストマイニングをもとにー	乳幼児教育・保育者養成研究 第 1 号	11 月
中平真由巳	(共) 先人の知恵を次世代に継承	滋賀の食事文化年報	12 月
松井 典子 浜崎 由紀	(共) 緊急事態宣言中の母親のストレス状態と子育て支援に関する研究	大阪商業大学共同参画研究所紀要第 2 号	3 月
李 霞	(図書紹介) 李霞編著 グローバル人材育成と国際バカロレア - アジア諸国の IB 導入実態-	第 4 巻	10 月
李 霞	「特別活動・総合的な学習の時間」の改訂から見る教育改革の構想と課題	京都大学地域連携教育研究 第 6 号	12 月

表 13. 学会発表

氏 名	題 名	発表学会	発表月
中平真由巳	(共) 新型コロナウイルス感染症による外出自粛中の大学生の食生活	日本栄養改善学会	3 月
原 知子	(単) 若年層の野菜摂取における効果的な食育手法のための一考察	日本家政学会	5 月
原 知子	(共) 鍋容器中の煮汁の熱対流と温度分布について	日本調理科学会	12 月
深尾 秀一	(共) 領域「表現」の遠隔授業事例から考える「保育者の実践力」	日本乳幼児教育・保育者養成学会	12 月
深尾 秀一 松井 典子 浜崎 由紀 林 幸範 松木 宏史	(共) 地域基盤型/指向性保育士養成カリキュラムの検討と実践	滋賀県社会福祉学会	2 月

井上 寿美 笹倉千佳弘	(共) 里親と受託児の『かかわりあい』のアクチュアリティー意味づけされていない養育エピソードの語りをとおしてー	日本子ども虐待防止学会	11 月
若生真理子	(共) キャリア教育・就職支援に秘書技能検定が果たす役割～3 級の分類を通して～	日本ビジネス実務学会	2 月
江見 和明	(単) 旅行介助人材育成に関する考察ー地域トラベルサポーター養成研修の内容を中心としてー	日本消費経済学会	8 月
北尾 岳夫	(共)『幼児を対象とした多様性理解のための教育ツール』を活用した保育実践に対する保育者養成学生の有効性評価	日本保育者養成教育学会	3 月
松井 典子 浜崎 由紀	(共) 緊急事態宣言中の母親のストレス状態と子育て支援に関する精神保健学的研究	日本小児心身医学会	1 月

研究業績については、年度ごとに総務課へ「教員個人調書」（備付-66）及び「教育研究業績書」（備付-67）を提出し、主な研究業績は「学報」にて公開している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から数々の事業が中止になったため発刊を見送ったが、令和 3 年度には掲載、報告をする予定である。

令和 2 年度には科学研究費助成事業（科研費）などの補助金を受けた研究が 6 件あった（表 14）。

表 14. 令和 2 年度専任教員の外部資金獲得状況

(1) 科学研究費助成事業（科研費）：文部科学省・日本学術振興会

教員名	研究課題	研究期間	令和 2 年度交付 決定額	研究種目
小山内幸治	学習指導要領と親和性の高い金融教育プログラムの構築と教員養成へのアプローチ	平成 30 年度 ～ 令和 2 年度	1,054 千円 うち間接経費 243 千円	基盤研究（C） 研究代表者
笹倉千佳弘	里親支援専門相談員を活用した委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システム	令和元年度 ～ 令和 3 年度	572 千円 うち間接経費 132 千円	基盤研究（C） 研究分担者
李 霞	グローバル化に対応する「社会に開かれた」幼児教育課程の開発的研究	平成 30 年度 ～ 令和 3 年度	780 千円 うち間接経費 180 千円	若手研究 研究代表者

(2) 民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金(内藤基金)助成:滋賀県社会福祉協議会

教員名	事業名	令和2年度 助成金額
深尾 秀一 松井 典子 浜崎 由紀 林 幸範 松木 宏史	地域基盤型/指向性保育士養成カリキュラムの検討と実践に関する研究	80 千円

(3) 調理師担当者研究会助成金 助成:保育協議会

教員名	事業名	令和2年度 助成金額
山岡ひとみ	給食時の事故防止に向けた取り組み	70 千円

また、「学長裁量経費」を設け、研究の発展的・高度化に向けて支援を行っている。令和2年度の申請型学長裁量経費の枠組みは、以下のとおりである。

- I 型-1 教育改革支援
- II 型-1 地域に根ざした教育研究支援
- II 型-2-1 国際学会等の発表支援
- II 型-2-2 学術雑誌への投稿支援
- II 型-2-3 書籍の出版支援
- II 型-3-1 科学研究費連動型支援
- II 型-3-2 外部資金による研究支援

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、学長裁量経費 I 型～II 型は凍結され、遠隔授業対応の経費として支出された。

専任教員の研究倫理遵守は「滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程」(備付-規程集 63)で規定し、倫理的及び科学的妥当性の観点から審査を行ない、令和元年度は8件の申請があり承認及び修正後承認を行った。FD 研修の一環として研究倫理教育を毎年1回行なっている。ただし令和2年度に関しては対面による実施をせず、日本学術振興会が提供している研究倫理 e ラーニングコースを全教員が受講し、修了証書を取得した。今後もこの e ラーニング受講システムを利用していく予定である。

専任教員の研究成果を発表する機会として、「滋賀短期大学研究紀要」(備付-75)を紀要・図書委員会によって年1回発行している(備付-規程集 71 研究紀要投稿内規)。また、地域連携教育研究センターによって「地域連携年報」が年1回発行されているが、令和3年3月に刊行予定の第八号はコロナ禍で地域連携事業が中止となり、発刊できなかった。(備付-70)。地域連携年報では、本学の教員が携わった地域における調査研究プロジェクト、地域との連携による教育研究活動、地域に向けた公開講座、大学

及び自治体との連携事業、高大連携事業などの報告を行っている。このほか、「学報」において主な教員の研究活動を報告している（備付-71）。

すべての専任教員には個人研究室があるほか、音楽共同研究室、非常勤研究室、体育非常勤講師室がある。実験室及び実習室等は、研究活動と授業に兼用されている（製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、心理学実験室、デザイン実習室、アパレル構成実習室、美術教室 2 室、陶芸室、給食実習室、調理実習室、試食室、音楽教室 3 室、子育て支援教育プレイルーム、コンピュータ教室 3 室、医療秘書実習室、秘書実習室、ホテル・ブライダル実習室）。

専任教員には、「滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ」（備付-規程集 60）により、土曜日を含む週 2 日が研修日となっている。これ以外の研修については、「学校法人純美禮学園就業規則」（備付-規程集 7）第 36 条から 38 条に規定されている。

また、「滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程」（備付-規程集 68）及び「滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程」（備付-規程集 69）による研究費の補助を受け、同一年度につき教員 1 人を国内または国外で研究できる制度がある。令和 2 年度は該当者がなく、実施されなかった。

FD 活動は「滋賀短期大学高等教育開発センター規程」第 3 条（備付-規程集 36）に含まれ、学内研究会として行っている（表 15）。新任教員の研究内容紹介のほか、授業時の工夫、ICT 教育利用、シラバスの作成方法などの講習をとおして、授業・教育方法の改善を行っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大という状況下において、予定していた研修の中止、オンライン授業に関する非常勤講師対象の研修の開催など柔軟に対応した。

表 15. 令和 2 年度 FD 研修

開催日	内 容
7 月 2 日 (中止)	「授業づくりの工夫や向上に向けての取り組みについて」 3 学科の教員による報告を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送った。
9 月 3 日	「統計」:「統計?統計学?どっちなの そして、なんで、使うのか」 幼児教育保育学科 林幸範特任教授
9 月 17 日	「オンライン授業の講習会（非常勤講師対象）」 小山内幸治副学長
12 月 3 日	「シラバス作成方法について」 清水まゆみ学長補佐(教務)
2 月 4 日	「Google Classroom の使い方について」 小山内幸治副学長

専任教員はじめ授業を担当する教員は全員が、受講学生の受講態度を確認している。欠席時数が基準授業時数の 3 分の 1 を超えた者は、当該科目の評価を受けられない。そのため、担当教員は欠席時数が 5 分の 1 となった時点で学務課に連絡し、学務課から本人及びゼミ担当教員に伝え、指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

令和 2 年度から、短期大学の組織改革により、教員管理職として部長職を廃止し学長補佐を置くことに伴い、事務組織も教務部、学生部、学生募集部の形骸化していた部組織を廃止した。また、総務課と図書館事務室を総務課に統合、教務課と学生支援課を学務課に統合し、課組織の責任体制をより明確にした。

本学の事務組織は、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 29）に基づいて責任体制が明確にされている。高等教育開発センター、ラーニング・サポートセンター、キャンパスライフ・サポートセンターは学務課が、キャリア・サポートセンターはキャリア支援課が、地域連携教育研究センターは総務課がそれぞれ事務を担当している。

短期大学の事務局には、総務課、学務課、キャリア支援課、入試広報課、及び学科事務室が置かれている。学習成果の向上に係る事務として、学務課は学生の入学から卒業に至るまでの履修届・授業・試験・単位認定に関する事務、転科・休学・復学・退学・除籍などの学生の身分に関する事務、教員免許、保育士などの資格認定に関する事務、及び学生の免許・資格申請（栄養教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、栄養士免許、保育士資格など）に係る連絡調整と、学生の修学指導、健康、生活面、奨学金などの相談に関することを担当している。キャリア支援課は、学生のキャリア形成、就職及び編入学に関すること、入試広報課は、学生募集及び入学試験に関すること、総務課は、職員の服務関係、財務、施設整備、授業料管理及び図書館管理などを担当している。定期的な人事異動や、専門職の採用も実施され、専門的な職能を有する職員が配置されている。

事務職員は日本私立短期大学協会主催の外部研修などに参加し、必要な職務能力を修得して対応している。学校法人純美禮学園職員（事務）個人評価制度により、毎年職員の目標を設定することにより能力を引き上げ、上司・事務局長との面談により配置換えなどの希望を伝え、適性を十分に発揮できる環境を整えている（備付-79）。

事務関係諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」（備付-規程集 7）、「滋賀短期

大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 29）、「滋賀短期大学旅費支給内規」（備付-規程集 42）、「学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則」（備付-規程集 2）、「学校法人純美禮学園文書取扱規程」（備付-規程集 5）及び「学校法人純美禮学園公印取扱規程」（備付-規程集 6）のほか、法人本部及び短期大学に係る組織、勤務、人事、経理及び福利厚生などに関する規程を整備している。

事務部署は、1 号館エントランスを入って右側に総務課と入試広報課を、左側に学務課、印刷室及び学生相談室を配置している。保健室は学務課の部屋の近くに配置し、キャリア支援課は 3 号館 1 階に、図書館事務室は 2 号館の図書館内に配置している。また、生活学科には準備室を配置し、幼児教育保育学科には学科事務室と準備室を配置し、ビジネスコミュニケーション学科には学科事務室を配置している。各学科事務室及び準備室には、業務遂行に必要なパソコンやプリンターなどの OA 機器を整備している。

SD 活動に関しては、「滋賀短期大学高等教育開発センター規程」に基づいている（備付-規程集 36）。職員の資質の向上に向け、学内での SD 研修の充実を図るとともに、学外講座やセミナーに積極的に参加するよう、教育研究活動などの支援を行っている。令和 2 年度は、SD 研修会を 4 回実施した（表 16 参照）。また、SD 関連報告会（事務職員による研修参加報告）については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、外部研修の参加ができず実施していない。

表 16. 令和 2 年度 SD 研修会

	開催日時	テーマ	講師
第 1 回	7 月 30 日(木)	学校におけるコロナ感染予防について	浅見義則 事務局長
第 2 回	12 月 3 日(木)	「学生の人権保障のために教職員にできることを具体例として考える」	大阪大谷大学 井上寿美教授
第 3 回	3 月 11 日(水)	I C T の教育利用 Google Classroom を使いこなす	小山内幸治 教授
第 4 回	3 月 15 日(月)	「私たちは太陽という星に生かされている」	堀池喜八郎 特任教授

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、職務記述書を書式化し、一人ひとりが作成することによって、各自の仕事の改善とレベルアップを図ることができるようにしている。加えて職務記述書をもとに検討し、業務の定型化と効率化の改善や業務引継ぎ時に活用している。

原則的に毎週月曜日に事務局長と各部署の課長が課長会議を開催している。各学科の行事予定の確認、事務処理状況の共通認識、行事後の反省点などの意見を出し合い、業務の連携や確認、調整、業務改善のための検討を行い改善している。

学生支援をより効果的に実現することを目指して、令和 2 年度の管理職組織及び各種委員会委員組織の改編を行った。また、学生を教員と職員が連携して教学面と生活

面からサポートし、学生の学修成果の獲得・向上と就職やキャリアアップへの取り組みを目的として、3つのサポートセンター（ラーニング・サポートセンター、キャンパスライフ・サポートセンター、キャリア・サポートセンター）を令和元年10月から新設した。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」（備付-規程集 7）、「学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程」（備付-規程集 8）、「学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程」（備付-規程集 11）、「滋賀短期大学教員資格審査基準」（備付-規程集 54）、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」（備付-規程集 55）、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」（備付-規程集 57）、「滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規」（備付-規程集 16）、「滋賀短期大学特任教員規程」（備付-規程集 56）、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 29）、「滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ」（備付-規程集 59）及び「滋賀短期大学定年規程」（備付-規程集 15）を整備している。

教職員の就業に関する諸規程の教職員への周知については、採用時に「例規集」を一人ひとりに配付し、規則改正などがあった場合は教授会で報告し、遺漏のないよう周知している。また、諸規程は本学の学内ウェブサイト上で提示している。新任教職員には、「新任教職員ガイダンス制度」による会を設け、採用時に説明している。（備付-85）

諸規程に基づいた教職員の就業管理については、上記の諸規程の運用により、適正な人事管理が行われている。新任の教員採用は、人事委員会を経て教授会の審議のうえで手続きを進めている。令和元年4月から働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間の状況を事業主が把握するため、タイムレコーダーによる労働時間の把握が行なわれるようになった。また、年間5日の年次休暇取得も計画的に取得するように徹底され、業務の偏りや働き過ぎを防止し、健康で快活な職場環境の実現をめざしている。非常勤講師の採用は、教務委員会を経て教授会で審議し手続きを進めている。免許・資格関係の教員採用については、関係機関などと協議を行った上で進めており、適正な人事管理に努めている。また、事務職員の異動については、在籍年数、経験などを考慮して適正に職員の配置換えを行っている。今後も必要に応じて行う計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

前述のとおり、令和元年 4 月から、タイムレコーダーの導入により、労働時間の把握を行っているが、出勤簿や休暇願、出張願などは依然として印鑑と紙での手続きであり、タイムレコーダーとの整合までは行っておらず、事務の合理化のうえでも労務管理システムの構築が課題といえる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い 7 月 2 日に予定されていた「授業づくりの工夫や向上に向けての取り組みについて」の研修は実施を見送った。一方で、前期授業担当者には、急遽、説明動画を作成するなどして、オンライン授業の実施、オンライン教材の作成を補助し、後期授業についても、9 月 17 日に非常勤講師を対象にオンライン授業の FD 研修会を実施した。以上のように、柔軟にテーマや方法を変えることにより緊急事態に対応することができた。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料：9 図書館利用案内、82 滋賀短期大学危機管理ガイドライン、86 学舎配置図

備付資料-規程集：1 学校法人純美禮学園個人情報保護基本方針、2 学校法人純美禮学園個人情報の保護に関する規則、3 学校法人純美禮学園特定個人情報の取扱に関する基本方針、4 学校法人純美禮学園個人番号及び特定個人情報取扱規則、5 学校法人純美禮学園文書取扱規程、20 学校法人純美禮学園経理規程、27 滋賀短期大学図書館規程、28 滋賀短期大学図書館除籍内規、40 滋賀短期大学危機管理規程、107 滋賀短期大学防火管理規程、115 滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ、

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は 20,753 m²であり、短期大学設置基準で定められた 6,600 m²（令和 2 年度学生収容定員は 660 人）を上回っている。また、運動施設としては、運動場（テニスコート 2 面含む）2,836 m²と体育館（バレーボールコート 2 面）1,336 m²を有している。校舎面積は 12,813 m²であり、短期大学設置基準で定められた 5,950 m²を上回っている。校舎建物は 1 号館、2 号館（図書館を含む）、3 号館に分かれ、1 号館と 2 号館は短期大学開学時の昭和 45 年に、体育館は昭和 49 年に、図書館は昭和 51 年に建築した。3 号館は昭和 58 年に建築し、平成 5 年に増築した。その後は必要に応じて改装を行い、現在に至っている（備付-86）。

障がい者への対応に関して、本学は「大津市バリアフリー基本構想」に定める重点整備地区に指定され、3 号館（4 階建）にエレベーターを、1 号館及び 3 号館に身体障がい者用トイレを設置している。3 号館入口、1 号館と 2 号館をつなぐ通路部分のスロープ化（平成 25 年度）、障がい者専用駐車場確保（平成 27 年度）など、順次整備を行ってきた。平成 29 年度においては、1 号館内階段に手摺の取り付け、玄関出入口の自動ドア化、校門から本学玄関前と本学玄関前から幼稚園玄関前までの導線の凹凸修繕・点字鋲の設置を完了し、大きくバリアフリー化を推進している。

学科の方針に基づいた教室として、生活学科では、アパレル構成室、製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、調理実習室、給食実習室、試食室を用意し、幼児教育保育学科では、ピアノ指導室（5 室）、ピアノ練習室（13 室）、音楽教室（3 室）、美術教室（2 室）、陶芸室、子育て支援教育プレイルームを用意し、ビジネスコミュニケーション学科では、コンピュータ教室（3 室）、秘書実習室、医療秘書実習室を用意している。そのほか PBL（課題解決型学習）ルーム、ラーニング・サポートセンター、多目的ホール（すみれホール）を設置している。令和 3 年 3 月には、「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」に係る文部科学省補助金及び「滋賀短期大学創立 50 周年記念募金」により、全教室の Wi-Fi 環境を整え、コロナ禍において遠隔授業、分散授業を行える環境を整備した。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

授業を行うための機器・備品として、各講義室に放送設備、プロジェクター、DVD、スクリーン等を備えている。また、学務課にノートパソコン 6 台、モバイル Wi-Fi 3 台、CD ラジカセ 3 台、OHC1 台、レーザーポインター 2 つを常備し、必要時には教室に運んで使用できる。機器・備品の整備に関しては、耐用年数を考えて計画的に更新を行

っている。平成 30 年には授業用パソコンの全面更新、令和 2 年度にはコンピュータ教室（3 教室）のプロジェクター、スクリーンの更新を行なった。総務委員会（施設整備部会）において、毎年要望事項を集約し、計画的に整備を行っている。

図書館に関して、令和 2 年度末の蔵書数は 84,719 冊（内国書 80,229 冊、外国書 4,490 冊）、学術雑誌数は 103 種、AV 資料数は 1,466 点である。図書館延床面積は 535.82 m²、うち、閲覧室面積は 300.22 m²を有し座席数は 62 席である。他には、DVD が鑑賞できる機器を 5 台設置し、参考図書や関連図書も整備している。図書館設置パソコンは、平成 30 年度に 5 台追加し、現在 10 台を設置している。図書館運営については、滋賀短期大学図書館規程（備付-規程集 27）により定められ、紀要・図書委員会が担当し、日常業務は株式会社リブネットに業務委託契約し、厳格な運営を行っている。

購入図書選定に関しては、年度始めに教員（非常勤講師含む）に授業に関連する基本図書の選書を依頼し、カリキュラムに沿った備品図書の充実を図るなど、図書館備品図書選書基準を確立している。また、平成 27 年度には「滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ」（備付-規程集 115）を定め、受入れについては適宜進めている。廃棄システムは、「滋賀短期大学図書館除籍内規」（備付-規程集 28）を整備し、備品図書の管理をしている。

体育館（バレーボールコート 2 面）は 1,336 m²を有し、体育授業で使用するほか強化クラブ（バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部）が使用しており、使用率は高い。

令和 2 年度に、3 号館 4 階の研究室（空室）を利用し、遠隔授業での授業を撮影し、配信できるスタジオを設置した。今後は、公開授業等の講義内容録画や配信、学生の就職オンライン面接の場所提供等のために、さらに広い場所を検討している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

物品（消耗品、貯蔵品等）に関する固定資産台帳や備品台帳、貯蔵品台帳などを整備し、適正に維持管理を行っている。平成 26 年度末には、固定資産システムの導入を行い、施設設備、物品の正確な管理に努めている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、「滋賀短期大学防火管理規程」（備付-規程集 107）、「滋賀短期大学危機管理規程」（備付-規程集 40）を整備している。

平成 25 年度には「滋賀短期大学危機管理ガイドライン」（備付-82）を策定した。ま

た、防犯対策の強化を図るために、警備員の正門立哨による人的警備と構内の要所に防犯監視カメラを設置する機械警備を併用し、夜間においては全館（全研究室含む）に機械警備システムを導入している。さらに、消防法の規定に基づいて消防設備の定期点検を年 2 回実施し、学生や教職員に対しては防災訓練（通報訓練・避難訓練・初期消火訓練）を年 1 回実施している。

校舎の耐震診断は平成 26 年度に 2 号館教室棟を行い、IS 値において一般基準（IS 値 0.6 以上）をクリアーしているが、0.7 をクリアーすべく令和 2 年度に耐震補強工事を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、システム管理者を中心に対策を講じている。教職員及び学生にはパスワードを設定し、ファイアウォールやウィルス駆除ソフトの導入、アクセス権限の設定、シンクライアントシステムの導入などにより、外部からの不正アクセスを防御するとともに、コンピュータウイルスの侵入に対処している。また、他の大学などで情報流出が生じた状況においては、情報システム委員会委員長が迅速に関連情報と警告を促す E メールを全教職員に配信することにより対応している。現在、コンピュータシステム上のデータの管理については、個人情報保護基本方針及び個人情報保護に関する規則により管理している（備付-規程集 1、2）。平成 30 年度に教育用システムを、令和元年度に事務用システムを刷新し、セキュリティ対策の強化を行っている。

省エネルギー・省資源対策については、教授会だけでなく、学内掲示、学内 E メール、本学のウェブサイトなどにより、教職員及び学生に省エネ協力を依頼・周知している。また、LED 照明器具への計画的更新、不要な照明の消灯、デマンド監視装置の設置、遮熱フィルムの貼付などを行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2 号館図書館棟 3 階（231 教室）の天井部分の耐震不足による耐震補強工事、及び天井鉄骨部分のアスベスト除去が施設設備の課題である。

また、1 号館内の 1 階から 2 階への移動及び 2 号館内の 1 階から 2 階、2 階から 3 階への移動がいずれも階段であり、バリアフリー対応ができていない。いずれも大規模改修が必要なことから、計画的改修が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料：87 学内 LAN 敷設状況、88 OA 教室（コンピュータ教室）の配置図、89 Campus mate-J 教員マニュアル

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生はコンピュータ教室 3 室のパソコンを、授業時間以外にも活用することができる。近年は課題をウェブ上で提出することを求める科目が増えており、利用は活発化している。平成 28 年度末には Windows10 へのアップデートを行った。事務職員にはひとり 1 台のパソコンを供用している。ICT 環境の更新に合わせ、教務系のシステムも刷新してきた。成績の提出は専任教員、非常勤講師ともにウェブで行うことが可能である。加えて、授業や学習支援で必要とされる ICT 環境の充実を図っており、学生用学内ポータルシステム、電子メールシステムを整え、教員へのモバイル Wi-Fi の貸出に加え、222 教室、327 教室、328 教室には電子黒板を配置している。また、教室、学生食堂、学生ホールなど学内では Wi-Fi を利用できる（備付-87, 88, 89）。学生は自宅のパソコンやスマートフォンから本学の学内ポータルにアクセスすることで、履修登録を始め、授業時間割の確認、休開講の情報、求人検索などができるようになっている。

各学科では情報処理に関する科目を設置し、学生のコンピュータ技術を向上させている。生活学科と幼児教育保育学科では「情報処理基礎Ⅰ」「情報処理基礎Ⅱ」を開講しており、Word、Excel、PowerPoint による文書作成・表計算・プレゼンテーションに関する基礎から実践までの技術が修得できるようになっている。これらは令和 2 年度入学生から必修科目とし、全学生が履修することとした。

ビジネスコミュニケーション学科では、ワードプロセッシング技術を中心とする「コンピュータ実務演習」、Excel の実践的技術を身につけるための「OA 機器演習Ⅰ」、「OA 機器演習Ⅱ」、Visual Basic とマクロを学ぶ「情報処理演習Ⅰ」、コンピュータシステムを理解する「情報システム概論」を全コースで必修としている。また、「データベース演習」、「インターネット演習」、「CG 演習」、「デザイン論」、「ウェブデザインⅠ」、「ウェブデザインⅡ」、「ウェブデザイン演習」、「マルチメディア演習」、「医療事務コンピュータ」、「電子カルテ演習」など、学生の目的に合わせた OA 機器に関する多様な知識と技術を修得できる科目を配置している。これらは上級秘書士、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士、日本医師会認定医療秘書、上級秘書士（メディカル秘書）、秘書士、

情報処理士などの資格を取得する上で必要な科目であり、多くの学生が履修している。

教員は、「ICT を活用した教育内容改善」をテーマとした FD 研究会を毎年行っており、情報技術向上に努めている。事務職員は、日常業務の中で Word、Excel などを使用することにより、パソコンの技術を向上させている。法人本部では事務職員のパソコン技術向上のための講習会を開催している。

コンピュータシステムの更新や保守に関しては、学内に情報システム部会を設け、新規システムの導入や保守管理について適宜検討を行っている。令和 3 年度入学生からはノートパソコンの必携化を予定している。

教職員は、学内ポータルシステムから講義連絡や課題登録などの教務掲示を行うことができる。

学内は LAN で接続されており、学生はコンピュータ教室でインターネットに接続でき、学習に必要な情報を入手することができる。

授業に Google Classroom を活用している。新型コロナウイルス感染症が蔓延し、対面授業が困難であった前期期間には、Google Classroom を活用し、資料提示や授業動画配信、課題の提出などを行い、遠隔授業をスムーズに行うことができた。後期からはほぼ対面授業に移行したが、その際にも Google Classroom を活用することで資料提示や学生への連絡などもスムーズに行われた。加えて、令和 2 年度は、学生が個々のアカウントを持つ Google メール(すみれメール)を活用した。学生に毎日メールを確認するよう指導したことで、対面授業再開後も有用有効な連絡ツールとして使用している。

コンピュータ教室にはマルチメディア機能を備えた CAI システムが整備されている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

ICT の活用については、授業での活用について最新技術を駆使した教育方法などの講習会を定期的に開催する必要がある。また、学内ポータルサイトの活用については、入学後のガイダンスで学生に伝えているが、十分に活用されているとは言い難い。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和 3 年度入学生よりノートパソコン必携化にともない、令和 3 年 3 月には全教室で利用できるよう学内 Wi-Fi の拡張を行った。この環境を生かして、Google Classroom や Google Meet などを利用してウェブ上での授業展開やレポートや小テストの実施、授業資料のアップロードなどができる。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料:15 計算書類、16 ウェブサイト中長期経営計画「すみれ 2030」、17 ウェブサイト令和 2 年度事業報告及び決算報告(概要)

備付資料:90 滋賀短期大学教育研究充実基金募集趣意書・募集要項、91 財産目録及び計算書類、

備付資料-規程集:20 学校法人純美禮学園経理規程、21 学校法人純美禮学園資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園全体の財務状況は、資金収支及び事業活動収支において直近3年間（平成30年度～令和2年度）、収支均衡な状態となっている。

直近3年間での資金収入・支出の合計は24～32億円程度で推移し、翌年度繰越支払資金も3～6億円程度で安定的に推移しており、前受金収入を上回る額となっている。

事業活動収支計算書の経常収支差額において、令和2年度は収入超過（黒字）となったが、令和元年度は附属保育園の開設に伴う建設費関係、開設準備関係経費などの大型経費支出により支出超過（赤字）となった。また、支出増加だけでなく収入においては学生生徒納付金などの不安定化がその要因となっている。

補助金関係では、令和元年度・令和2年度とも短期大学の経常費特別補助金において、私立大学等改革総合支援事業（タイプ1・3）に採択されたことから補助金収入が若干増加した。ただ、補助金申請の現状においては、新たな活動による展開が必要な競争的補助金の獲得状況が厳しくなっている。

貸借対照表では、令和3年3月31日現在、資産の部合計は6,314,021千円となり、前年度末より21,830千円の増加となった。その主な要因は「特定資産」として、減価償却引当特定資産への積増が主因である。負債の部合計は1,425,856千円となり、前年度末より15,686千円の減少となった。その主な要因は、「固定負債」として、高等学校の新校舎借入金の元金返済分(33,390千円)の開始によるものである。

純資産の部合計は4,888,165千円で、前年度末より37,516千円の増加となった。その主な要因は「第1号基本金」の増加として、短期大学・高等学校の建物・構築物・教育機器備品などの増加によるものであり、全般的に概ね健全に推移している。

私学事業団の基準「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」からみる経営判断指標において、令和元年度の事業活動収支計算書における経常収支差額の悪化もあり、当学園では「B0」（イエローゾーンの予備的段階）の基準に区分される。

また、財政に大きな影響を与える退職給与引当金において、文部科学省の通知（平成23年2月17日付 22高私参第1号）に従い、平成23年度(2011年)から経過措置を適用して10年間で100%繰入れすることとしており計画的に積み増しを実施し、令和2度が最終繰入年となった。

資産運用は、「学校法人純美禮学園経理規程」及び「学校法人純美禮学園資金運用規程」（備付-規程集 20, 21）に基づき、保有資金の安全性を確保しつつ効果的に運用した結果、令和2年度の運用利回りは1.71%（昨年度2.06%）となった。利回り低下要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利率の低下、世界的な株価堅調による債券運用の早期償還など、運用機会の減少などがあると考えられる。また、現在、学校債の発行はしていない。

教育活動に関して、教育研究経費比率は過去3年間、法人全体では25%程度で推移している。短期大学では過去3年間、27～32%程度で推移し、令和2年度は31.6%となった。また、教育研究用の施設設備及び教育資源の活用計画については、各科会及び短期大学事務局が予算案を作成し、法人本部事務局とのヒアリングを経て編成している。図書は、図書館長を委員長とする広報・図書委員会が予算案を作成し、同様の過程

を経て予算編成をしている。

公認会計士による監査状況は、年 6 回程度実施をしている。うち決算監査は 2 日間実施し、学園の監事や学園経営者との意見聴取など(三様監査)を行い、双方間のコミュニケーションを図っている。令和 2 年度は、重大な指摘事項はなく、計算書類などにおいて経営状況及び現在の財政状態等、適正に処理・開示しているものと評価し監査報告書を受理している。

寄付金募集は、募集目的を明確にしつつ、特定公益増進法人の証明及び受配者指定寄付金の手続きを行い、法令に従い適切に行っている。また、在学生に関連する寄付金は、任意の寄付であることを申し添え、趣意書を配付している。特に令和 2 年度は短期大学創設 50 周年を迎え、積極的に募集を行った。(50 周年寄付金/18,187 千円)

短期大学の最重要課題である入学定員の確保において、令和元年度の入学定員充足率は、80.6%となった。これは全国私立短期大学の 87.2%を下回った水準となる。令和 2 年度の入学定員充足率は 87.3%となり、全体平均レベルまで回復することができた。しかし、18 歳人口の減少や高校生の四年制大学への志向等が強く、全体的に入学人数が減少傾向となっていることは変わらず、今後の大きな課題として改善を図る必要がある。

財務的な指標において、「経常収支差額比率」を重点的な目標とし、安定的な収入超過の状態とするため、収入安定化、収容定員の確保を最大の課題としてその比率を向上させたい。

学園の事業計画において、中長期経営計画「すみれ 2030」(2018 年度から 2030 年度)の実行に基づき、期間を 3 段階(第 1 弾:2018 年度から 2020 年度、第 2 弾:2021 年度から 2025 年度、第 3 弾:2026 年度から 2030 年度)に区分して計画的に実施し、2030 年度には学園のあるべき姿を想像できるよう、計画実行を追求することとしている。令和 2 年度は第 1 弾のまとめの年度として実行できた。

また、予算において、その中長期経営計画に基づき単年度の予算計画とし、法人本部において各部門の所属長(学長・校長・園長)との運営ヒアリングに基づき、理事長と協議したうえで予算編成基本方針並びに予算内容を常任理事会・理事会で決議し、評議員会及び理事会の審議を経て毎年 2~3 月に決定している。これら決定事項は、定期的に開催される事務連絡会(各部門の課長等)において徹底し、また、教授会・職員会議などで周知徹底され、PDCA サイクルを運用する仕組みとしている。予算執行は、学園経理規程に則り、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務は、学校法人会計システム(TOMAS システム)による日々の経理伝票処理により、経理責任者の決裁を経て理事長に毎月報告している。資産及び資金の出納状況は、適宜出納帳・試算表を作成して厳格に管理し、一定額以上の大口支出及び当初予算に計上されていない支出については、法人本部と協議し妥当性の可否の判断を受け、安全かつ適正に管理している。

資金運用管理は、学園資金運用規程に則り、安全かつ有効な方法で理事長の決裁を受け運用している。

これらに基づいた経理関係書類は、月次試算表として毎月作成され、経理責任者を経て理事長に報告を行っている。

下記の経年比較表は、新会計基準変更後(平成27年)、直近6年間の主要財務指標の推移である。

表 17 <主要財務指標の経年比較表>

(単位 %)

主要比率	算式(×100)	評価基準	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和1年度 (決算)	令和2年度 (決算)
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	60%以下	62.2%	61.2%	64.1%	64.9%	69.8%	65.6%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	100%以下	97.0%	98.2%	96.1%	100.4%	106.9%	112.0%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	25%以上	24.4%	24.6%	36.5%	25.1%	26.8%	25.1%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	低い方が良 (10%程度)	4.8%	4.5%	6.1%	8.0%	8.3%	7.3%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	高い方が良 マイナス回避	8.4%	9.5%	△6.8%	1.8%	△5.2%	1.7%
教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	高い方が良	12.2%	13.0%	0.7%	5.1%	3.4%	8.7%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	75%以上	75.4%	78.1%	72.4%	61.8%	50.4%	58.0%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	200%以上	226.2%	221.4%	214.5%	195.9%	195.7%	171.1%

*平成27年度より学校法人新会計基準に変更しています。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学独自の中期計画（平成 26 年～令和 5 年）に基づき、第 5 次中期目標・計画（平成 30 年～令和 2 年）を実施した。その骨子は、これまでの伝統と実績を引き継ぎ堅実な教育研究のもとに、地域との連携を深めながら、地域に根差した短期大学づくりをめざすとして、①公開講座等による地域貢献活動、②自治体等との地域連携教育活動、③学長裁量経費による地域連携研究活動、④地域に信頼される短期大学づくりの 4 つを主要なテーマとして取り組んだ。

また、平成 27 年度に実施した S W O T 分析をもとに、各学科の強みや弱みを分析し、短期大学全体の経営戦略を策定した。加えて、学園全体の中長期経営計画「すみれ 2030」を毎年度検証し、その具体的な取り組みを実施した。

学園創立 90 周年(平成 20 年度)の「学園総合改革」により男子学生を受け入れる共学校に移行して、一時的に男子学生の増加により総収容者数（在籍者数）が確保できたが、ここ最近の収容定員充足率では 80%を少し超える程度の推移にとどまり、伸び悩んでいるのが現状である(令和 2 年度入学定員充足率 87.3% 昨年度比+6.7%、収容定員充足率 82.7% 昨年度比+2.0%)。

学園全体としても定員の確保が最大の課題となる中、各部門の学生・生徒・園児数の確保が計画とおり達成できておらず、学生生徒等納付金や補助金等の収入源は減少傾向となりつつある。今後は安定的な収入確保の観点から、短期大学が主導した改善策を講じる必要がある。

令和 2 年度の学園全体の活動区分資金収支計算書において、収入では、本業である教育の教育活動資金収支差額は 158,890 千円の収入超過となった。主な要因は次のとおりである。短期大学の経常費補助金の特別補助金「私立大学等改革総合支援事業(タイプ 1・3)」の獲得(13,062 千円)。短期大学創立 50 周年寄付金の寄与。雑収入として理事長を含む退職者の退職金財団交付金が予算対比 42,293 千円の増加。その他特別収入として退職給与引当特定資産取崩収入が予算対比 28,612 千円と預り金受入(次年度入学生関係等)が予算対比 19,656 千円の増加となった。

支出では、人件費で理事長含む退職金により予算対比 71,999 千円増加した。教育研究経費で新型コロナウイルス感染拡大防止の影響による教育活動の延期・中止により、消耗品費や光熱水費、旅費交通費などの減少により予算対比 30,375 千円の削減となった。管理経費も同様に予算対比 9,836 千円の減少となった。

また、支出の大半を占める人件費における短期大学の人件費率は、短期大学 1 法人

あたりの全国平均は 60%程度（令和 1 年度）となっているが、本学では 58.6%(令和 2 年度)と昨年度(71.06%)より大きく改善し、適正な水準となった。その要因は教職員の人員数の減少や勤続年数の若返り、賞与支給率の減率がある。

施設設備の整備は、遠隔授業に伴うオンライン整備関係の国庫補助金 8,278 千円、2 号館耐震補強工事の国庫補助金 11,022 千円の事業を整備計画に基づき実施した。

また、人事採用計画では中期計画により退職者の補充分を基本とし、現場の状況に応じた期限付き採用（特任・嘱託）を併用して教育内容の充実に努めた。

事業活動収支計算書において、令和 2 年度経常収支差額は 31,015 千円の収入超過（黒字）となった。そのうち短期大学において 21,740 千円の黒字となった。要因は上記にあるように補助金収入の増加、創立 50 周年寄付金の寄与、雑収入の増加に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響による経費支出の削減と退職金関係を除く人件費の減少等がある。改善しつつあるものの、まだまだ直近 3 か年の収益状況をみると不安定な状態となっているため、学校法人の新会計基準において定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分では「B 0」のイエローゾーンの予備的段階にあると言える。早期の改善策により正常な状態とする必要がある。

外部負債では、平成 30 年度の高等学校の校舎新築工事に伴う借入金 600,000 千円と、昨年度(令和元年度)の保育所新園舎の建設費や構築物等の経費に伴う借入金 200,000 千円が嵩み、844,926 千円となった。ただ、借入金においては約定年数の中では十分に返済できる計画である。運用資産では、現金預金 541,787 千円と特定資産 1,442,416 千円の合計で 1,984,203 千円保有しており、外部負債に十分対応できる範囲である。

短期大学における学科ごとの人員は短期大学設置基準に基づき適正な人員を配置し、経費配分も配置に応じた経費となっている。施設整備費については計画的な整備によるが、教育研究用機器備品などの購入については人員に応じた配分となっている。

教員 1 人当りの教育研究費は一律 250 千円の予算配分となっており、特別な研究費は学長裁量で措置している。

これらの財務内容については、ホームページで公開するとともに、事務連絡会、教授会、職員会議などで決算概要を説明し、財務内容の問題点を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財的資源の基本は、安定した収入源の確保にある。その重点課題は以下の 3 つである。

①入学定員の安定的な確保

18 歳人口の減少や四年制大学への志願者の増加がある中、短期大学はその影響が大きい。ため、更なる安定的な入学者数の確保が重要となる。学生募集や入試制度の取り組み、短期大学で学びたいとする教育への魅力づくりを再検証し、具体的な施策を講じる必要がある。そうすることで入学定員の安定的な確保と安定的な学生生徒等納付金収入となる。

②学生の留年・退学・除籍率の低下

全国平均から見ても当学園の留年・除籍・退学率は高止まりしている。令和 2 年度

は短期大学全体で 4.0%となった(留年者 7 名、退学者 12 名、除籍者 3 名=22 名)。特に環境や文化の違いのある留学生への対応には十分注意・配慮を払う必要がある。また、学生の将来設計や学園の財政上の機会損失とならないよう、学生との個別相談や日常のコミュニケーションなど、学生一人ひとりと向き合い、学生にとって面倒見の良い短期大学と評価されるよう取り組み進めていかなければならない。また、これらの取り組みは学園全体への魅力づくりと成り得ると考える。

③競争的補助金の獲得

多数の大学がさまざまな活動により補助金を獲得しようとする中、短期大学の教育的取り組みが学生にとって魅力的なものであり、社会との連携・協働が効果的・有意義なものとなり、また、第三者から評価される教育活動となるように取り組む必要がある。その教育活動の支援策として競争的な補助金の獲得は積極的に推進しなければならない。特に、①特色ある教育活動への展開、②地域社会への貢献について具体的な取り組みが求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生の退学者減少への取り組みについては、クラスアワーの改善によるきめ細やかな指導体制の確保や、退学・休学届出用紙の改善などを行い詳細な原因究明を行うなど対策を図った。

平成 29、30 年度は、コンサルタントの導入を行い積極的に学生募集活動に取り組んだ。その結果、ビジネスコミュニケーション学科の定員確保において成果が見られたが他の学科においては減少する結果となり、学納金収入の減少となっている。成果の検証や業務内容の検証を行った結果期待できる結果が得られず、令和元年度においては契約を解除することとなった。これらの検証を整理し、コンサルタントからの指導助言などを考慮した学生募集に取り組むこととしている。今後は、広報活動についてプロジェクトを立ち上げ取り組み、定員確保に繋げ安定的な財源確保を図っていきたい。また、退学者などによる学納金の機会損失にならないようきめ細やかな学生指導を行う必要があり、シラバスにおけるオフィスアワーの厳格明示などの改革を行った。

FD 研究会の一環として ICT 利用の講習会を行い、授業内での活用につなげた。令和元年度からは、学長のリーダーシップのもと若手教職員による「企画戦略チーム」を立ち上げ、魅力ある短期大学として生き残るために滋賀短期大学の今後のあり方について検討し改革に取り組んでいる

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ICT は情報化社会では必須であり、全学科で関連科目を卒業必修とする。ビジネスコミュニケーション学科ではすでに卒業必修にしており、生活学科、幼児教育保育学科

で「情報処理基礎Ⅰ」・「情報処理基礎Ⅱ」を卒業必修科目にする。また、学内無線 LAN、Wi-Fi 環境を整備し、ポータルシステムを効率よく利用できるよう改善する。

予算編成については、平成 29 年度に導入した会計システムの目的別予算編成を活用することによって精度の高い予算編成ができ、実績把握も瞬時に行うことができることから予算編成の改善につながっている。財務改善については、短期大学 50 周年を視野に入れた中期計画の新たな策定に取り組むこととしている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料：19 寄付行為

備付資料：92 理事長の履歴書、93 学校法人実態調査表(写し)、94 理事会議事録、97 教授会資料・議事録、101 自己点検・評価委員会開催議事録、102 自己点検・評価統括委員会開催議事録、103 日本私立短期大学協会総会出席記録、

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、建学の精神及び教育目的を十分に理解し、教育に深い見識を有しており、附属高等学校、附属幼稚園及び地域との連携の重要性を認識している。また、常任理事会及び理事会などにおいてリーダーシップを発揮するとともに、他の理事の意見を踏

まえて学園の方向性を決定している。これまでの経歴及び経験に裏づけされた理事長の言動は、学園の全教職員から大いなる信頼を得ている。

学園運営の基本となる「財政改善中期計画（学園財政中期計画）」及び予算の策定にあたっては、自らの考えを保持しながらも、法人本部が各部門からヒアリングした結果の報告を聞いたうえで、適宜指示を出している。このように、理事長は学校法人の業務を総理している。

理事長は、決算及び事業報告について、監事の監査を経て、5月に開催する理事会において議決を得た後、評議員会に報告して意見を求めている。

理事会は学校法人の最高議決機関として位置づけ、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、学校法人純美禮学園寄附行為第15条の規定に基づいて理事会を開催している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。学園の重要事項については各部門で検討を重ねた後、常任理事会及び理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

短期大学の自己点検・評価においては、自己点検評価部会が個別に自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会で検討を重ねた結果を、理事長が委員長を務める自己点検・評価統括委員会において総括している（備付-102）。この統括委員会は報告を統括整理し、短期大学全体の自己点検・評価報告書として取りまとめている。さらに、理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

理事長及び理事会は、短期大学の発展のために学園運営に必要な情報の収集を行っている。日本私立短期大学協会の総会及び日本私立学校振興・共済事業団のリーダーズセミナーなどへ参加し、他の短期大学と交流を図るとともに、情報収集を行っている（備付-103）。また、学園内においても短期大学から学内の状況及び周辺地域の情報を収集し、理事会へ適宜提供するとともに、学園の意思決定に必要と思われる事項については、理事長がその旨の指示を出して情報収集に努めている。

理事会は学校法人の最高意思決定機関であることを念頭に、短期大学の運営に関する責任主体は理事会（理事長）にあることを認識し、法人運営に携わっている。また、理事会における議論及び報告などを通じて、理事の職務執行状況を監督している。

学校運営の基本となる学則の改正及び理事会の承認が必要とされている重要な規程の改正については、理事会での審議を経て整備されている。また、その他の運営に必要な規程の整備についても、教授会資料により理事長へ適宜報告されている。

理事就任者には、理事長及び法人本部事務局から短期大学案内、附属高等学校要覧及び附属幼稚園要覧などの資料により、建学の精神をはじめとして学園の経営方針及び短期大学の運営状況などを説明している。理事就任者はこれらを十分に理解した上で、自らの学識及び見識に基づいて法人運営に携わっている。理事の退任については、学校教育法第9条を寄附行為第10条で準用している。

理事の選任にあたっては、学長経験者、校長経験者及び学識経験者を中心に候補者を人選し、私立学校法第38条の規定に基づく寄附行為第6条の規定を基に適切に選任されている。学長及び教員の欠格事由は、寄附行為に規定されていないが就業規則により学校教育法の欠格事由による解雇規定が定められている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

課題としては、学園が直面している学生・生徒の入学定員確保などについて、教職員の意識をさらに高める必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料:91 財産目録及び計算書類、95 学長の個人調書、96 学長の教育研究業績書、
97 教授会議事録(平成 30 年度～令和 2 年度)、100 各種委員会議事録(令和
2 年度)

備付資料-規程集:23 滋賀短期大学学則、25 滋賀短期大学教授会規程、34 滋賀短期大学入試広報センター規程、35 滋賀短期大学キャリア・サポートセンター規程、36 滋賀短期大学高等教育開発センター規程、37 滋賀短期大学ラーニング・サポートセンター規程、38 滋賀短期大学地域連携教育研究センター規程、44 滋賀短期大学学長選考規程、45 滋賀短期大学副学長に関する規程、47 滋賀短期大学役職者に関する規程、62 滋賀短期大学委員会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

本学において、教育研究に関する重要な事項は「滋賀短期大学学則」（備付-規定集 23）及び「滋賀短期大学教授会規程」（備付-規定集 25）に基づき、学長が教授会を召集し、議長として適切に会議の運営を行い、そこでの議論を踏まえて最終的に判断し決定している。

現学長は、平成 30 年 4 月に本学に学長として赴任した。長年にわたる大学教員としての教育・研究の実績に加え、他大学で理事・副学長として大学経営に携わった経験を有している。さらに日本私立短期大学協会において平成 30 年度から 2 年間は副会長に、令和元年度からは教務委員会委員長に、令和 2 年度からは常任委員に就いており、新時代の短期大学運営に対する確かな見識と広い視野をもって、本学の改革全般に対して優れたリーダーシップを発揮している（備付-95、備付-96）。また、学園創設者の足跡を自ら調べて披露するなど、建学の精神について、その背景を含め学内で共有化する取り組みを熱心に行い、教授会、各種委員会などでは、教育方針、短期大学の運営方針についての議論を主導するなど、建学の精神を活かした本学の向上、発展に尽力している。

学生に対する懲戒（退学・停学及び訓告処分）については、学則第 55 条第 1 項により教授会の議を経る必要があり、また、処分にあたって学長は教授会規程第 3 条第 5 号により事前に教授会の意見を聞くこととなっている。令和 2 年度の処分は 0 件であった（備付-規程集 23 学則, 41 学生懲戒処分内規）。

短期大学経営に関する問題に関しては、学長が迅速に判断し意思決定ができるよう学内の関係規定を見直すとともに、平成 30 年度には副学長を増員して 2 名とした。令和 2 年度には組織を改正し、事務局の部長職を廃止し、入試、教務、学務の 3 部門ごとに学長直属の学長補佐を置いた（備付-規程集 47 役職者に関する規程）。さらに、短期大学運営全般にわたる学長の統括を担保するよう、学長、副学長、学長補佐、事務局長及び総務課長が議論する場を毎月設定した。また、短期大学の重要事項を理事長と協議するために「企画調整会議」を設け、定例的に理事長と意見の調整を図っている。

本学の学長選考については、「滋賀短期大学学長選考規程」（備付-規定集 44）に基づき、学長候補者選考委員会が学長候補者を選考して理事会に報告し、理事会は教授会及び評議員会の意見を聞いて学長を選任し、理事長が任命することとなっている。

本学の教授会は、毎月、「教授会規程」（備付-規程集 27）に基づき学長が開催し、教

育研究上の審議機関として適切に運営している。教授だけでなく、准教授、講師、助教の職にある常勤の教員全員で組織し、事務局の各課長の出席のもと、学生の入学・卒業・学位授与・学修評価・賞罰に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学則その他規定に関する事項及び学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、意見を取りまとめている。なお、審議事項については、開催通知に明記し、事前に出席予定者全員に学内メールを配信して周知しており、すべての教授会の審議内容は、議事録として適正に作成し事務局に保管している（備付-97）。

毎年、年度末に開催する教授会においては、学位授与（卒業）状況、資格取得状況、専門就職状況といったその年度の学修成果を報告している。また、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）については、各科での点検を経て企画委員会で協議し、翌年度の教授会で審議し、全教員がその内容を確認し認識している。

教授会のほか教育上の委員会として、関係規程に基づき、企画委員会、教学マネジメント委員会、入学試験委員会、総務委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、学生募集委員会、紀要・図書委員会、研究倫理審査委員会を設置し、必要な委員会には関係部会を設けている。それぞれ所管事項の企画・審議を担い適切に運営されている（備付-規程集 62 委員会規程）。また、6つのセンター（入試広報センター、高等教育開発センター、キャンパスライフ・サポートセンター、キャリア・サポートセンター、ラーニング・サポートセンター、地域連携教育開発センター）が設置され、それぞれの担当課のもと専任職員により運営されている（備付-規程集 34 入試広報センター規程、34-2 キャンパスライフ・サポートセンター規程、35 キャリア・サポートセンター規程、36 高等教育開発センター規程、37 ラーニング・サポートセンター規程、38 地域連携教育研究センター規程）。特に企画委員会は、教学分野の全般に関わる情報の共有、意見交換、協議及び調整を行い、学長のリーダーシップを補佐している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長のリーダーシップのもと、副学長と協働して、意思決定のさらなる迅速化と効率化を図ることが挙げられる。そのため、企画委員会をはじめ、学内にある各種委員会の企画力を上げていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

平成 29 年度までは、毎月、学長と副学長が教務部長、学生募集部長及び学生支援部長から、順次それぞれ所管する委員会での審議状況の報告を受けていた。平成 30 年度後期からは、学長・副学長に各部長が加わる部長会議に変更し、各部長間でも情報共有と意見交換が行なえるようにした。令和 2 年度には、部長に代わり学長補佐及び各課長が出席し、執行部会議として意見交換が拡大できるように改めた。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料： 91 財産目録及び計算書類、105 ウェブサイト「平成 29 年度事業報告及び決算概要報告」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/wpcontent/uploads/2018/06/h29_zaimu.pdf

105 ウェブサイト「平成 30 年度事業報告及び決算概要報告」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/wpcontent/uploads/2020/06/release_12-01.pdf

105 ウェブサイト「令和元年度事業報告及び決算概要報告」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2021/06/release_12-01.pdf

106 評議員会議事録「平成 30 年度～令和 2 年度」

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事会に毎回出席して理事の職務執行状況を監督するとともに、法人本部事務局などから説明を受け、必要に応じて学校法人の業務または財産について意見を述べるなどして業務監査を実施している。加えて、私立学校振興助成法に基づいて会計監査を委託している公認会計士による会計監査のうち、決算監査時には立ち合い、意見聴取を実施している。また、決算理事会や評議員会に出席をし、監査報告などを報告している。(備付-105、106、107)

毎会計年度の監査報告書は、会計年度終了後 2 ヶ月以内の 5 月末までに開催される理事会及び評議員会へ提出している。また、この報告書は法人のウェブサイトにて公表している。(備付-124、125、126)

監事は、文部科学省が開催する監事研修会に積極的に参加し、私学行政の課題や現状について認識を深めている。また、監事の監査項目やその役割が多岐にわたっており、短期大学を取り巻く状況などについての情報を得るため、平成 27 年度から教学面の監査を充実させるため、各部門の教学担当者などと現状や課題についての意見交換を積極的に実施している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

寄附行為の規定に基づき、評議員の定数は17人から23人（令和元年4月1日現在の現員は21人）であり、理事定数の8人から11人（令和元年4月1日現在の現員は10人）の2倍を超えている。

私立学校法第42条に規定されている予算、借入金及び重要な資産処分に関する事項などについては、寄附行為第20条（諮問事項）の規定に基づいて理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後理事会で議決している。評議員は、寄附行為第22条の規定に基づく選任区分にしたがった数により組織している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

平成19年に学校教育法の改正により、大学は、教育研究成果の普及や活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとされている。平成22年には学校教育法施行規則の改正により、教育研究活動などの状況として公表すべき事項については、ウェブサイトを通じて詳細な公表を行っている。

財務情報は、①法人の概要、②法人会議及び監査の実施状況、③各部門の教育推進の概要(事業報告)、④決算概要及び決算書類と主要な財務指標・グラフなどを公開するとともに、1. 財産目録、2. 貸借対照表、3. 収支計算書、4. 事業報告書、5. 監事による監査報告書などの閲覧にも供している。また、「大学ポートレート」（日本私立学校振興・共済事業団）にも公表している。さらに、学報を通じての財務情報の公開も行っている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

ガバナンス強化や財政体質の強化は、中長期経営計画「すみれ2030」に基づいた各部門の事業計画や財務計画を毎年度厳格に検証し改善していくことにある。しかし、現状では、その検証結果が次期度以降の計画に十分反映することができているとはいえない。教職員全員がその計画を共有し、一丸となってPDCAサイクルを稼働させる必要がある。

事業計画や財務情報の公開は、学校法人会計基準の改正により、「第三者にもわかりやすく」、「学校経営の改善に役立つ」等の観点から、学校法人の経営状態や財務状況の透明性の充実が図られた。学園としては、事業計画や財務情報の公開により、さらなる事業計画や財務の健全性を追求し体質の強化に努めるとともに、教職員全員が事業計

画や財務内容を共有し、健全な意識改革を実行していく必要がある。

ガバナンスにおいては、学校法人を取り巻く環境変化のスピードやその高度化に対して、学校経営者が的確・迅速に対応していく仕組みづくりが重要となる。理事会・評議員会・常任理事会の機能強化、内部統制では監事や内部監査室・学園の公認会計士などによる三様監査機能の強化、各部門の委員会などの役割強化など、それぞれの機能強化が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和元年5月に私立学校法の一部改正があった(令和元年5月24日公布、令和2年4月1日より施行)。主な改正内容は、①役員の職務と責任の明確化等、②経営力の強化(中期的な計画の作成)、③情報公開の充実、④破綻処理手続きの円滑化などである。

本学においてはすべて対応ができています。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

理事会機能の充実、教育の質保障・教職員の質向上に努め、理事長・学長等の強いリーダーシップを通じた経営力の強化に取り組むことが重要である。

2018年度からは学園の中長期経営計画「すみれ2030」として、2030年度の達成に向けて、学園のあるべき姿を追求し、毎年度検証を繰り返し、改善計画を立案している。

教育及び財務情報などのガバナンスでは、迅速かつ適切な対応と取り組みを実施している。また、「一般行動計画」ではウェブサイトへの掲載も図っている。今後もガバナンスの強化を図るため、ウェブサイトを活用した取り組みを実施していく。

監事監査においては、年間計画を作成し、監査内容の充実に取り組む。特に学園の公認会計士や内部監査室との連携や対話(三様監査)を強化し、理事の職務執行への牽制、ガバナンスの強化に努める。

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成27年に受けた認証(第三者)評価において、理事会及び評議員会の議決の取扱い方法について「欠席者への議決は、書面により議案に対する賛否を表現する方法で取ることが望ましい」との指摘を受けた。それ以降、理事会及び評議員会では、欠席者への議決については適正に対応している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事による監査の役割はますます重要となってきた。監事は、理事会・評議員会への出席と理事の「職務執行監査」及び決算等に係る「財務監査」、学園全体の教学に関する「教学監査」を実施している。

加えて、学園の内部監査室との対話を図り、適正な会計処理方法や事務の効率化等を図っている。また、適宜、理事長と個別懇談を行い、さらに充実した監査内容となるよう改善を図っている。

〔様式 9〕 提出資料一覧

提出資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1 2 3	Student Handbook 2020 大学案内〔令和 2 年度〕〔令和 3 年度〕 ウェブサイト「令和 2 年度の教育情報の公表／建学の精神」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2019/05/release_01_2019.pdf
B 教育の効果		
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	4	滋賀短期大学学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 5	Student Handbook 2020 ウェブサイト「令和 2 年度の教育情報の公開／学科・コースの教育目的」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2019/05/release_03_2019.pdf
学習成果を示した印刷物等	2 6 7 8	大学案内〔令和 2 年度 2020〕〔令和 3 年度 2021〕 ウェブサイト「令和 2 年度の教育情報の公開／卒業者数、進学者数、就職者数／資格免許取得状況」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/ ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開／卒業者の進学・就職状況」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2018/ ウェブサイト「大学紹介／3 つのポリシー」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/
C 内部質保証		
自己点検・評価を実施するための規程	9	滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程（備付資料－規程集 30）
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 8	Student Handbook 2020 ウェブサイト「大学紹介／3 つのポリシー」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/

提出資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
		ease/release-2019/
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 8	Student Handbook 2020 ウェブサイト「大学紹介／3つのポリシー」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/
入学者受入れの方針に関する印刷物等	8 10 11	ウェブサイト「大学紹介／3つのポリシー」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/ 2021 入試ガイド [令和3年度] 2021 総合型選抜事前面談エントリーシート [令和3年度]
シラバス ■ 令和元年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	12	シラバス [令和2年度]
学年暦 ■ 令和元年度	13	学年暦 [令和2年度]
B 学生支援		
学生便覧等、学習支援のための配布物	1	Student Handbook 2020
短期大学案内 ■ 令和元年度入学者用及び令和2年度入学者用の2年分	2	大学案内[令和2年度2020][令和3年度2021]
募集要項・入学願書 ■ 令和元年度入学者用及び令和2年度入学者用の2年分	14 10	学生募集要項・入学願書 入試ガイド
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]、「財務状況調べ」[書式4]	15	計算書類 資金収支計算書・消費収支計算書・事業活動収支計算書の概要、貸借対照表の概要、活動区分資金収支計算書
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）計算書類（決算書）の該当部分	15	計算書類（資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表）
活動区分資金収支計算書 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年	15	計算書類（活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表）

提出資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
度) 計算書類 (決算書) の該当部分		
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間 (平成 29 年度～令和元年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	15	計算書類 (消費収支計算書・消費収支内訳表)
貸借対照表 ■ 過去 3 年間 (平成 29 年度～令和元年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	15	計算書類
中・長期の財務計画	16	中長期経営計画「すみれ 2030」 ウェブサイト https://www.sumire.ac.jp/information/pdf/plan_03.pdf
事業報告書 ■ 過去 1 年間 (令和元年度)	17	決算概要報告 (令和 2 年度事業報告について ウェブサイト https://www.sumire.ac.jp/pdf/zaimu/2019_zaimu.pdf
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 3 年度)	18	
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	19	寄付行為

[注]

- ☐ 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- ☐ 準備できない資料 (例えば、取組み自体を行っていない場合等) については、「該当なし」と記載してください。
- ☐ ウェブサイトで公表している場合、一覧の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- ☐ 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和元年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3 年度のものを備付資料として準備してください。
- ☐ 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和元年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- ☐ 紙媒体で提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1 2 3	純美禮学園百年史 純美禮学園ウェブサイト「ごあいさつ」 https://www.sumire.ac.jp/president/ ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/about/#ideals
地域・社会の各種団体との協定書等	4 5 6 7 8 9	地域移動講座案内 大津市と滋賀短期大学との協力に関する協定書 守山市と滋賀短期大学との連携協力に関する協定書 家庭的保育推進事業（基礎研修）講座 「道の駅竜王かがみの里」および「道の駅アグリパーク竜王」と滋賀短期大学との連携企画型実習に関する協定書 滋賀県保育協議会への講師派遣 図書館利用案内
B 教育の効果		
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	10 11	授業参観記録用紙 履修系統図
C 内部質保証		
過去3年間（平成29年度～令和元年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	12 13	自己点検・評価報告書 自己点検・評価報告書 ウェブサイト https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2017/06/release_44_h29_h28.pdf https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2018/06/release_44_h31.pdf https://www.sumire.ac.jp/tandai/wp-content/uploads/2020/03/release_65_2019.pdf
高等学校等からの意見聴取に関する記録等		
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	14 15	外部評価委員会報告書（2002年・2003年） 事業計画書、実績報告書
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	16 17 18	中期目標計画 委員会における自己点検評価に関する議事録 高大連携調整会議

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	19 20	卒業判定資料 [令和2年度] 就職状況表及び就職一覧 [令和2年度]
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料		
職業又は実生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料		
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	21 11 22 23 24 25 26 27 28	環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度案内 履修系統図 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート） シラバスチェックシート 令和2年度附属高等学校「実践講座」実施計画表 令和2年度附属高等学校フレッシュ講座計画表 2020年度滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座 2020年度版滋賀短期大学出前授業のご案内 ホームカミングデー案内
B 学生支援		
学生支援の満足度についての調査結果	29	短大生調査 2020 調査結果
就職先からの卒業生に対する評価結果	30	卒業生評価アンケート調査結果
卒業生アンケートの調査結果	31	2020 年度卒業生アンケート調査
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	32	令和3年度入学手続案内
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	33	入学前課題一式
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	34	オリエンテーション資料（新入生オリエンテーション、教務オリエンテーション）
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	35 36 37 38	学生カード 就職（進学）登録カード 学生動向情報共有用紙 健康調査票
進路一覧表等 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	39 40	学生進路一覧表（産業別・職種別） [平成30年度] [令和元年度] [令和2年度] 学生進学一覧 [平成30年度] [令和元年度] [令和2年度]

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
GPA 等の成績分布	41	GPA 分布図 〔平成 30 年度入学生〕〔令和元年度入学生〕〔令和 2 年度入学生〕
学生による授業評価票及びその評価結果	42 43 44	学生による授業評価マークシート 学生による授業評価結果 授業評価アンケート結果に対する教員コメント集
社会人受入れについての印刷物等	45 46	科目等履修生出願要項 公開授業のご案内
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
留学生の受入れについての印刷物等		(提出資料 11)
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	28 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65	ホームカミングデー案内 非常勤講師予定者教務説明会案内 非常勤講師打合せ案内 学園職員研修会案内 手作り絵本コンクール募集要項 ウェブ履修の手引き 休退学届の学生対応記録票 保健室来室状況報告・学生相談室報告書 学生団体結成一覧表 学園祭パンフレット 就職支援講座案内 資格取得講座案内 就職のしおり 進学ガイダンス案内 学生生活オリエンテーション案内 ピアノ基礎講座案内 人権講演会案内 人権研修会案内 教育懇談会案内 インターンシップ実習名簿
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
専任教員の個人調書	66	専任教員個人調書
■ 教員個人調書〔様式 19〕(令和 3 年 5 月 1 日現在)	67	専任教員教育研究業績書
■ 教育研究業績書〔様式 20〕(過去 5 年間)	68	ウェブサイト「大学紹介／教員紹介」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/about

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
(平成 28 年度～令和 2 年度)		/teacher
非常勤教員一覧表 [様式 21]	69	非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等	70	滋賀短期大学地域連携年報 [平成 30 年度] [令和元年度]
■ 過去 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度)	71	学報 [平成 30 年度] [令和元年度] [令和 2 年度]
専任教員の年齢構成表 認証評価を受ける年度 (令和 2 年 5 月 1 日現在)	72	専任教員の年齢構成表
専任教員の研究活動状況表 [様式 22] ■ 過去 5 年間 (平成 28 年度～令和 2 年度)	73	専任教員の研究活動状況表
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23] ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度)	74	科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度)	75	滋賀短期大学研究紀要 [平成 30 年度] [令和元年度] [令和 2 年度]
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名) ■ 認証評価を受ける年度 (令和 3 年 5 月 1 日現在)	76	教員以外の専任職員の一覧表
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度)	77	FD 活動の記録
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度)	78	SD 活動の記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	79	学校法人純美禮学園職員 (事務) 個人評価制度実施要項
	80	学長裁量経費資料
	81	教務必携
	82	滋賀短期大学危機管理ガイドライン
	83	自衛消防編成表・火元取締責任区分表・火災 (緊急) 電話連絡網
	84	防災訓練要項
	85	新任教職員ガイダンス案内
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途 (室名) を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	86	学舎配置図
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等 (冊子等も可)	9	図書館利用案内

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	87	学内 LAN 敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の 配置図	88	0A 教室（コンピュータ教室）の配置図
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	89	Campus mate-J 教員マニュアル
D 財的資源		
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	90	[滋賀短期大学教育研究充実基金] 募集趣意書・ 募集要項
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）	91	財産目録及び計算書類 （平成 30 年度）（令和元年度）（令和 2 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 3 年 5 月 1 現在）	92	理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）	93	学校法人実態調査表（写し） [平成 30 年度] [平成元年度] [令和 2 年度]
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）	94	理事会議事録 [平成 30 年度] [令和元年度] [令和 2 年度]
諸規程集		※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ		
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 19]（令和 2 年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場 合、「専任教員の個人調書」と同じく、過 去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の 教育研究業績書 [様式 20]	95 96	学長の個人調書 学長の教育研究業績書
教授会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）	97 98 99	教授会議事録 [平成 30 年度～令和 2 年度] 理事会議事録 [令和元年度] 理事会議事録 [令和 2 年度]
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間（令和 2 年度）	100 101 102 103	各種委員会議事録 [令和 2 年度] 自己点検評価委員会議事録 自己点検評価統括委員会議事録 日本私立短期大学協会総会出席記録
C ガバナンス		
監事の監査状況	104	監査報告書

備付資料	通し 番号	資料番号・資料名・該当ページ
■ 過去3年間（平成30年度～令和2年度）	105	ウェブサイト「事業報告及び決算概要報告」 https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/ https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/ https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成30年度～令和2年度）	106	評議員会議事録 [平成30年度] [令和元年度] [令和2年度]

※＜諸規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・ 個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・ 基準Ⅳ（様式8）のテーマA「理事長のリーダーシップ」について、備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

規程集通し番号	規 程 名
	学校法人純美禮学園総則＜抜粋＞
	☐ 組織・運営規程
規程集 1	学校法人純美禮学園個人情報保護基本方針
規程集 2	学校法人純美禮学園個人情報の保護に関する規則
規程集 3	学校法人純美禮学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
規程集 4	学校法人純美禮学園個人番号及び特定個人情報取扱規則
規程集 5	学校法人純美禮学園文書取扱規程
規程集 6	学校法人純美禮学園公印取扱規程
	☐ 就業関係
規程集 7	学校法人純美禮学園就業規則
規程集 8	学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程
規程集 9	学校法人純美禮学園旅費支給規程
規程集 10	学校法人純美禮学園海外旅行旅費支給内規
規程集 11	学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程
規程集 12	学校法人純美禮学園ハラスメント防止等に関する規程
規程集 13	学校法人純美禮学園ストレスチェック実施規則
規程集 14	学校法人純美禮学園公益通報者保護規則

	□人事関係
規程集 15	滋賀短期大学定年規程
規程集 16	学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程
規程集 17	学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程
規程集 18	学校法人純美禮学園の非常勤職員の雇用等に関する規程
	□給与関係
規程集 19	学校法人純美禮学園職員給与規程
	□経理関係
規程集 20	学校法人純美禮学園経理規程
規程集 21	学校法人純美禮学園資金運用規程
	□福利厚生関係
規程集 22	学校法人純美禮学園奨学資金支給等に関する規程
	□滋賀短期大学 総則関係
規程集 23	滋賀短期大学学則
規程集 24	滋賀短期大学学位規程
規程集 25	滋賀短期大学教授会規程
規程集 26	滋賀短期大学学科会規程
規程集 27	滋賀短期大学図書館規程
規程集 28	滋賀短期大学図書館除籍内規
規程集 29	滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程
規程集 30	滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程
規程集 31	滋賀短期大学第三者評価連絡調整責任者（ALO）に関する規程
規程集 32	滋賀短期大学乳幼児総合研究所規程
規程集 33	滋賀短期大学乳幼児総合研究所に関する申合せ
規程集 34	滋賀短期大学入試広報センター規程
規程集 34-2	滋賀短期大学キャンパスライフ・サポートセンター規程
規程集 35	滋賀短期大学キャリア・サポートセンター規程（令和元年12月5日制定）
規程集 36	滋賀短期大学高等教育開発センター規程
規程集 37	滋賀短期大学ラーニング・サポートセンター規程（令和2年4月1日制定）
規程集 38	滋賀短期大学地域連携教育研究センター規程
規程集 39	滋賀短期大学倫理規程
規程集 40	滋賀短期大学危機管理規程
規程集 41	滋賀短期大学学生懲戒処分内規
規程集 42	滋賀短期大学旅費支給内規
規程集 43	滋賀短期大学自家用車使用による出張に関する申合せ…
	□滋賀短期大学 人事関係
規程集 44	滋賀短期大学学長選考規程
規程集 45	滋賀短期大学副学長に関する規程

規程集 46	滋賀短期大学副学長の職務に関する内規
規程集 47	滋賀短期大学役職者に関する規程
規程集 48	滋賀短期大学役職者及び学科長に関する申合せ (R2/3/2 制定)
規程集 49	滋賀短期大学学科長選考規程
規程集 50	滋賀短期大学名誉教授称号授与規程
規程集 51	滋賀短期大学名誉教授称号授与規程運用内規
規程集 52	滋賀短期大学人事委員会規程
規程集 53	滋賀短期大学資格審査委員会規程
規程集 54	滋賀短期大学教員資格審査基準
規程集 55	滋賀短期大学教員資格基準運用内規
規程集 56	滋賀短期大学特任教員規程
規程集 57	滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規
規程集 58	滋賀短期大学実務教育優秀教員推薦規程
規程集 59	滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ
規程集 60	滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ
規程集 61	滋賀短期大学における課外活動指導に関するガイドライン
	□滋賀短期大学 各種委員会関係
規程集 62	滋賀短期大学委員会規程
規程集 63	滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程
規程集 64	滋賀短期大学衛生委員会規程
規程集 65	滋賀短期大学高大連絡調整会議規程
	□滋賀短期大学 助成関係
規程集 66	滋賀短期大学公的研究費取扱規程
規程集 67	滋賀短期大学研究活動の不正行為への対応に関する規程
規程集 68	滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程
規程集 69	滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程
規程集 70	滋賀短期大学個人研究費運用内規
規程集 71	滋賀短期大学研究紀要投稿内規
規程集 72	滋賀短期大学一般奨学生選考規程
規程集 73	滋賀短期大学一般奨学生選考対象者の家計基準
規程集 74	滋賀短期大学スポーツ奨学生選考規程
規程集 75	強化指定クラブ（部）運営要項
規程集 76	滋賀短期大学夢・未来人特待生制度による奨学生選考規程
規程集 77	滋賀短期大学社会人入学奨学生選考規程
規程集 78	滋賀短期大学外国人奨学生選考規程
規程集 79	滋賀短期大学委託訓練学生規程
規程集 80	滋賀短期大学教職員学長表彰制度規程
規程集 81	滋賀短期大学教職員学長表彰制度規程に係るガイドライン

	□滋賀短期大学 教務関係
規程集 82	滋賀短期大学科目等履修生規程
規程集 83	滋賀短期大学研究生規程
規程集 84	滋賀短期大学特別聴講学生規程
規程集 85	滋賀短期大学学校推薦型選抜 A（併設校）に関する規程（R1/9/5）
規程集 86	滋賀短期大学外国人留学生規程
規程集 87	滋賀短期大学転科に関する内規
規程集 88	滋賀短期大学再入学に関する内規
規程集 89	滋賀短期大学復籍に関する内規
規程集 90	滋賀短期大学授業科目履修に関する内規
規程集 91	滋賀短期大学試験及び成績に関する内規
規程集 92	滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規
規程集 93	滋賀短期大学暴風警報等発令及び交通機関の運転休止に伴う授業、試験等の取扱い規程
規程集 94	滋賀短期大学補講の取扱いについて
規程集 95	滋賀短期大学入学時学費等納入内規
規程集 96	滋賀短期大学授業料等納入内規
規程集 97	滋賀短期大学における修業年限を超えた者の授業料等に関する申合せ
規程集 98	滋賀短期大学再試験実施科目の成績評価の異議申し立てに関する申合せ
規程集 99	滋賀短期大学年次に関する申合せ
規程集 100	滋賀短期大学障がいのある入学志願者があった場合の対応に関する申合せ
規程集 101	滋賀短期大学委託訓練学生規程
規程集 102	特任教員（Ⅱ型）の授業時間数の計算について（申合せ）
規程集 103	滋賀短期大学授業担当のルールについて
規程集 104	滋賀短期大学公開授業実施規程
規程集 105	滋賀短期大学 GPA 制度に関する要綱
規程集 106	滋賀短期大学スチューデント・アシスタントに関する規程
	□滋賀短期大学 その他
規程集 107	滋賀短期大学防火管理規程
規程集 108	滋賀短期大学職業紹介業務運営規程
規程集 109	滋賀短期大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程
規程集 110	滋賀短期大学証明等手数料規程
規程集 111	滋賀短期大学学生の表彰に関する規程
規程集 112	滋賀短期大学学生表彰実施細則
規程集 113	滋賀短期大学学生海外研修旅行規程
規程集 114	滋賀短期大学学術情報リポジトリ運用規程
規程集 115	滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ
規程集 116	滋賀短期大学公開講座受講生に対する図書館利用に関する申合せ
規程集 117	滋賀短期大学学内ワークスタディ実施要項

規程集 118	滋賀短期大学施設等の学外貸与に関する規程
規程集 119	滋賀短期大学学生自治会会則
規程集 120	滋賀短期大学後援会会則
規程集 121	滋賀短期大学同窓会会則
規程集 122	学校保健安全法（抜粋）
規程集 123	学校保健安全法施行規則（抜粋）

〔注〕

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検
- ・評価を行う令和元年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3 年度のを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和元年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 紙媒体で提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。